



令和4年度
WTOと広域FTAを通じた
貿易ルールの刷新に向けて

2023年3月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

令和4年度 (一財) 貿易・産業協力振興財団 助成事業

は し が き

今日の国際通商法システムは、多角的貿易機関としての WTO と主要貿易国が参加する広域 FTA が併存する状況ととらえられます。しかしながら WTO は、交渉フォーラムとしての機能や紛争解決機能を十全に発揮できない状況が続いており、その一方で、RCEP（地域包括的経済連携）、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的で先端的な協定）、日 EU・EPA（経済連携協定）、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）など近年相次いで発効した広域 FTA は、WTO の機能不全で立ち遅れている貿易自由化と貿易ルールの刷新の役割を担うことが期待されております。しかしながら、広域 FTA はそれぞれが独自の内容を持っており、貿易ルールを断片化（fragmentation）するリスクも否定できません。広域 FTA が抱えるこのリスクを克服するには、広域 FTA を通じた貿易ルールの刷新を WTO の多角的貿易ルールの刷新につなげてゆくことが必要です。

本報告書では、広域 FTA を通じた貿易ルールの刷新が進められているテーマとして、「電子商取引」、「国有企業」、「労働」、「環境」、「政府調達」を取り上げ、広域 FTA がいかなるルールを盛り込んでいるか、そして、それらの先端的なルールを WTO の多角的貿易ルールの刷新につなげるためにいかなる方策が考えられるかをとりまとめました

令和 4 年度「WTO と広域 FTA を通じた貿易ルールの刷新に向けて」調査研究委員会の構成員は次の通りです。

| | | |
|---------------|----------------|--|
| 委員長 | 中川 淳司 | 中央学院大学教授、東京大学名誉教授、 アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士 |
| 委員 | 伊藤 博敏 | 日本貿易振興機構 海外調査部 国際経済課 課長 |
| 委員 | 梅島 修 | 高崎経済大学 社会科学部 教授 |
| 委員 | 平見 健太 | 長崎県立大学 国際社会学部 准教授 |
| 委員 | 福永 有夏 | 早稲田大学 社会科学部 教授 |
| オブザーバー 事務局 | 米谷 三以 野口 直良 | 経済産業省 通商政策局 通商法務官 (一財) 国際貿易投資研究所 専務 |

本報告が関係者皆様方にとってご参考になれば幸いです。

なお、本報告書全文を別途弊研究所ホームページ <https://iti.or.jp/research> の「ITI 調査研究シリーズ」欄に掲載いたしますので、併せてご利用下さい。本報告が関係者皆様方にとってご参考になれば幸いです。

2023 年 3 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所

要 約

第 1 章 WTO のルールメイキング機能の可能性

中央学院大学教授、東京大学名誉教授
アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
研究会委員長 中川 淳司

ドーハ開発アジェンダの失敗は WTO のルールメイキング機能の不全を強く印象付けたが、その一方で、サービス国内規制に関する有志国の交渉妥結（2021 年 12 月）、漁業補助金協定の採択（2022 年 6 月）と、ルールメイキング機能の回復につながる成果が得られた。これに続いて、開発のための投資円滑化についても 2023 年前半に有志国の交渉が妥結する見込みがあり、貿易円滑化協定、漁業補助金協定に続く WTO の下で 3 本目の多角的貿易協定が成立することが期待できる。ただし、電子商取引に関する有志国の交渉は妥結までなお時間を要する見込みである。また、交渉が妥結しても、交渉結果が多角的貿易協定として採択される見込みは小さい。この交渉が妥結するかどうか、妥結するとして、いかなる法形式が採用されるかが、WTO のルールメイキング機能の回復を評価する上での試金石となるだろう。

第 2 章 WTO と FTA を通じた電子商取引関連ルール形成の動向

日本貿易振興機構 海外調査部国際経済課
課長 伊藤 博敏

デジタル空間でのビジネスや消費活動の安全性・効率性を確保するためには、多国間での国際ルールの形成が急務である。WTO では共同声明イニシアティブに基づき、有志国間で電子商取引に関わるルール形成の取り組みが進展。半面、一部の国・地域では、各々の政策目的の下、データの移転などに対する独自の法規制導入が進む。これに対し、近年の FTA の電子商取引関連条項は、WTO 有志国交渉のベンチマークとなる新たなルールを設計する。協定により拘束力や実効性は異なるものの、一定水準の規律を有する FTA の増加や、既存協定の見直し協議等を通じ、自由化水準や規律の共通化を図ることが WTO の下での交渉プロセスを補完するうえで重要である。

第3章 産業補助金に対抗する方策

高崎経済大学 経済学部国際学科
教授 梅島 修

これまでの研究で明らかとした WTO 協定の問題点を踏まえ、同協定に整合的に産業補助金に対抗する方法を検討、提案する。第1に、原材料は政府の委託指示により低価格で提供されているとして、それを使用した輸出産品に相殺関税を適用する方法である。第2に、輸出産品生産者の原材料原価は AD 協定 2.2.1.1 条の「通常」のものではないとして、同原価を修正してダンピングマージンを計算し、AD 関税に産業補助金に対抗する額を含めて課す方法である。

第4章 経済安全保障に関わる国際ルール形成の動向とその特質

長崎県立大学 国際社会学部
准教授 平見 健太

経済安全保障上の課題に立続けてに直面した先進諸国は、近年、既存の WTO や FTA とは異なる取り組みとして、TTC や IPEF といった新たな経済枠組み構想の実現に着手し始めたが、本稿では以上の TTC と IPEF を検討素材とし、こうした動向が既存の通商秩序に及ぼしうる影響を考察した。具体的には、国際経済協力を支える理念的基盤に変化がみられること（「より自由な貿易」から「自由かつ安全な貿易」への変化）、かような理念的基盤のもと、価値共有国間での経済的エコシステムの構築が目指されていること、そして、そのための政策調整フォーラムないしルール整備が進行しつつあることなどが明らかになった。

第5章 貿易紛争処理の現状と見通し

早稲田大学 社会科学部
教授 福永 有夏

貿易紛争は、これまで主として WTO 紛争処理において法に基づく解決が成功裏に行われてきた。

しかし、米国による上級委員会委員任命拒否によって、2019年12月以降上級委員会は機能不全に陥っている。上級委員会以外の WTO 紛争処理手続(パネル手続等)は引き続き機能しているが、2019年12月までに比してその利用件数は低迷している。

他方、上級委員会の代わりに仲裁が上訴手続として活用されるなど、注目される新たな展開もある。また FTA に定められた紛争処理手続の利用も散見されるようになっている。

そこで本章第1節では、2022年2月1日から2023年1月末までを中心とする最近の WTO 紛争処理の動向を分析する。続く第2節では、FTA 紛争処理の活動状況を概観する。まとめでは、WTO 紛争処理の改革を含む貿易紛争処理の今後の見通しを展望する。

目 次

| | |
|--------------------------------------|---|
| WTO と広域 FTA を通じた貿易ルールの刷新に向けて：総括..... | 1 |
|--------------------------------------|---|

中央学院大学教授、東京大学名誉教授
アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
研究会委員長 中川 淳司

| | |
|--------------------------------|---|
| 第 1 章 WTO のルールメイキング機能の再検討..... | 6 |
|--------------------------------|---|

中央学院大学教授、東京大学名誉教授
アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
研究会委員長 中川 淳司

| | |
|---|----|
| 第 1 節 はじめに | 6 |
| 第 2 節 漁業補助金協定 | 6 |
| 1. 漁業資源の保存・管理レジームの展開と漁業補助金規制 | 6 |
| 2. 漁業補助金協定の概要 | 8 |
| 第 3 節 共同声明イニシアティブ | 10 |
| 1. 電子商取引 | 10 |
| 2. 開発のための投資円滑化 | 12 |
| 3. 中小零細企業..... | 14 |
| 4. 共同声明イニシアティブの見通しと課題..... | 15 |
| 第 4 節 貿易と環境に関する 3 つのイニシアティブ | 17 |
| 1. 貿易と環境の持続可能性に関する構造的協議 (TESSD) | 17 |
| 2. プラスティック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易 | 17 |
| 3. 化石燃料補助金改革 (FFSR) イニシアティブ | 18 |
| 4. 3 つのイニシアティブがルールメイキングに向う見通し | 18 |
| 第 5 節 結論：WTO のルールメイキング機能回復の見通しはあるか..... | 19 |

| | |
|--|----|
| 第 2 章 WTO と FTA を通じた電子商取引関連ルール形成の動向..... | 24 |
|--|----|

日本貿易振興機構 海外調査部国際経済課
課長 伊藤 博敏

| | |
|---------------------------------|----|
| 第 1 節 はじめに | 24 |
| 第 2 節 デジタル関連ルールの意義..... | 24 |
| 1. 飛躍的に拡大する世界の越境データ流通量 | 24 |
| 2. 電子商取引やデジタル貿易に関連する主なルール | 25 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 第3節 デジタル保護主義の台頭と企業への影響 | 27 |
| 1. 各国の国内法に基づくデータ管理規則の導入状況 | 27 |
| 2. 中国およびベトナムの事例（2022年の動き） | 28 |
| 3. 企業のデータ取得・移転に際し影響の大きい規制項目 | 29 |
| 第4節 WTOにおける電子商取引交渉の経緯と課題 | 30 |
| 1. 統合交渉テキストに基づく交渉の進捗状況 | 30 |
| 2. 電子商取引交渉が直面する課題 | 32 |
| 第5節 FTAを通じたルール形成と展望 | 33 |
| 1. 電子商取引やデジタル貿易を扱う協定の件数・割合 | 33 |
| 2. デジタル分野に対象を限定した分化型協定 | 34 |
| 3. FTA交渉の進展および規律の実効性における課題 | 35 |
| 第6節 おわりに | 38 |

第3章 産業補助金に対抗する方策

高崎経済大学 経済学部国際学科
教授 梅島 修

| | |
|---|----|
| はじめに | 42 |
| 第1節 相殺関税措置による産業補助金への対抗する新たな手法 | 43 |
| 1. 序論 | 43 |
| 2. 米国商務省バイオディーゼル相殺関税調査 | 44 |
| 3. EU アルゼンチン産バイオディーゼル反補助金調査 | 45 |
| 4. 委託指示の産業補助金への適用可能性 | 46 |
| 5. 第三国ベンチマークの調整－構成価額の利用 | 47 |
| 6. まとめ | 48 |
| 第2節 AD措置による産業補助金への対抗 | 48 |
| 1. AD協定2.2.1.1条「通常」ではない状況の認定によるAD関税の引き上げ | 48 |
| 2. <i>Ukraine – Ammonium Nitrate (Russia)</i> (WT/DS493) | 49 |
| 3. <i>EU – Cost Adjustment Methodologies II (Russia)</i> (WT/DS494) | 50 |
| 4. 2.2.1.1条に基づき産業補助金をAD措置の一部とする可能性 | 50 |
| 5. 2.2.1.1条の「通常」を活用した場合の効果 | 51 |
| 6. 2.2条のPMSと併用するときの問題点 | 52 |
| 7. まとめ | 53 |
| おわりに | 53 |

第4章 経済安全保障に関わる国際ルール形成の動向とその特質..... 56

長崎県立大学 国際社会学部

准教授 平見 健太

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1節 経済と安全保障の接近・融合と近時の国際社会の潮流..... | 56 |
| 第2節 第2節 新たな秩序形成の萌芽？..... | 57 |
| 1. 米国・EU 貿易技術評議会..... | 57 |
| 2. インド太平洋経済枠組み（IPEF）..... | 58 |
| 3. TTC および IPEF の共通性..... | 59 |
| 第3節 TTC および IPEF 構想の特質..... | 61 |
| 1. 国際経済協力を支える理念的基盤の変化..... | 61 |
| 2. 価値の共有を前提としたエコシステムの構築..... | 61 |
| 3. ルール形態・内容の変化..... | 62 |
| 第4節 課題..... | 63 |

第5章 貿易紛争処理の現状と見通し..... 67

早稲田大学 社会科学部

教授 福永 有夏

| | |
|---------------------------|----|
| 第1節 WTO 紛争処理の概況..... | 67 |
| 1. 新たな申立て(協議要請)..... | 67 |
| 2. 新たなパネル付託案件及びパネル報告..... | 68 |
| 3. 新たな上級委員会付託案件..... | 69 |
| 4. 新たな仲裁付託案件及び仲裁判断..... | 70 |
| 第2節 FTA 紛争処理の概況..... | 72 |
| 1. 米国の FTA 紛争..... | 72 |
| 2. EU の FTA 紛争..... | 74 |
| まとめ..... | 75 |

参考資料 FTA 内のサプライチェーンの安定化..... 81

経済産業省 通商政策局 通商法務官

研究会オブザーバー 米谷 三以

WTO と広域 FTA を通じた貿易ルールの刷新に向けて：総括

中央学院大学教授、東京大学名誉教授
アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
研究会委員長 中川 淳司

本研究会は、WTO と広域 FTA を通じた貿易ルールの刷新に向けた動きを多角的に検討した。ドーハ開発アジェンダの挫折が端的に示した通り、WTO が貿易ルール形成の面で十分に機能しない状態が続いている。そのため、主要貿易国は通商政策の軸足を FTA、特に多数の国が参加する広域 FTA の交渉に移している。FTA は締約国が相互に関税撤廃や規制緩和を通じて物品貿易・サービス貿易の自由化を目指す取決めであるが、近年の FTA、特に広域 FTA は、締約国が特定のテーマについてルールを交渉して合意する手段という性格を帯びるようになった。その意味で、FTA、特に広域 FTA は、WTO のルール形成機能を補完する役割を担うようになっている。他方で、WTO のルール形成機能を回復させようとする動きも続けられており、2022 年 6 月の第 12 回 WTO 閣僚会合では、20 年余りの交渉を経て漁業補助金協定が採択された。それ以外にも、電子商取引や開発のための投資円滑化など、WTO を通じたルール形成の動きが見られる。したがって、貿易ルールの刷新に向けて、WTO と広域 FTA を通じた動きが並行して進められているのが現状である。本研究会はこの現状に着目し、いくつかのテーマを取り上げて、WTO と広域 FTA を通じた貿易ルール刷新に向けた動きを分析した。以下では、各章の分析の概要を紹介する。

第 1 章「WTO のルールメイキング機能の可能性」（中川淳司）は、WTO におけるルール形成に関連する取組みを取り上げ、その経緯と現状、そして交渉の今後の見通しを検討する。そして、これらの取組みが WTO のルール形成機能の回復につながるかを考察する。まず、最近の成果として漁業補助金協定を取り上げる。漁業資源の保存と管理をめぐるルール形成の動きの発端は 1958 年の第一次国連海洋法会議である。それ以来、排他的経済水域とそれ以外の公海について、沿岸国の国内法、二国間及び地域的な国際取決め及び地域的機関を通じた漁業管理の多層的なレジームが形成されたが、乱獲を防止するという意味での実効性には限界があった。2001 年のドーハ開発アジェンダ開始とともに、WTO は過剰漁獲をもたらす補助金の規制という方向から漁業管理の新たなスキームの構築に取り組んだ。交渉では、漁業補助金改革と持続可能な漁業の達成で先行したニュージーランドを始めとする「魚の友 (Friends of Fish)」グループが熱心に働きかけた。採択された漁業補助金協定は、(i)違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業に従事する漁船または操業者への補助金、(ii)乱獲されている漁業資源に関連する漁業又は漁業関連活動に対する補助金、(iii)保存・管理が行われていない公海漁業に対する補助金、の 3 種を禁止した。他方で、過剰漁獲能力・過剰漁獲をもたらす補助金の規律については交渉がまとまらず、継続審議とされた。協定発効後

4年以内にこの点を含む協定の完全版が採択されなければ協定は自動的に廃止される。交渉の妥結に向けて「背水の陣」を敷いた形である。

中川は、WTOにおけるそれ以外のルール形成として、2017年12月の第11回WTO閣僚会議で有志国が共同声明を発して協議開始を宣言した4つのイニシアティブを取り上げる。このうち、サービス国内規制については2021年12月に交渉が妥結し、交渉参加国は最終合意の内容を自国のサービス約束表に参照文書として追加した。これにより、サービス国内規制に関する新たなルールが適用されることになった。この他に、電子商取引と開発のための投資円滑化についてもルール形成を目指して交渉が続けられている。中川は、それぞれの交渉の進捗状況を辿り、現時点での合意事項と残された論点を整理した。電子商取引では、重要な論点について交渉参加国の意見の隔たりが埋まっておらず、交渉の妥結にはなお時間を要する見込みである。開発のための投資円滑化については交渉が進んでおり、早ければ2023年の前半にも交渉が妥結する可能性がある。交渉にはWTO全加盟国の3分の2以上の国が参加しており、交渉結果はWTOの全加盟国が参加する多角的協定としてまとまる可能性がある。WTOではこれ以外に貿易と環境分野で3つのテーマに関する協議が行われており、中川はこれらについても現状を概観した。以上の分析を通じて、WTOのルール形成機能の回復が一定程度図られていることが確認された。電子商取引共同声明イニシアティブの交渉結果がどのような形でまとまるかが、WTOのルールメイキング機能回復を見る上での試金石となる。

第2章「WTOとFTAを通じた電子商取引関連ルール形成の動向」（伊藤博敏）は、電子商取引関連のルール形成の国際的動向を分析する。世界の電子商取引小売市場が急拡大する中で、データの自由な越境移転の確保や、ビジネスを展開している国からの過剰な要求を抑止する国際ルールの導入は、デジタル空間におけるビジネスの透明性向上やコスト低減を促す効果が期待できる。具体的には、デジタル・プロダクトの無差別待遇、電子的送信に対する関税不賦課、情報の越境移転制限の禁止、コンピュータ関連施設の設置要求の禁止、ソースコードや暗号の開示要求の禁止などのルールである。他方で、国内法により越境データ移動を制限したり、データを保管するサーバーの国内設置要求など、保護主義的な措置を講じる国も増えている。以上を背景に、伊藤は、現在WTOとFTAを通じて進められている電子商取引関連のルール形成の動向を分析する。

まず、WTOにおける電子商取引ルールの交渉の経緯を辿った。日本を含む共同議長国、米国、EU等がTPP3原則など高い水準の規律導入を追求するのに対して、中国は、公共政策目的や安全保障上の理由に基づく自国裁量での政策余地の確保を主張して対立しており、包括合意までの道のりは遠い。合意が得られたとして、その実現には当事国のみを拘束する複数国間協定という方式が想定されるが、その場合、これをWTO設立協定附属書4に追加するには全WTO加盟国のコンセンサスが必要となる（WTO設立協定10条9項）。交渉に参加していないインドや南アフリカは、共同声明イニシアティブに基づく交渉方式の

採用自体が WTO の多角的貿易体制に整合していないと反対の立場を表明しており、これらの国を含めた全加盟国の合意取り付けには更なる困難が予想される。

次いで、伊藤は、FTA を通じた電子商取引に関するルール形成の動向を分析する。近年の FTA は、各国が導入する各種規制も念頭に置きつつ、デジタル貿易に関するより広範な規律を実現するようになってきている。TPP3 原則をはじめ、自由化や信頼性に関する条項の拡充が顕著である。主要な FTA として、CPTPP、RCEP、日米デジタル貿易協定、日 EU・EPA、DEPA の電子商取引規律を比較する。さらに、ASEAN が電子商取引協定の他、データ管理等に係るルール形成・調和の動きを進めていることに注目する。今後は、広域 FTA（CPTPP 等）の拡大、IPEC 等の新たな枠組み形成の動向が注目される。これらの主要な動きに関与する日本は、議論をリードし、調整して規律の共通化を図ることが期待される。

第 3 章「産業補助金に対抗する方策」（梅島修）は、中国の産業補助金が巨大な過剰生産能力を産み出し、不公正な輸出につながり、輸入国の多くの産業に損害を与えていると EU や米国が指摘していることに注目する。そして、これに対して、現行の WTO 補助金協定と整合的な対抗方法を検討する。その一つは、産業補助金を交付している政府は川下産業を支援する目的を持っていたところ、原材料生産者の経営を支配しており、国内原材料は国際価格を下回る価格に維持されていたと認定し、政府がすべての原材料生産者に委託指示を行っていることにより、商業市場価格を下回る価格（less than adequate remuneration, LTAR）で原材料が提供されているとして相殺関税を課する方法である。最近の米国商務省のバイオディーゼルの相殺関税調査、EU のアルゼンチン産バイオディーゼルの反補助金調査がこの手法を採用した。これにより、原材料生産者に公布された補助金が川下の輸出生産者までもたらされるとする「パススルー」に立証に伴う困難が回避される。また、国有企業を「公的機関」（補助金協定第 1.1 条(a)(1)）と認定する困難も回避される。さらに、国内のすべての原材料販売を LTAR と認定することにより、同国における原材料取引価格はいずれもベンチマークとならないことになり、第三国価格をベンチマークの基礎とすることが認められる。ただし、第三国価格と輸出国との比較優位の差の調整は困難であるため、そのような調整を要しない価額、例えば輸出国の原材料の生産原価、販売一般管理費プラス利潤で計算される構成価額をベンチマークとすることが考えられる。

次に、梅島は、現行の WTO 協定に基づく産業補助金へのもう一つの対抗策として、AD 協定の適用可能性（AD 協定 2.2.1.1 条「通常」ではない状況の認定）を検討する。調査対象製品の原材料価格が政府の補助金によって歪曲されている場合、「通常」の取引でなく、原材料の国際価格あるいは構成価額に基づき生産原価を再計算することができる。これによりダンピングマージンが上昇し、AD 関税率が引き上げられる。ただし、この場合では事例によって正常価額の基礎となる取引から排除される国内販売価格が異なるため、産業補助金の一部しか AD 関税率に反映されない可能性がある。最後に、日、米、EU 当局が行っている非市場経済方式による AD 関税の認定については、これにより LTAR による輸出価

格の歪曲効果を完全に排除できるものではないとする。以上から、中国の産業補助金による輸出価格への影響を除去するためには相殺関税を課す必要があり、先に議論した委託指示の方法を検討すべきである。

第4章「経済安全保障に関わる国際ルール形成の動向とその特質」（平見健太）は、経済安全保障に関わる国際ルール形成の動きを取り上げる。従来の国際経済法の世界では、経済と安全保障の領域は総じて棲み分けられていたが、近年、技術革新に伴う軍用・民生用技術の一層の相対化、COVID-19 とロシアのウクライナ侵攻によるサプライチェーンの寸断・不安定化、中国の台頭に伴う技術覇権競争のため、経済と安全保障の棲み分けが困難となり、新たな国際ルール形成の動きが見られるようになった。具体例として、米国・EU 貿易技術評議会（TTC）とインド太平洋経済枠組み（IPEF）を取り上げる。両者の共通点として、サプライチェーンの強靱化、情報通信のセキュリティ、データガバナンス等のテーマが取り上げられる。他方で、安全保障、輸出管理、投資審査は TTC のみを取り上げる。これらの動きは、「自由だが安全な（free but secure）貿易」を目指しており、国家が市場に一定程度介入し、経済活動のあり方を管理する必要があるという新たな考え方に根差している。自由、民主主義、人権、法の支配といった価値を共有する諸国の間での対話・協力・政策調整のための手続・仕組みの構築を目指すものである。日本としては、TTC の動向が不利益をもたらさないように注視すること、IPEF 関係国にいかなるインセンティブの提供が可能か検討することが必要である。

第5章「貿易紛争処理の現状と見通し」（福永有夏）は、まず、2022年2月から2023年1月末までのWTO紛争処理の利用状況を概観する。新規の申立ては6件、新たにパネル設置要請が行われた紛争は2件に留まった。2023年1月末現在、パネルに付託されている紛争は22件、パネリストが選任され実際に手続が進行しているのは16件である。この間に発出されたパネル報告は8件、そのうち上訴されず紛争解決機関で採択されたものが2件、3件は上級委員会に上訴（空上訴）、2件は上級委員会の代替である仲裁に付託、残る1件は上訴期限が実質的に延長されている。この結果、2023年1月末現在に上級委員会で「棚ざらし」となっている案件は21件となった。2023年1月末現在、EUが提唱したMPIAに25のWTO加盟国が参加している。2022年4月にはトルコがEUとのアドホック合意に基づき、医薬品関連措置に関連するパネル報告について紛争解決了解25条に基づく仲裁に上訴した。10月にはコロンビアがMPIAに基づきコロンビアのAD措置に関するパネル報告について上訴した。いずれも仲裁判断が出されている。これらの仲裁手続は、上級委員会手続、上級委員会によるWTO協定解釈を基本的には踏まえつつも、(i)仲裁人が紛争解決に必要な論点についてのみ判断するとしたこと、(ii)上訴通知から90日以内に仲裁判断を下すため、当事国意見書の頁数や口頭審理の長さ・数を制限したこと、(iii)事実認定に関する検討を最小限としたこと、(iv)過去の上級委員会判断と整合的なWTO協定解釈を行ったこ

と、の4点で、WTO 紛争処理改革にとっても示唆的な先例となった。

福永は次いで、近年活用されつつある FTA 紛争処理について、米国及び EU が当事国となっている紛争を概観する。前者では特に米国・カナダ・メキシコ協定（USMCA）に注目した。米国が申し立てた3件中2件はカナダの乳製品関税割当の運用に関わる。これについては NZ が CPTPP に基づき申し立て、2022年11月にパネル設置を要請した（CPTPP 紛争処理の利用第1号）。後者では EU が4件の紛争を申し立てている。

上級委員会改革の目途は立っていないが、米国が主導してきた紛争処理改革に関する非公式協議が完了しており、今後 WTO 紛争処理改革に向けた動きが本格化する可能性もある。今後の改革の進展に期待したい。

補章「FTA と経済安全保障」（米谷三以）は、FTA/EPA が経済安全保障、特にサプライチェーンの強靱化を追求するツールとしてどの程度有用かを検討する。検討のベースとして、GATT 第24条8項(b)「自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則・・・が・・・構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている・・・」を援用する。

まず、輸出関税の規律であるが、「実質上のすべての貿易について」の関税撤廃が想定されているため、輸出関税の撤廃も用件に含まれるとの議論に説得力がある。政策論としても、輸出関税の撤廃によりサプライチェーンの安定性を確保できるというメリットがある。次に、WTO 協定上のセーフガード措置を域内にも適用することとしている例があるが、自由貿易地域内の関税撤廃は GATT 第24条5項により正当化できる。政策論としても、WTO 協定上のセーフガード措置から域内を除外することで、自由貿易地域内のサプライチェーンの安定性が増加する。FTA で特惠原産地規則を定め、それに従って域内国原産品の関税を撤廃するのが通例であるが、通常の現残地規則上の域内国原産品との差分については関税を撤廃しないため、域外国産品を域内国産品より不利に扱う点で最恵国待遇義務違反となり得る。他方で、政策論としては、特惠原産地規則を排して通常の前産地規則をそのまま使うことで、企業のサプライチェーンの構成を複雑化させないメリットがある。次に、累積原産地規則について、解釈論としては、これが最恵国待遇義務違反とする余地がある一方、政策論としては、域内サプライチェーンの強化につながる。ただし、どの程度の支援になっているか不透明になるデメリットがある。

第1章 WTOのルールメイキング機能の再検討

中央学院大学教授、東京大学名誉教授
アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
研究会委員長 中川 淳司

第1節 はじめに

ドーハ開発アジェンダの行き詰まりに象徴される WTO のルールメイキングの機能不全が続く中で、2022年6月12日-17日にジュネーブで開催された第12回WTO閣僚会合は、新たなルールについて合意した。漁業補助金協定（Agreement on Fisheries Subsidies）の採択である。この他に、2017年12月の第11回WTO閣僚会合（ブエノスアイレス）で発出された共同声明（Joint Statements）に基づく有志国によるルールメイキングの試みでは、2021年12月にサービス国内規制に関する交渉が妥結した。¹ルールメイキングの段階には至っていないが、貿易と環境に関わる複数のテーマでも有志国による協議が進められている。

本章は、これらのWTOにおけるルールメイキングに関連する取組みを取り上げ、その経緯と現状、そして交渉の今後の見通しを考察する。そして、これらの取組みがWTOのルールメイキング機能の回復につながるかどうかについて考察する。結論を先取りすれば、これらの動きの少なくとも一部はWTOのルールメイキング機能の回復につながる可能性があるが、交渉成果を法的拘束力のある協定にまとめるために克服すべき課題があり、課題が克服される可能性は現時点では不透明と言わざるを得ない。

第2節 漁業補助金協定

漁業補助金協定は第12回WTO閣僚会合の最終日の2022年6月17日に採択された。WTOの貿易と環境に関する委員会（CTE）がこのテーマの検討に着手したのは1996年、²ドーハ貿易アジェンダがこのテーマを交渉テーマに取り上げたのは2001年であり、³交渉開始から21年目ようやく合意に至った。2014年11月に採択された貿易円滑化協定（2017年2月発効）に続いて、WTOの下で合意された2本目の多角的貿易協定である。また、WTO関連では初のSDGs（持続可能な開発目標）のターゲット⁴の達成である。

1. 漁業資源の保存・管理レジームの展開と漁業補助金規制

漁業資源の保存・管理をめぐっては、1958年の第一次国連海洋法会議で採択された漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約⁵が、(1)領海に隣接する公海の生物資源に対する

沿岸国の一方的な保存措置（第7条）、公海上の生物資源保存に関する一国ないし複数国による措置（第3条、第4条）を承認し、関係国にこれらの保存措置の導入を促した。その後、前者に関しては、1970年代中頃以降に200海里排他的経済水域を設定する沿岸国が増えた。1982年に採択された国連海洋法条約⁶は、(1)沿岸国が海岸線から200海里を超えない範囲で、海洋生物資源の保存及び管理のための主権的な権利を行使する排他的経済水域を設定することを認めた（第56条1項(a)）。さらに、複数の沿岸国の排他的経済水域を移動する魚類資源(共有魚類資源)や排他的経済水域と公海を移動する魚類資源(ストラドリング魚類資源)の保存と管理に関する規律(第63条)、排他的経済水域の内外を問わず回遊する魚種(高度回遊性魚類資源、第64条)、川で産卵し、生まれるが、生涯の大部分を海で生息する魚種(遡河性魚類資源、第66条)に関する規律を設けた。高度回遊性魚種については、特定の海域を回遊する魚種の保存と管理のための国際機関が多数設立されている。⁷1995年には、「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存と管理に関する1982年12月10日の国連海洋法条約の規定の実施のための協定(通称「国連公海漁業協定」)が採択され、2001年に発効した。⁸この協定は、これらの魚類資源の保存と管理のため、沿岸国と漁業国が乱獲(overexploitation)と過剰漁獲能力(overcapacity)の防止・排除のための措置を講じ(第5条)、協力すること(第7条)等を定めている。また、この協定は、自国の漁船が公海で漁獲を行う漁業国に、自国漁船による地域的な保存管理措置の遵守を確保し、違反漁船を取り締まることを義務付けた(第18条、第19条)。

このように、漁業資源の保存・管理に関しては、排他的経済水域(海面面積の40%、漁獲高の90%を占める)⁹とそれ以外の公海について、沿岸国の国内法、二国間及び地域的な国際取決め及び地域的機関を通じた漁業管理の多層的なレジームが形成されている。このレジームの中核は、(1)排他的経済水域における沿岸国による保存・管理措置(科学的根拠に基づく最大持続生産量(MSY)及び漁獲可能量(TAC)の決定と、その漁業者への割当て)、(2)公海上における地域的機関や地域的取決めを通じた海域別・魚種別の保存・管理措置、(3)自国船の公海漁業が(2)を遵守するよう、旗国が必要な管理措置をとること(ライセンス、登録、報告、船舶監視システム(vessel monitoring system, VMS)の実施、違反に対する処罰など)である。

しかし、このレジームの実効性については、限界が指摘されてきた。国連食糧農業機関(FAO)によれば、2019年時点で、生物学的に持続可能な漁業資源の割合は64.6%であり、1974年の90%から低下傾向が続いている。生物学的に持続可能でない漁業資源(過剰漁獲(overexploited)ないし絶滅(depleted)の状態)の割合は、1974年の10%から2019年には35.4%に上昇した。¹⁰過剰漁獲が発生している原因としては、保存管理レジームの実効性の不足、IUU漁業のまん延などが挙げられるが、より根本的な原因は漁獲能力の過剰である。¹¹漁業補助金の一部が漁獲能力の過剰を招く一因となっており、過剰漁獲能力を解消するためにこの種の漁業補助金を規制する必要がある。FAOが1999年に策定した「漁獲能

力の管理のための国際行動計画（International Plan of Actions, IPOA）」は、各国が取り組むべき行動として、実効的に漁獲能力を管理する国別計画の策定と実施を挙げ、この国別計画の一環として、補助金を始めとする過剰漁獲能力をもたらす要因の削減と段階的な廃止を織り込むことを挙げた。¹²ただし、この行動計画は法的拘束力を持たない。¹³WTO 漁業補助金協定は、国連海洋法条約、国連公海漁業協定及び FAO の以上の展開を引き継いで、過剰漁獲をもたらす漁業補助金の規制に正面から取り組んだ。¹⁴WTO での交渉では、漁業補助金改革で先行し、持続可能な漁業の達成で先行したニュージーランドを始めとする「魚の友（Friends of Fish）」グループが熱心に働きかけを行った。¹⁵

2. 漁業補助金協定の概要

漁業補助金協定（以下「協定」）は全 12 条から成る。表 1-1 に条文構成を掲げた。

表 1-1 漁業補助金協定の条文構成

| | | | |
|-------|---------------------------|--------|----------------------|
| 第 1 条 | 対象 | 第 7 条 | 技術援助と能力構築 |
| 第 2 条 | 定義 | 第 8 条 | 通報と透明性 |
| 第 3 条 | 違法・無報告・無規制(IUU)漁業に貢献する補助金 | 第 9 条 | 制度に関する取決め |
| 第 4 条 | 過剰漁獲資源の漁業に対する補助金 | 第 10 条 | 紛争解決 |
| 第 5 条 | その他の補助金 | 第 11 条 | 最終規定 |
| 第 6 条 | 後発途上加盟国に関する特別の規定 | 第 12 条 | 包括的規律が採択されない場合の協定の終了 |

出典：筆者作成

協定の中核的な規律は、特定の種類の漁業補助金の供与及び維持を禁止する第 3 条から第 5 条までの規定である。この協定に言う補助金は WTO 補助金相殺措置協定第 1.1 条の補助金であって、同協定第 2 条の特定性を有するものを指す（協定第 1 条）。供与及び維持が禁止される漁業補助金として、協定は 3 つのカテゴリーを挙げた。第 1 のカテゴリーは、いわゆる違法・無報告・無規制（IUU）漁業に従事する漁船または操業者への補助金である（協定 3.1 条）。第 2 のカテゴリーは、乱獲されている漁業資源に関連する漁業又は漁業関連活動に対する補助金である（協定 4.1 条）。¹⁶以上 2 つのカテゴリーの補助金禁止の例外として、途上国である締約国には、協定発効後 2 年間は、自国の排他的経済水域内の漁業に対する補助金供与が認められる（協定 3.8 条、4.4 条）。なお、以上の禁止に該当する場合を除き、加盟国は災害救援のための漁業補助金を交付することを妨げられない。ただし、以下

の条件を満たすものに限る。(a)特定の災害の救援に限られること、(b)災害対象地域に限られること、(c)期間が限定されていること、(d)災害からの再建のための補助金の場合、対象漁業の再建に限られること、and/or 被災した船団を災害前野水準にまで引き上げること(第11.1条)。供与及び維持が禁止される漁業補助金の第3のカテゴリーは、保存・管理が行われていない公海漁業(地域漁業管理機関のメンバーである沿岸国あるいはメンバーでない沿岸国の排他的経済水域外の漁業)に対する補助金である(協定5.1条)。このカテゴリーについては途上国への例外は認められない。

協定の実施のため、途上国向けの技術支援・能力構築支援を実施する。そのため、FAO、国際農業開発基金等の国際機関と協力して資金供与メカニズムを設ける。同メカニズムへの拠出は自発的なものとし、WTOの通常予算からは拠出しない(協定第7条)。

WTO加盟国は、補助金相殺措置協定第25条に従い、自国が供与している補助金を、漁業補助金委員会(後述、第9.1条)に通報する。通報には、可能な限り以下の情報を含める(協定第8.1条)。(i)補助金対象の漁業資源の状態(乱獲、持続可能な最大限の漁獲、それ以下の漁獲等)、(ii)当該漁業資源に対する保存・管理措置、(iii)補助金対象漁業に従事する船舶の能力、(iv)補助金対象船舶の名称・ID番号、(v)補助金対象漁業の魚種別漁獲量(協定第8.1条)。また、加盟国は、協定発効後1年以内に、協定第3条から第5条の義務を履行するためにとった措置を漁業補助金委員会(協定第9.1条)に報告する義務を負う(協定第8.3条)。協定が定める報告義務の対象は更に広く、IUU漁業に従事したと認定する漁船及び操業者のリスト(協定第8.2条)、自国の漁業管理に関わる法令、規制と行政手続(協定第8.4条)、自国が加入している地域漁業管理機関(協定第8.6条)も含まれる。

協定の運用を管理するため、全加盟国で構成される漁業補助金委員会(以下「委員会」)が設置される(協定第9.1条)。委員会は、第3条、第8条に基づく加盟国からの報告を、少なくとも2年に1度審査する(協定第9.2条)。委員会は、FAO及び地域漁業管理機関を含むその他の関連する機関と密接な連携を持つものとする(協定第9.5条)。協定の解釈適用をめぐる紛争は、WTOの紛争解決手続に付託される(協定10.1条)。また、協定第3条から第5条の禁止補助金に関しては、補助金相殺措置協定第4条(禁止される補助金に対する救済措置)の手続が適用される(協定第10.2条)。WTO設立協定第10条3項に従い、協定は、加盟国の3分の2が受諾した場合に受諾した加盟国について発効する(協定前文4節)。

以上が漁業補助金協定の概要である。ただし、漁業補助金の禁止に関して、第12回閣僚会合までに合意に至らず、継続審議とされた事項がある。即ち、過剰漁獲能力・過剰漁獲をもたらす補助金と資源管理措置に関する規律である。例えば、漁船近代化補助金、燃料補助金の規制等がこれに該当する。このカテゴリーの下でいかなるタイプの漁業補助金が禁止されるか、また例外として許容されるのはいかなる場合かについては交渉がまとまらなかった。さらに、途上国に対する特別かつ異なる(S&D)待遇の内容(猶予期間、恒久的例外(零細漁業、後発開発途上国))についても継続審議とされた。これらの事項については、

協定発効後 4 年以内という期限が設定され、期限内に以上を含む漁業補助金協定の完全版 (comprehensive disciplines) が採択されない限り、協定は自動的に廃止されるとされた (協定第 12 条)。交渉の妥結に向けて「背水の陣」を敷いた形である。

第3節 共同声明イニシアティブ

2017 年 12 月の第 11 回 WTO 閣僚会議で、有志国が共同声明を発して、以下の 4 つのテーマについて協議を開始することを宣言した。

- ・ 電子商取引
- ・ 開発のための投資円滑化
- ・ 中小零細企業
- ・ サービス国内規制

先に触れた通り、以上の共同声明イニシアティブのうち、サービス国内規制については、2021 年 12 月 2 日に最終合意に到達した。交渉に参加した 70 の国・地域¹⁷は、最終合意された内容を、自国のサービス約束表に参照文書 (Reference Paper)¹⁸として追加した。¹⁹これにより、サービス国内規制に関する新たなルールが実施されることになった。²⁰これ以外の共同声明イニシアティブについては、本稿執筆時点で交渉・協議が継続中である。各イニシアティブの経緯と現状、そして交渉妥結の見通しについて見ておこう。

1. 電子商取引

電子商取引の共同声明イニシアティブは、2017 年 12 月、電子商取引の貿易関連側面に関する検討 (exploratory work) を開始する共同声明²¹の発出によりスタートした。発足時の参加国・地域は 71 である。その後、2019 年 1 月に、検討を終えて交渉を開始する旨の共同声明が発出され (参加国は 76 の国・地域に拡大)、交渉が開始された。日本、シンガポールと豪州が共同議長国を務めている。その後、2020 年 12 月に統合交渉テキストが発出され、2021 年 9 月には統合交渉テキストの更新版が発出された。さらに、2022 年 12 月に、10 の条文について意見の収斂を反映した新たな統合交渉テキストが発出された。²²これらのテキストは WTO のホームページでは公開されていないが、2020 年 12 月²³と 2021 年 9 月の統合交渉テキスト²⁴は bilateral.org のウェブサイトでは公開されている。2023 年 2 月現在、交渉参加国・地域は 87 に増えた。²⁵

公開されている 2021 年 9 月の統合交渉テキスト更新版の概要を表 1-2 に掲げる。

表 1-2 統合交渉テキスト更新版（2021年9月）の概要

| | | | |
|------|-------------------------------|-------|--------------------------------------|
| A 節 | 電子商取引の環境整備 | D.1 | 透明性、国内規制と協力 |
| A.1 | 電子商取引の円滑化 | (1) | 透明性 |
| (1) | 電子商取引の枠組み | (2) | 貿易関連情報の電子的入手可能性(BR/RU) |
| (2) | 電子認証と電子署名 | (3) | 国内規制(JP,CN) |
| (3) | 電子契約 | (4) | 協力(JP/CL/CO/MX/PE,BR) |
| (4) | 電子インボイス | (5) | 協力メカニズム(KR) |
| (5) | 電子支払いサービス(ID/CN) | D.2 | サイバーセキュリティ |
| A.2 | デジタル貿易円滑化とロジスティクス | D.3 | 能力構築 |
| (1) | ペーパーレス貿易 | (1) | 能力構築と技術支援の選択肢(ID/CI/CN) |
| (2) | デミニマス(AU/KR, ID) | E 節 | 電気通信 |
| (3) | 委託参照番号(BR) | E.1 | WTO 電気通信サービス参照文書の更新 (EU/NO/UA/UK) |
| (4) | 通関手続(KR) | (1) | 対象 |
| (5) | 貿易政策の改善(CN) | (2) | 定義 |
| (6) | データ交換のシングルウィンドウ(BR) | (3) | 競争のセーフガード |
| (7) | ロジスティクスサービス(CN) | (4) | 相互接続 |
| (8) | 貿易円滑化の促進(CN) | (5) | ユニバーサルサービス |
| (9) | 物品の開放・通過における技術の利用(BR) | (6) | ライセンスと認可 |
| (10) | 貿易円滑化・支援サービスの提供(CN) | (7) | 電気通信規制当局 |
| B 節 | 開放性と電子商取引 | (8) | 希少資源の配分と利用 |
| B.1 | 無差別原則と責任 | (9) | 不可欠設備 |
| (1) | デジタル・プロダクトの無差別待遇 | (10) | 紛争解決 |
| (2) | インタラクティブコンピュータサービス(責任の限定)(US) | (11) | 透明性 |
| B.2 | 情報フロー | E.2 | ネットワーク機材と製品 |
| (1) | 電子的手段による情報の越境移転 | (1) | 電子商取引関連のネットワーク機材と製品(CN) |
| (2) | コンピュータ設備の設置 | F 節 | 市場アクセス |
| (3) | 金融関連コンピュータ設備の設置(US,UK,NG) | (1) | サービス市場アクセス |
| B.3 | 電子的移転に対する関税の不賦課 | (2) | 電子商取引関連人員の一時的入国・滞在(CN) |
| B.4 | インターネット・データへのアクセス | (3) | 産品市場アクセス |
| (1) | 政府の公開されたデータ | 附属書 1 | 対象と一般規定 |
| (2) | インターネット・アクセス | (1) | 前文(JP,CA) |
| (3) | オンラインプラットフォームのアクセス(BR/KR) | (2) | 定義 |
| C 節 | 信頼と電子商取引 | (3) | 原則 |
| C.1 | 消費者保護 | (4) | 対象範囲 |
| (1) | オンライン消費者保護 | (5) | 他の協定との関係 |
| (2) | 要求されていない商業上の電子メッセージ | (6) | 一般的例外(CA/CN/JP,BR) |
| C.2 | プライバシー | (7) | 安全保障例外(CA/JP,CN,BR) |
| (1) | ソースコード | (8) | 信用秩序の維持のための措置(JP) |
| (2) | 暗号を使用する情報技術製品(JP/UK) | (9) | 租税 |
| D 節 | 分野横断的問題 | (10) | 電子商取引の貿易関連側面に関する委員会(JP) |

注：表中の()内の記号は提案国の国名を指す。AU=豪州、BR=ブラジル、CA=カナダ、CI=コートジボワール、CL=チリ、CN=中国、CO=コロンビア、ID=インドネシア、JP=日本、KR=韓国、MX=メキシコ、NG=ナイジェリア、NO=ノルウェー、PE=ペルー、RU=ロシア、UA=ウクライナ、UK=英国、US=米国。

出典：筆者作成

表中、ゴシック体で下線を引いた 8 項目は、この時点で交渉が妥結していた。その後、2022 年 12 月段階ではさらに 2 項目で交渉が妥結し、計 10 項目の条文について交渉がまとまった。²⁶2022 年 12 月の共同議長国閣僚声明は、2023 年末までの実質的な交渉妥結を目指すとしている。²⁷とはいえ、なお多数の項目について交渉が継続中である。このうち、2022 年 12 月段階で、個人情報保護と暗号に係る条文について新たな交渉会合が立ち上がり、議論が進展した。他方で、越境データ流通やソースコードに係る条文は、高い水準かつ商業的に意味のある合意のために不可欠であり、交渉参加国は合意に向けて引き続き取り組むとされた。また、電子的送信に対する関税不賦課の恒久化について合意することを期待するとされている。²⁸言い換えれば、電子商取引に関する重要な規律であるこれらの項目については依然として合意が得られていない。2022 年 12 月の共同議長国閣僚声明で言及されていないコンピュータ設備の設置、いわゆるデータローカリゼーションの禁止についても、交渉参加国の主張の隔たりが大きく、合意が得られるかどうか不透明な情勢である。

2022 年 6 月には、共同議長国が電子商取引能力構築枠組みを設立した。²⁹これは電子商取引に関連する途上国向け能力構築支援の枠組みである。日本は、JICA（国際協力機構）によるサイバーセキュリティに関する能力構築支援、JETRO による中小零細企業の DX 化支援及びビジネスマッチング支援を挙げた。豪州は世銀とともに、途上国の電子商取引に関する政策決定を支援するデータファンドを創設した。シンガポールは貿易産業省及び WTO 事務局による電子商取引関連の技術支援を挙げている。共同議長国は、交渉に参加している他の先進加盟国にもこの枠組みへの参加を呼び掛けている。電子商取引に関するルールの交渉と並行して途上国向けの能力構築支援を実施し、より多くの途上国・後発途上国を交渉に呼び込む狙いがある。

2. 開発のための投資円滑化

開発のための投資円滑化は、2017 年 12 月の共同声明発出の前から交渉開始に向けた動きがスタートしていた。2017 年 4 月、「開発のための投資円滑化の友」を名乗る 12 の途上国・後発途上国が、投資円滑化に関する非公式対話の開始を宣言した。その後これらの国は非公式対話を積み重ねた。2017 年 11 月には、ナイジェリアの首都アブジャで「開発のための貿易と投資円滑化に関するハイレベルフォーラム」が開催され、開発のための投資円滑化の多国間枠組みの構築に向けた討議の必要性をうたうアブジャ宣言が採択された。³⁰以上の動きを踏まえて、2017 年 12 月の第 11 回 WTO 閣僚会合で、投資円滑化に関する多国間枠組みを構築するための構造的な討議（structured discussion）を開始する共同声明³¹が採択された。発足時の参加国・地域は 70 であった。発足時の了解事項として、投資市場アクセス（投資自由化）、投資保護、投資家と国家の紛争解決（ISDS）は扱わないとされた。³²これらは国際投資協定（二国間投資協定及び FTA 投資章）がカバーするテーマであり、これとの棲み分けが意識された。

その後、構造的な討議が進められ、2020年9月に、開発のための投資円滑化協定の交渉が正式に開始された。2021年4月には議長による統合文書（イースターテキスト）が発出された。これは、開発のための投資円滑化協定に向けた交渉の円滑化を促す文書という位置付けである。その後、交渉の進捗に応じてイースターテキストの改訂版が発出されている。2023年2月時点で交渉に参加しているのは112の国・地域である。³³

イースターテキスト及びその改訂版はWTOでは公開されていないが、一部のテキストはbilaterals.orgや台湾WTOセンターのウェブサイトで公表されている。以下では公表されている最新のテキスト（イースターテキスト第6版）³⁴を参照して、協定案の概要を検討する。

表 1-3 開発のための投資円滑化協定イースターテキスト第6版の概要

| | | | |
|-----------|----------------------------------|----------|-----------------------------------|
| | 前文 | 22 | 国内規制の一貫性 |
| I 節 | 対象範囲及び一般原則 | 23 | 国内供給者のデータベース |
| 1 | 目的 | 24 | 投資円滑化に関する越境協力 |
| 2 | 対象範囲(other possible exclusions) | IV 節 bis | 供給者-開発プログラム |
| 2bis | 定義(other definitions) | IV 節 ter | 本国の義務 |
| 3 | 国際投資協定との関係 | 25 | 一般原則 |
| 4 | 最恵国待遇(無差別原則) | 26 | 規定のカテゴリ、通報及び実施 |
| II 節 | 投資措置の透明性 | | 規定のカテゴリ |
| 5 | 措置及び情報の公表と入手可能性 | | カテゴリ-A の通報と実施 |
| 6 | 投資に許可を要する場合に公に入手可能とすべき情報 | | カテゴリ-B、C の実施日の通報 |
| 7 | 単一の情報ポータル | 27 | その他の特別かつ異なる待遇 |
| 8 | 情報アクセスに手数料を課さない | | 早期警報メカニズム：カテゴリ-B、C の実施日の延長 |
| 9 | 措置案の事前公表とコメント機会 | | カテゴリ-B、C の実施を支援する専門家グループ |
| 10 | WTO への通報 | | カテゴリ-B から C への移行 |
| 11 | 秘密情報の開示(本項の位置については TBD) | | DSU の適用に関する猶予期間 |
| III 節 | 行政手続の合理化と迅速化 | 28 | 能力構築のための援助及び支援 |
| 12 | 合理的、客観的で中立的な措置の運用 | 29 | 能力構築のための援助及び支援情報の委員会への提供 |
| 13 | 認可手続の一般原則 | VI 節 | 持続可能な投資 |
| 14 | 認可手続 | 30 | 責任あるビジネス行動 |
| 15 | 多重申請 | 31 | 腐敗に対する措置 |
| 16 | 認可手数料 | VII 節 | 制度取決めと最終規定 |
| 16bis | 認可手数料-金融サービス | 32 | WTO 投資円滑化委員会 |
| 17 | 情報通信技術の利用/電子政府 | 33 | 一般的例外及び安全保障例外 |
| 18 | 関係当局の独立性 | 34 | 金融例外 |
| 19 | 上訴または再審査 | | 迂回防止規定 |
| 20 | 定期的な再審査 | 35 | 紛争解決 |
| III 節 bis | 投資目的のビジネス人の入国・一時滞在を円滑化するための透明性規定 | | 非違反申立て |
| III 節 ter | 移転及び支払い | 36 | 最終規定 |
| IV 節 | 照会所、国内規制の一貫性と越境協力 | 附属書 | |
| 21 | 照会所(ビジネス障壁警報メカニズム) | | |

出典：筆者作成

表中、ゴシック体で下線を引いた項目は、2022年2月の時点で交渉が妥結していた項目である。協定本文全36条のうち31条については交渉が妥結しており、後は本文5条とIII節 bis、III節 ter、IV節 bis、IV節 terの交渉を残すところまでこぎつけていた。交渉の進捗を踏まえて、2022年12月には開発のための投資円滑化協定案が採択され、2023年2月の会合で、2023年の前半の妥結を目指して交渉を加速することが合意された。³⁵

3. 中小零細企業

中小零細企業（Micro, small and medium-sized enterprises, MSMEs）に関する共同声明イニシアティブも、その起源は2017年12月の共同声明以前に遡る。³⁶2015年にフィリピンが、MSMEsがダイナミックな部門であることを指摘し、WTOの一般理事会がこのテーマに関する討議を促すための適切な取決めを検討するよう求めた。³⁷2015年12月の第10回WTO閣僚会合（ナイロビ）でこのテーマについて何らかの宣言や決定を採択することを目指していたが、ドーハ交渉とは別に新たなテーマで協議・交渉をスタートさせることにコンセンサスが得られず、閣僚会合ではこのテーマについての宣言・決定は採択されなかった。その後、フィリピン、マレーシアを始めとする有志国は「MSMEsの友」を結成し、2017年12月の第12回WTO閣僚会合で、中小零細企業に関する共同声明³⁸の発出を主導した。共同声明に参加したのは88の加盟国・地域である。共同声明は、次回WTO閣僚会合でMSMEsに関する公式の作業計画を発足させるための非公式作業計画の結成を宣言した。非公式作業計画は2020年12月、MSMEsに関する宣言を採択した。いわゆるMSMEsパッケージである。³⁹2021年10月にはMSMEsパッケージの更新版が採択された。⁴⁰

MSMEsパッケージ更新版は以下の6つの要素で構成されている。

- a) MSMEs 関連情報の収集・維持に関する勧告
貿易政策検討報告に MSMEs 関連情報を盛り込むこと
WTO に MSMEs 関連のデータベースを開設すること
- b) 情報アクセスに関する宣言
ITC/UNCTAD/WTO が運営するグローバル貿易ヘルプデスク⁴¹に貿易関連情報を提供すること
- c) 貿易円滑化と MSMEs に関する勧告
MSMEs が貿易円滑化協定を活用できるよう支援すること
- d) 貿易分野の規制の発展への MSMEs の包摂促進に関する勧告
貿易分野の規制の手続の各段階で MSMEs に配慮すること
- e) MSMEs と WTO の統合データベース（IDB）⁴²に関する勧告
WTO 統合データベースに市場アクセス関連情報を提供すること
- f) 金融と越境支払いへの MSMEs のアクセスの貿易関連側面に関する宣言
金融と越境支払いへの MSMEs のアクセスの貿易関連側面を改善する方策を講じること

以上から明らかなように、MSMEs に関する共同声明イニシアティブは、ルールメイキングを目指していない。MSMEs に関する情報の収集・提供と、MSMEs の貿易関連情報へのアクセスの改善を通じて、MSMEs が貿易に参加する機会を拡大することを目指している。

4. 共同声明イニシアティブの見通しと課題

4 つの共同声明イニシアティブのうち、中小零細企業を除く 3 つのイニシアティブはルールメイキングを志向している。このうち、サービス国内規制のイニシアティブは、参照文書のサービス約束表への取込みという方策を通じて所期の目的を達成した。残る電子商取引と開発のための投資円滑化のイニシアティブは法的拘束力のある協定の締結を目指している。電子商取引イニシアティブは 2022 年 12 月に統合交渉テキスト改訂版を発出し、2023 年末までの実質的な交渉妥結を目指している。ただし、なお多くの重要な項目について交渉参加国の意見が収斂しておらず、この目標が達成されるかどうかは不透明である。これに対して、開発のための投資円滑化イニシアティブは交渉が進んでおり、2023 年の前半に交渉を妥結させることを目指している。

これら 2 つのイニシアティブの交渉がまとまったとして、それはいかなる法形式を採用することになるだろうか？すべての WTO 加盟国を拘束する多角的貿易協定か、一部の加盟国のみを拘束する複数国間協定か、譲許表・サービス約束表への追加か、それとも地域貿易協定か、はたまた「開かれた」複数国間協定か？これらの考えられる選択肢につき、WTO 設立協定上の成立要件と先例を整理した（表 1-4）。

表 1-4 電子商取引・開発のための投資円滑化イニシアティブの交渉結果の法形式

| 交渉結果の法形式 | WTO 設立協定上の成立要件 | 先例 |
|-------------------|---|------------------------------|
| 多角的貿易協定 | WTO 設立協定の改正（コンセンサスなし 3 分の 2 多数決による承認、3 分の 2 以上の加盟国の受諾による発効）（10 条 1 項、3 項） | 貿易円滑化協定 |
| 複数国間貿易協定 | 締約国のみ拘束；附属書 4 への追加にはコンセンサス必要（10 条 9 項） | 政府調達協定 |
| 譲許表・サービス約束表の修正・追加 | GATT28 条、GATS21 条（ただしサービス国内規制に関してはサービス貿易理事会が設置する機関を通じた規律の作成が予定されている（GATS6 条 4 項）） | 電気通信参照文書、情報技術協定、サービス国内規制参照文書 |
| 地域貿易協定 | GATT24 条、GATS5 条 | 多数 |
| 「開かれた」複数国間貿易協定 | WTO 設立協定の改正による新たな法形式の追加（10 条 1 項、3 項、9 項） | なし |

出典：筆者作成

開発のための投資円滑化イニシアティブは、貿易円滑化協定同様に、全ての WTO 加盟国を拘束する多角的貿易協定として採択されることを目指している。そのことは、多角的貿易協定同様に、途上加盟国・後発途上加盟国がオプションとして規律に服するか否かを決定できる規定のカテゴリーを設けていること⁴³から明らかである。多角的貿易協定を追加する WTO 設立協定附属書 1 の改正案を加盟国に対して受諾のために送付することについての閣僚会議の決定はコンセンサスによるとされている (WTO 設立協定第 10 条 1 項第 3 文) が、定められた期間内にコンセンサスに達しない場合には、加盟国の 3 分の 2 以上の多数決で改正案を加盟国に対して受諾のために送付することを決定することができる (同前第 5 文)。この改正は、加盟国の 3 分の 2 が受諾した時に当該改正を受諾した加盟国について効力を生じる (WTO 設立協定第 10 条 3 項)。したがって、WTO 加盟国の 3 分の 2 が賛成すれば、開発のための投資円滑化協定を新たな多角的貿易協定として WTO 設立協定附属書 1 に追加することは可能である。2023 年 2 月時点で開発のための投資円滑化イニシアティブに参加しているのは 112 の加盟国であり、これは WTO 加盟国 (164) の 3 分の 2 を超えている (68.3%)。したがって、開発のための投資円滑化イニシアティブの交渉結果は多角的貿易協定として採択される見込みがある。

これに対して、電子商取引イニシアティブの参加国は 2023 年 2 月時点で 87 (WTO 加盟国の 53%) に留まっており、交渉結果が多角的貿易協定として採択される見込みは低い。交渉産国のみを拘束する複数国間協定として採択することが考えられるが、WTO 設立協定は複数国間協定を附属書 4 に追加するためにはコンセンサスが必要なことを明記しており (第 10 条 9 項)、インドや南アフリカなど、このイニシアティブに参加していない加盟国の存在を考えると、この選択肢が実現する見込みも低いと言わざるを得ない。他方で、電子商取引イニシアティブの交渉内容が関税やサービス市場アクセスに限定されないことを考えれば、交渉結果を譲許表・サービス約束表の修正・追加として WTO 協定に取り込むことは考えられない。残る選択肢は、地域貿易協定か「開かれた」複数国間貿易協定ということになる。「開かれた」複数国間貿易協定は、締約国が協定上の義務に服する一方で、交渉に参加しない WTO 加盟国に対しても協定上の義務を一方的に負う、つまりフリーライドを認める法形式である。⁴⁴しかし、この法形式の先例として一部の加盟国が挙げた情報技術協定は、厳密に言えば締約国による譲許表の修正であって、新たなルールを策定する「開かれた」複数国間協定の先例とは言えない。WTO 設立協定は「開かれた」複数国間協定を想定しておらず、この法形式を採用するためには WTO 設立協定の改正が必要であり、⁴⁵その要件はコンセンサスないし加盟国の 3 分の 2 以上の賛成・受諾である。したがって、この選択肢も実現する見込みは低い。つまるところは、WTO の枠外で合意され、WTO 協定の規律が限定的にしか及ばない地域貿易協定として採択されるというのが現実的な解ということになる。

第4節 貿易と環境に関する3つのイニシアティブ

2017年12月の第11回WTO閣僚会合以降に、貿易と環境に関する3つのイニシアティブが発足した。即ち、貿易と環境の持続可能性に関する構造的協議（Trade and Environmental Sustainability Structured Discussion, TESSD）、プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易、化石燃料補助金改革である。以下、これらのイニシアティブの経緯と現状、そして今後の見通しを考察する。

1. 貿易と環境の持続可能性に関する構造的協議（TESSD）

TESSDは、2020年11月17日に50のWTO加盟国によってスタートした。⁴⁶貿易と環境の持続可能性に関して有志国による協議を進めるとともに、市民社会を含む外部のステークホルダーとの対話の開始が宣言された。2022年2月にはTESSDの2022年の作業計画が採択された。⁴⁷それによれば、構造的協議は以下の4つを重点テーマとする。即ち、貿易関連気候措置、環境物品・サービス、循環型経済、補助金である。2022年11月には、2022年の活動概要報告が発出された。⁴⁸以上4つの重点テーマにつき、(1)利害関心とアプローチ、(2)透明性と情報共有、(3)ステークホルダーからの意見聴取の結果が盛り込まれている。2023年2月現在の参加国・地域は74である。⁴⁹

TESSDは今のところ、4つの重点テーマについて、外部のステークホルダーも交えた討議を進めており、そこからルールメイキングにつながる動きが生まれるかどうかは明らかでない。重点テーマのうち、環境物品については2014年に関税撤廃を目指した交渉が開始されたが、対象となる「環境物品」の範囲について合意が得られず、交渉は2016年に中断した。TESSDに参加する国からは環境物品交渉の再開に期待する声も上がっているが、現状では環境物品貿易の非関税障壁についての討議が行われており、⁵⁰交渉再開を見通せる段階には至っていない。他の重点テーマについても同様である。

2. プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易

2020年11月、50のWTO加盟国がプラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する非公式対話（IDP）の開始を宣言した。⁵¹2021年12月、参加国はIDP閣僚声明⁵²を発出し、以下の通り非公式対話の重点テーマを特定した。

- ・プラスチックの世界貿易に関する理解を改善する方策の特定
- ・環境的により持続可能なプラスチック貿易に向けた実効的なアプローチの経験の共有
- ・貿易関連の能力構築と技術支援
- ・貿易のための援助
- ・貿易における不要なプラスチックの削減分野、プラスチック汚染を減らす物品・サービス貿易の促進分野におけるベストプラクティスと経験の共有に関する討議

2022年12月のIDP会合は非公式対話の成果を確認し、2024年末という期限を設けて、国別行動計画や途上加盟国への資金援助などについて協議することを確認した。⁵³協議の参加国は2023年2月現在75に増えた。⁵⁴

IDPは今後、環境的に持続可能なプラスチック貿易の実現に向け、国別の行動計画の策定を目指すとしており、このテーマに関連するルールメイキングは志向していない。

3. 化石燃料補助金改革（FFSR）イニシアティブ

このイニシアティブはWTOにおける貿易と環境関連の有志国協議では最も新しく、2021年12月に発出された化石燃料補助金に関する閣僚声明⁵⁵で発足した。閣僚声明は、以下の4項目に関する有志国の共通了解を表明した。

- ・非効率な化石燃料補助金の合理化と段階的撤廃を志向する。
- ・途上国に配慮する。
- ・大胆で実効的な非効率な化石燃料補助金規律のための議論を前進させるため、情報と経験を共有する。
- ・第13回WTO閣僚会合でこの問題を前進させるための選択肢を提示する。

2022年6月には第12回WTO閣僚会合の開催に合わせて化石燃料補助金に関する閣僚声明⁵⁶が発出され、2022年から2023年にかけての作業計画が公表された。以下の作業が予定されている。

- ・化石燃料補助金改革に関連する加盟国及び国際機関の取組みの現状把握（stocktake）
- ・化石燃料補助金による環境への悪影響の現状把握
- ・化石燃料補助金改革の開発及び社会への影響についての協議

このイニシアティブは化石燃料補助金改革の推進を志向しており、そのために非効率な化石燃料補助金の合理化と段階的撤廃のための法的な規律の策定を射程に入れている点が注目される。なお、SDGsはターゲット12.cに「化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する」を挙げており、このイニシアティブはこのターゲットに向けたWTOの取組みと位置付けられる。2023年2月現在の参加国は47である。⁵⁷

4. 3つのイニシアティブがルールメイキングに向う見通し

以上概観した貿易と環境に関連する3つの有志国のイニシアティブは、現在のところ情報・経験の共有と協議を主眼としており、直ちにルールメイキングを目指しているわけではない。ただし、化石燃料補助金改革(FFSR)イニシアティブは、非効率な化石燃料補助金の合理化と段階的撤廃のための法的な規律の策定を視野に入れており、ここから新たなルールメイキングに向けた交渉が立ち上がる可能性がある。

第5節 結論：WTO のルールメイキング機能回復の見通しはあるか

ドーハ開発アジェンダの挫折を踏まえて、2017年12月の第12回WTO閣僚会合以降に本格化したWTOにおけるルールメイキングの試みを見てきた。このうち、漁業補助金協定とサービス国内規制に関する交渉は妥結した。共同声明イニシアティブのうち、開発のための投資円滑化イニシアティブは2023年前半の交渉妥結を目指している。交渉が妥結すれば、貿易円滑化協定、漁業補助金協定に続くWTOで3本目の多角的貿易協定として採択される可能性がある。電子商取引イニシアティブは交渉が続けられているが、交渉妥結が見通せる段階には至っていない。貿易と環境に関する3つのイニシアティブでもルールメイキングの交渉に発展する可能性があるものがある。このような現状を踏まえて、WTOのルールメイキング機能の回復の見通しについて考察する。

21年に及ぶ交渉を経ての漁業補助金協定の採択は、WTOのルールメイキング機能の回復を象徴する。ただし、漁業補助金規律の要石ともいべき過剰漁獲能力・過剰漁獲をもたらす補助金の規制については交渉がまとまらず、継続審議となった。この点を含め、積み残しの交渉を協定発効後4年以内に妥結させなければ、協定は失効することになっている。その意味で、漁業補助金協定の採択をWTOのルールメイキング機能回復の証しとして手放して評価することはできない。ドーハ開発アジェンダ・ルール交渉では漁業補助金以外に、アンチダンピング協定、補助金協定の規律の明確化も対象とされてきたが、⁵⁸こちらに関しては交渉は全く進展していない。その意味でも、漁業補助金協定の採択をもってWTOのルールメイキング機能回復の証しとして手放して評価することは楽観的過ぎる。

開発のための投資円滑化イニシアティブの交渉妥結の見通しが立ってきたことは、WTOのルールメイキング機能回復にとっての好材料である。協定案は貿易円滑化協定と内容的に類似しており、貿易円滑化協定と同様に、特に途上加盟国、後発途上加盟国の投資規律の透明性を高め、投資円滑化を促進する効果が期待できる。⁵⁹

以上の好材料の一方で、電子商取引共同声明イニシアティブの交渉はなお妥結まで時間を要することが見込まれる。また、開発のための投資円滑化共同声明イニシアティブとは異なり、交渉結果が多角的貿易協定として採択される見込みはきわめて低い。第3節4で見た通り、WTOの枠外で合意され、WTO協定の規律が限定的にしか及ばない地域貿易協定として採択されるというのが現実的な解ということになる。貿易と環境に関する3つのイニシアティブからルールメイキングにつながる交渉がスタートするかについて、現段階で判断することは早計であるが、化石燃料補助金改革(FFSR)イニシアティブから化石燃料補助金に関する新たなルールメイキングが開始される可能性はある。ただし、FFSRイニシアティブに参加しているのは2023年2月時点で47加盟国と限られており、これが新たな多角的貿易協定の交渉につながる見込みは低い。仮にそれが電子商取引共同声明イニシアティブ同様に有志国によるルールメイキングにつながるとすれば、WTOの多国間主義が骨抜きになり、交渉に参加していない新興国や途上国がこの動きから取り残されるという懸念

がある。インドや南アフリカはコンセンサスという WTO の原則を重視し、有志国によるルールメイキングは多角的貿易体制の一体性を損なうとして反対する。⁶⁰その意味で、電子商取引共同声明イニシアティブの交渉結果がどのような形でまとまるかが、WTO のルールメイキング機能回復を見る上での試金石となるだろう。

- 1 参照、外務省「WTO サービス国内規制に関する交渉の妥結」2021年12月3日報道発表。
- 2 参照、中川淳司「ドーハラウンド漁業補助金交渉と海洋生物資源保存管理レジーム－貿易レジームと資源保存管理レジームの交錯－」『貿易と関税』2010年9月号30-60頁、40-41頁。
- 3 参照、WTO, 4th Ministerial Conference, Ministerial Declaration, WT/MIN(01)/DEC/1, 14 November 2001, para.28.
- 4 参照、SDGs ターゲット 14.6「開発途上国及び後開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関漁業補助金交渉の不可分の要素であることを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。」
- 5 1958年4月29日採択、1966年3月20日発効。
- 6 1982年4月30日採択、同年12月10日署名開放、1994年11月16日発効。
- 7 参照、中川、前掲注1、33頁。
- 8 1999年8月4日採択、2001年12月11日発効。
- 9 Christopher C. Joyner, “Compliance with and Enforcement of International Fisheries Law”, in E.Hey ed., *Developments in International Fisheries Law*, Kluwer Law International, 1999, pp.327-357, at 327.
- 10 FAO, *The State of World Fisheries and Aquaculture 2022. Towards Blue Transformation*, FAO, 2022, p.46.
- 11 Robin R.Churchill and A.Vaughan Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed., Manchester University Press, 1999, pp.321-322.
- 12 FAO, International Plan of Action for the Management of Fishing Capacity. 1999年2月採択、第25節、第26節。<<https://www.fao.org/3/x3170E/x3170e04.htm>>
- 13 中川、前掲注1、37頁。
- 14 ドーハラウンド漁業補助金協定の交渉につき、参照、中川、同前、40-52頁。
- 15 中川、同前、38-39頁。
- 16 ただし、補助金が当該資源量を生物学的に持続可能なレベルに引き上げることを目的とする場合には、補助金を供与することができる（協定第4.3条）。
- 17 交渉妥結に係る宣言（注18参照）に参加した70の国・地域は以下の通りである。アルバニア、アルゼンチン、豪州、バーレーン、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、EU（27カ国）、ジョージア、香港、アイスランド、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、リヒテンシュタイン、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンテネグロ、NZ、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、東チモール、トルコ、ウクライナ、UAE、英国、米国、ウルグアイ。
- 18 WTO, Joint Initiative on Services Domestic Regulation, Reference Paper on Services Domestic Regulation, 26 November 2021, INF/SDR/2.

- ¹⁹ WTO, Declaration on the Conclusion of Negotiations on Services Domestic Regulation, 2 December 2021, WT/L/1129.
- ²⁰ サービス国内規制に関する参照文書の内容につき、参照、中川淳司「第 1 章 WWTO のルールメイキング機能の再検討」『WTO 改革の原点と焦点』国際貿易投資研究所、2022 年、5-12 頁、6-7 頁。
- ²¹ WTO Ministerial Conference, 11th Session, Joint Statement on Electronic Commerce, 13 December 2017, WT/MIN(17)/60.
- ²² 経済産業省「WTO 電子商取引交渉に関する閣僚級会合を開催し、共同議長国閣僚声明を発表しました。」2023 年 1 月 20 日報道発表。<<https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230120002/20230120002.html>>
- ²³ WTO Electronic Commerce Negotiations, Consolidated Negotiating Text – December 2020, 14 December 2020, INF/ECON/62/Rev.1.
<https://www.bilaterals.org/IMG/pdf/wto_plurilateral_ecommerce_draft_consolidated_text.pdf>
- ²⁴ WTO Electronic Commerce Negotiations, Updated Consolidated Negotiating Text – September 2021, 8 September 2021, INF/ECOM/62/Rev.2.
<https://www.bilaterals.org/IMG/pdf/wto_plurilateral_ecommerce_draft_consolidated_text_september_2021.pdf>
- ²⁵ アルバニア、アルゼンチン、豪州、バーレーン、ベニン、ブラジル、ブルネイ、ブルキナ・ファソ、カメルーン、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、エクアドル、エルサルバドル、EU (27 カ国)、グルジア、グアテマラ、ホンジュラス、香港、アイスランド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、ケニア、韓国、クウェート、ラオス、リヒテンシュタイン、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、ミャンマー、NZ、ニカラグア、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、UAE、英国、米国、ウルグアイ。
- ²⁶ 経済産業省、前掲注 21。
- ²⁷ 経済産業省、同前。
- ²⁸ 経済産業省、同前。
- ²⁹ 参照、”Co-convenors welcome good progress in e-commerce talks, launch capacity-building framework”, *WTO News*, 13 June 2022. <https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/jsec_13jun22_e.htm>
- ³⁰ Deepening Africa’s Integration in the Global Economy through Trade and Investment Facilitation for Development, Abuja Statement, 5 November 2017, WT/GC/186#WT/MIN(17)/4.
- ³¹ WTO, Ministerial Conference, 11th Session, Joint Ministerial Statement on Investment Facilitation for Development, 13 December 2017, WT/MIN(17)/59.
- ³² 共同声明（同前）第 4 節。
- ³³ アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、豪州、バーレーン、バルバドス、ベニン、ブラジル、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、中国、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、EU (27 カ国)、ガボン、ガンビア、グルジア、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンジュラス、香港、アイスランド、インドネシア、日本、カザフスタン、韓国、クウェート、キルギス、ラオス、リベリア、マカオ、マレーシア、モルディブ、モリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ミャンマー、NZ、ニカラグア、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、パナマ、パルアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ロシア、サウジアラビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、ソロモン諸島、スリナム、スイス、タジキスタン、トーゴ、トルコ、ウガンダ、UAE、英国、ウルグアイ、バヌアツ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ。

- ³⁴ WTO Structured Discussion on Investment Facilitation for Development, Consolidated Document by the Coordinator, “Easter Text”, Revision 6, INF/IFD/RD/74/Rev.6, 9 February 2022. <<https://web.wto.org.tw/DownFile.aspx?pid=367074&fileNo=0>>
- ³⁵ “Investment facilitation talks intensify to conclude draft agreement in first half of 2023”, WTO News, 1 February 2023. <https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/infac_02feb23_e.htm>
- ³⁶ WTO における MSMEs への取組みの経緯につき、参照、Soledad Leal Campos, Sofia Baliño and Constantine Bartel, “Joint Statement on Micro, Small, and Medium-sized Enterprises: History and latest developments in the Informal Working Group”, *International Institute for Sustainable Development (IISD) Brief*, 2020.
- ³⁷ WTO General Council, Fostering the participation of micro, small and medium enterprises (MSMEs) in regional and global markets, Communication from the Philippines, 20 July 2015, JOB/GC/80.
- ³⁸ WTO, Ministerial Conference, 11th Session, Joint Ministerial Statement, Declaration on the Establishment of a WTO Informal Work Programme for MSMEs, Revision, 20 December 2017, WT/MIN(17)/58/Rev.1.
- ³⁹ WTO, Informal Working Group on MSMEs, Declaration on Micro, Small and Medium-sized Enterprises (MSMEs), 14 December 2020, INF/MSME/4.
- ⁴⁰ WTO, Informal Working Group on MSMEs, Declaration on Micro, Small and Medium-sized Enterprises (MSMEs), Revision, 6 October 2021, INF/MSME/4/Rev.2.
- ⁴¹ 参照、<<https://www.globaltrahelpdesk.org/en/>>
- ⁴² 参照、WTO, Integrated Database. <https://www.wto.org/english/tratop_e/tariffs_e/idb_e.htm>
- ⁴³ 表 3 の第 27 条を参照。
- ⁴⁴ 例えば参照、Strengthening and modernizing the WTO: Discussion paper, Communication from Canada, 21 September 2018, JOB/GC/201. (交渉結果を最恵国ベースで一方向的に適用する複数国間協定の可能性を指摘した。)
- ⁴⁵ 参照、The legal status of ‘Joint Statement initiatives’ and their negotiated outcomes, Communication from India and South Africa, 18 February 2021, WT/GC/W/819, para.12. (「開かれた」複数国間協定を認める柔軟な多角的貿易体制を実現するためには WTO 設立協定の改正が必要であるとする。)
- ⁴⁶ WTO Committee on Trade and Environment, Communication on Trade and Environmental Sustainability, Communication from Australia; … and the United Kingdom, 17 November 2020, WT/CTE/W/249.
- ⁴⁷ WTO, Trade and Environmental Sustainability Structured Discussions (TESSD), Communication from the TESSD Coordinators, 18 February 2022, INF/TE/SSD/W/17/Rev.1.
- ⁴⁸ WTO, Trade and Environmental Sustainability Structured Discussions, Summary Report 2022, 30 November 2022, INF/TE/SSD/R/14.
- ⁴⁹ アルバニア、豪州、バーレーン、ブラジル、カーボベルデ、カナダ、チャド、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、EU、フィジー、ガンビア、ホンジュラス、香港、アイスランド、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、リヒテンシュタイン、マカオ、モルディブ、メキシコ、モルドバ、モンテネグロ、NZ、北マケドニア、ノルウェー、パナマ、ロシア、サウジアラビア、セネガル、シンガポール、スリナム、スイス、台湾、タジキスタン、トルコ、ウクライナ、UAE、英国、米国、ウルグアイ、バヌアツ。
- ⁵⁰ 参照、Andreas Oeschger, “Trade and Sustainability Discussions at WTO Approaching Next Milestone”, IISD Policy Brief, 12 October 2022. <<https://sdg.iisd.org/commentary/policy-briefs/trade-and-sustainability-discussions-at-wto-approaching-next-milestone/>>

- ⁵¹ 参照、前掲注 45、para.1(j). (貿易と環境の持続可能性に関わるテーマとしてプラスチック汚染に言及した。)
- ⁵² WTO, Informal Dialogue on Plastic Pollution and Environmentally Sustainable Plastics Trade (IDP), Ministerial Statement on Plastic Pollution and Environmentally Sustainable Plastics Trade, 10 December 2021, WT/MIN(21)/8/Rev.2.
- ⁵³ “Plastics Dialogue hails substantive progress, sets path towards achieving concrete results”, WTO News, 7 December 2022. <https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/ppesp_07dec22_e.htm>
- ⁵⁴ アルバニア、アンゴラ、豪州、バルバドス、ポリビア、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、EU、フィジー、ガンビア、ホンジュラス、香港、アイスランド、ジャマイカ、日本、カザフスタン、韓国、マカオ、モルジブ、モーリシャス、メキシコ、モロッコ、NZ、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ロシア、サモア、サウジアラビア、シンガポール、スリナム、スイス、タイ、トンガ、英国、ウルグアイ、バヌアツ。
- ⁵⁵ WTO, Ministerial Statement on Fossil Fuel Subsidies, 14 December 2021, WT/MIN(21)/9/Rev.1.
- ⁵⁶ WTO, Ministerial Conference, 12th Session, Ministerial Statement on Fossil Fuel Subsidies, 10 June 2022, WT/MIN(22)/8.
- ⁵⁷ アルバニア、豪州、チリ、コスタリカ、EU、フィジー、アイスランド、リヒテンシュタイン、マリ、モルドバ、モンテネグロ、NZ、北マケドニア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、サモア、スイス、トンガ、英国、ウルグアイ、バヌアツ。
- ⁵⁸ 参照、ドーハ閣僚宣言第 28 節。
- ⁵⁹ 参照、Investment Facilitation for Development in the WTO, Factsheet, pp.2-3. (開発のための投資円滑化協定が長期の投資を促し、SDGs の達成にも貢献すると指摘する。)
- ⁶⁰ 参照、前掲注 45。(共同声明イニシアティブについて、ルールベースの多角的貿易体制の一体性を損なうとして反対する。)

第2章 WTO と FTA を通じた電子商取引関連ルール形成の動向

日本貿易振興機構 海外調査部国際経済課
課長 伊藤 博敏

第1節 はじめに

経済・社会の急速なデジタル化により、国境を超えて移動するデータ量が飛躍的に拡大し、データ移転を伴うビジネス形態も著しく多様化している。デジタル空間でのビジネスや消費活動の安全性、効率性を確保するためには、国境を超えるデータの流通に関する多国間の国際ルールの形成が急務である。一方で、アジアなどを中心とする一部の国・地域では近年、国際的な枠組みでのルール形成を待たず、各々の政策目的でデジタル関連規制を導入する動きが目立っており、国ごとに異なる規制対象範囲や法令要件遵守のための手続きの複雑さが、ビジネスの障害になっている実態がある。

こうした動きに対し、WTO では、2017年12月の第11回閣僚会議（MC11）において、有志国で電子商取引に関わるルール形成交渉を主導していく新たなアプローチが示された。有志国が連名で発出した「共同声明イニシアティブ（JSI）」に基づき、日本、豪州、シンガポールを共同議長国として、2019年1月より有志国による交渉がスタートした。2022年2月現在、88カ国・地域の参加の下、各国の提案をまとめた「統合交渉テキスト」をベースに議論を重ねている。しかしながら、多くの重要な論点について、交渉参加国の国内事情を反映した見解の相違や意見対立が、交渉の長期化を招いている。

一方、FTA やデジタル特化型の貿易協定を通じ、協定の締約国間でデジタル分野のルールを形成する動きも進展する。近年のFTA は、各国が相次いで導入する各種の国内規制も念頭に、デジタル貿易に関する広範な規律を実現する。一定水準の規律を有するFTA の増加が、主要国のデジタル関連のルールの調和や、ビジネスの予見可能性の向上に寄与する可能性もある。

本章では、電子商取引に関する WTO 交渉における主要な論点を整理し、今後の交渉を展望する。また、FTA などを通じたデジタル関連のルールの形成の進展が、課題に直面する WTO 交渉を補完する可能性について考察する。

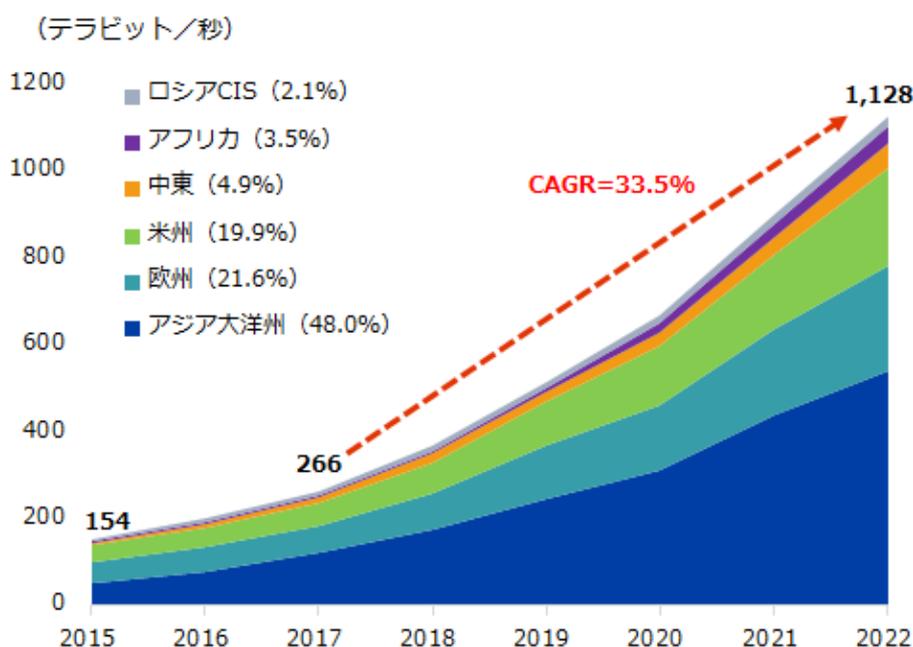
第2節 デジタル関連ルールの意義

1. 飛躍的に拡大する世界の越境データ流通量

通信網の5Gへの移行、IoTやAI技術の普及などに伴い、経済・社会のデジタル化が急速に進展している。加えて、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）のパンデミック

ク発生後の移動制限、社会的距離の確保を前提とする新たなコミュニケーションのあり方は、デジタル技術の向上と非接触・非対面サービスの成長に拍車をかけた。ビジネスの多様化とともに、インターネット上に蓄積され、国境を越えて共有されるデータ量も増加の一途をたどる。国際電気通信連合（ITU）によれば、世界の越境データ流通量（使用された越境インターネット帯域幅）は、2017年の266テラビット（毎秒）から2022年には1,128テラビット（毎秒）へ、5年間で4倍以上に拡大（年平均33.5%増）している。また、世界全体の2022年のインターネット利用者数は53億人、普及率は66%と、コロナ禍前の2019年との比較でそれぞれ11億人増、24%増を記録している。¹

図 2-1 世界で使用された越境インターネット帯域幅（越境データ流通量）



2. 電子商取引やデジタル貿易に関連する主なルール

国境を越えたデータの活用の促進は、医療や金融などへのアクセスとサービスの質の向上、データに基づくサプライチェーンの高度化、少子高齢化や労働者不足などへの対応など、社会課題の解決や新たな産業創出につながる可能性が高い。すなわち、データを活用したビジネスがグローバル社会・経済にもたらす価値を最大限に高めるためには、国境を越えた自由で安全なデータ流通を促進することが重要となる。また、そのためには、デジタル空間でのビジネスや消費活動の安全性や効率性確保のための多国間でのルール形成が急務である。

以下は WTO の電子商取引に関する有志国会合、近年の FTA をはじめとする貿易協定などで議論される主なデジタル貿易関連ルールの例と、それぞれのルールがビジネスにもたらす意義について記したものである。

1) デジタル・プロダクトの無差別待遇

ソフトウェアや動画などデジタル化され電子的に送信可能なもの（＝デジタル・プロダクト）が、産地や作成者の国籍により差別されないことを確認するルール。WTO ルールでは物品貿易について最恵国待遇や内国民待遇を規定しているが、本ルールはそうした無差別原則をデジタル貿易にも拡大するもの。たとえば、ある国から別の相手国の消費者・企業にソフトウェアを販売する際、すでに相手国内で販売されている同種のソフトウェアと同じ条件が付与され、新たな販売条件や制限を受けないことが担保される。

2) 電子的送信に対する関税不賦課

デジタル・プロダクトの越境取引に際し、関税を賦課しないというルール。WTO 加盟国間では、ルールとして明文化されておらず、過去の閣僚会議においては関税不賦課の「慣行」を、暫定的な合意を繰り返すことで維持している。この暫定合意（関税不賦課モラトリアム）は、2024 年 3 月中の開催が見込まれる第 13 回 WTO 閣僚会議までを期限としており、同会議以降の扱いが注目される。電子書籍や音楽・映像コンテンツの拡充、3D プリンターの普及などにより、モノの輸出がデータ販売に置き換わる中、デジタル・コンテンツに対する関税賦課が物品と同様に必要であるとの主張もある²。一方、デジタル・プロダクトを扱うビジネスは、その電子的送信への関税不賦課を前提に成立している。その点では、現行の WTO 慣行のルール化・明文化は、自由で予見性の高い取引環境の担保を可能にするという点で意義がある。

3) 情報の電子的手段による越境移転制限の禁止（データ・フリーフロー）

国境を越えた自由なデータ移転を原則許可するルール。たとえば、①オンラインアプリの開発・提供を行う企業が、顧客から発生するデータを、サービス展開先の複数国から開発拠点がある国のクラウドに移転する場合、あるいは、②海外向けに販売した機械機器からセンサーを通じて稼働状況や稼働環境、修理等のデータをリアルタイムに収集し、本社のクラウドサーバーで保存・分析する場合など、自由なデータの移転を原則として認めるものである。電子商取引に関わるビジネスの前提条件である自由なデータ（情報）流通により、多様なビジネス機会を確保する意義がある。他方、国や地域によって、国家安全保障をはじめとする政策目的を理由に、データの国外移転を制限する動きもあり、国ごとに異なる規制対象範囲や法令要件遵守のための手続きの複雑さが、ビジネスの障害になっている実態が指摘されている³。

4) コンピュータ関連設備の設置要求の禁止（データ・ローカライゼーション要求の禁止）

事業者がある国の領域において事業を行うための条件として、同国内でのコンピュータ関連設備の利用・設置や、データの国内保存を要求してはならないことを規定するルール。事業者の立場では、同ルールの存在により、現地に拠点（サーバー等）を設けることなく現地消費者や企業と直接取引を可能にすることが可能となり、設備投資や拠点設置に伴うビジネスコストの増大を防げるというメリットがある。

5) ソースコード等の開示要求の禁止

ある国にコンピュータ・プログラムを組み込んだソフトウェア等を輸出する条件として、輸出相手国の政府がプログラムのもとになるテキスト（ソースコード）などの開示を求めないことを規定するルール。ソフトウェアなどの設計図にあたるソースコードは開発事業者の企業秘密かつ財産であり、これらの開示を強制されないことは越境電子商取引を行う上で安心材料となる。技術流出の防止の観点に加え、製品のセキュリティ担保の観点からも重要なルールと位置付けられる。

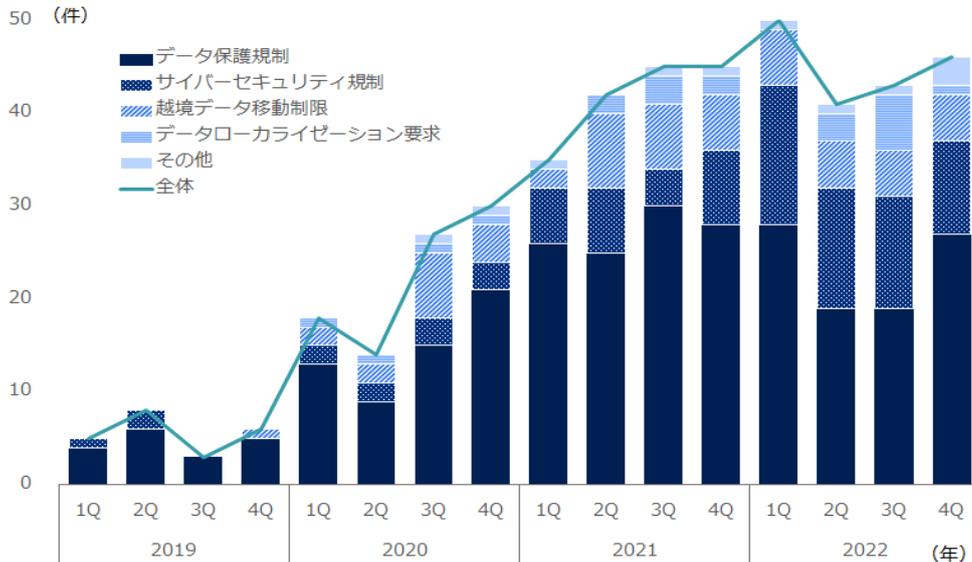
第3節 デジタル保護主義の台頭と企業への影響

1. 各国の国内法に基づくデータ管理規則の導入状況

近年、アジアなどを中心とする一部の国・地域で、国際的な枠組みでのルール形成を待たず、各々の政策目的でデジタル関連規制を導入する動きが目立つ。その主な目的には、自国・地域の消費者保護や国家安全保障の確保、自国産業の保護などがある。

英シンクタンク経済政策研究センターが、国境を越えるデジタル取引に影響する可能性のある政策変更などを記録する「Digital Policy Alert」によれば、特に2020年以降、各国政府によるデータ管理に該当する規則が数多く導入されている。同データベースが補足する各国・地域のデータ管理規則を発効年別の件数で見ると、2019年の22件から、2020年は89件、2021年は167件、2022年は180件と、3年間で大幅な増加傾向が見られる（図2-2）。このうち、データの越境移転に関する規則では計59件、データ・ローカライゼーション要求として計21件の規則が2020～2022年の間にそれぞれ発効し、2022年2月時点で継続中となっている。

図 2-2 世界のデータ管理関連規制の新規導入状況



注：①データベースに収録されている措置のうち、2019～22 年の間に施行 (in force) された主要措置の件数を 4 半期別に集計、②複数分類に跨る措置もあるため、全体件数と分類別の合計が一致しない。

出典：“Digital Policy Alert”(Global Trade Alert)データから作成 (2023 年 2 月末時点)

2. 中国およびベトナムの事例 (2022 年の動き)

2022 年に導入された主な政策のうち、たとえば中国では、データ取扱者が中国国内での事業運営を通じて収集・生成した重要データや個人情報を域外に提供する際の安全評価手続きを定めた「データ域外移転安全評価弁法」が施行された (2022 年 9 月 1 日)。国家インターネット情報弁公室は、同弁法の講評と合わせ 2022 年 8 月 31 日に「データ域外移転安全評価申告ガイドライン」を公表し、安全評価に係る申告書や自己評価報告書などの申告書類の雛形を公開している⁴。中国のデータ域外移転に関する安全評価は、2017 年施行の「サイバーセキュリティ法」において初めて明記された制度であり、同法第 37 条において、重要情報インフラ運営者が中国域外に重要データおよび個人情報を提供する場合、安全評価を行わなければならないと定められている。また 2021 年施行の「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」では、重要データおよび個人情報の域外移転に関する安全評価の詳細が明文化されている。新たな弁法は、これらのデータ管理に関する 3 つの法令、いわゆる「データ 3 法」(ポイントを以下表 2-2 に記載) の下位規則に位置づけられる。

表 2-1 中国におけるデータ 3 法のポイント

| |
|---|
| <p>1.サイバーセキュリティ法（2017年6月1日施行）</p> <p>重要情報インフラの運営者が越境移転規制の対象となる。重要情報インフラの運営者は、中国国内での運営において収集し、生じた個人情報及び重要データを、中国国内で保存しなければならない。 業務上の必要により、中国国外に提供する必要が確実にある場合は、国家インターネット情報部門が国務院の関係部門と共に制定した規則に従って安全評価を行わなければならない。</p> |
| <p>2.データセキュリティ法（2021年9月1日施行）</p> <p>国家安全や公共の利益などに与える危害の程度に応じて、データを分類管理する制度を構築。 データの越境移転や輸出規制については、「国家安全と利益の維持、国際義務の履行に関わる規制品目に該当するデータに対しては、法に基づき輸出規制を実施する」と規定。 「他国・地域がデータおよびデータの開発・利用技術などに関わる投資、貿易などにおいて、中国に対し差別的な禁止、制限またはその他の類似の措置を講じた場合には、当該国・地域に対し、同等の措置を講じることができる」との対抗措置も盛り込み。</p> |
| <p>3.個人情報保護法（2021年11月1日施行）</p> <p>重要インフラ運営者および規定量以上の個人情報を保有する個人情報処理者に対する、国内保存義務を規定。 データ越境移転時の国家インターネット情報機関による安全評価・行政承認取得義務、域外規定、違反時の罰則規定などを盛り込み。</p> |

出典：ジェトロ「中国におけるサイバーセキュリティ、データセキュリティおよび個人情報保護の法規制にかかわる対策マニュアル」（2021年11月）をもとに作成

ベトナムにおいては、2022年10月1日、「サイバーセキュリティ法(2019年1月施行)」の細則を定めた政令53号が発効した。同政令は、ベトナムでオンラインサービスを提供する国内外の事業者を対象に、国内保存義務の対象となるデータの範囲や、データ保存義務を課される事業者の要件などについて規定している⁵。サイバーセキュリティ法(第26条)では、ベトナムにおいてインターネットサービス等を提供し、ベトナムに所在するサービスユーザーによって創出されるデータ等の収集・利用等を行う国内外の企業は、政府の規定に従った期間中、これらのデータをベトナムに保存しなければならないと規定する。個人情報保護政令案(第21条)では、越境移転の条件として原データの国内保存が規定されている。インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令2013年72号の修正稿(2021年11月公表、第23条、第44条)では、ニュースサイトやソーシャルネットワークワーキングサイト、データセンターサービスについて、ベトナムのサービス利用者のデータは、ベトナム国内に保存しなければならないと規定。また、ソーシャルネットワークワーキングサイト及びモバイルネットワーク上の情報コンテンツサービスの提供者に対し、ベトナム国内のサーバ設置要求を規定する(第25条、第28条)。

3. 企業のデータ取得・移転に際し影響の大きい規制項目

ジェトロが2022年11～12月にかけて日本国内企業を対象に実施した調査⁶では、海外主要国・地域との国境を越えたデータのやり取りに関し、①相手国による施策でオペレーシ

ョン上の影響が大きい項目、②同項目に該当する相手国・地域、それぞれを聞いている。その結果によれば、オペレーションが大きい項目として、「相手国政府によるデータへのアクセス・検閲」を挙げる企業が584社で最多となった。次いで、「プライバシー規則」を挙げる企業が420社となったほか、「デジタル財・サービスへの課税や差別的待遇」(313社)、「越境データ移転の禁止やサーバ設置要求」(308社)などの項目を挙げる企業も、それぞれ300社を超えた。(有効回答は1,319社、無回答除く)。

また、オペレーション上の影響が大きい規制項目がそれぞれ該当する相手国・地域を見ると、大半の項目において「中国」を挙げる企業の割合がもっとも高い。「相手国政府によるデータへのアクセス・検閲」を指摘した584社のうち449社(76.9%)が、該当する相手国に「中国」を挙げた。主要国・地域で中国に次いで多かったベトナムは67社(11.5%)であり、中国が突出して高いことがわかる。また、「越境データ移転の禁止やサーバ設置要求」の影響を受ける308社については、そのうち195社(63.3%)が「中国」をその相手国に挙げた。

表 2-2 データの取得や移転に際し、企業が影響を受ける規制項目とその相手国

(単位：社)

| データ取得や移転を伴うビジネスにおいて オペレーション上の影響が大きい項目 およびその相手国・地域 | 全 体 | 米 国 | 中 国 | E U | 英 国 | その 他 欧 州 | タ イ | イ ン ド | ベ ト ナ ム | イ ン ド | その 他 ア ジ ア 大 洋 州 | そ の 他 | 無 回 答 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|--------|-------------|------------------|-------------|---------------------------------------|-------------|-------------|
| デジタル財・サービスへの課税や差別的待遇 | 313 | 108 | 172 | 73 | 39 | 27 | 54 | 38 | 65 | 26 | 45 | 32 | 21 |
| 相手国政府によるデータへのアクセス・検閲 | 584 | 97 | 449 | 65 | 30 | 26 | 52 | 35 | 67 | 31 | 44 | 37 | 37 |
| 越境データ移転の禁止やサーバ設置要求 | 308 | 75 | 195 | 73 | 31 | 21 | 54 | 34 | 51 | 25 | 38 | 25 | 21 |
| 現地事務所の設置要求 | 210 | 48 | 92 | 39 | 21 | 19 | 42 | 28 | 46 | 25 | 33 | 29 | 18 |
| 特定の国産技術の利用要求 | 226 | 57 | 138 | 47 | 21 | 21 | 36 | 25 | 33 | 26 | 32 | 18 | 16 |
| プライバシー規制（GDPR、プライバシー保護法） | 420 | 131 | 155 | 199 | 72 | 46 | 65 | 39 | 55 | 25 | 52 | 23 | 23 |
| 暗号化の制限、技術移転要求など | 201 | 55 | 120 | 42 | 21 | 17 | 40 | 28 | 29 | 16 | 31 | 26 | 13 |
| その他 | 223 | 24 | 26 | 17 | 15 | 11 | 19 | 14 | 21 | 13 | 21 | 22 | 161 |

注：調査実施は2022年11～12月。オペレーション上の影響が大きい項目に関しては、無回答分を除く

出典：ジェトロ「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2023年1月)

第4節 WTOにおける電子商取引交渉の経緯と課題

1. 統合交渉テキストに基づく交渉の進捗状況

WTO における電子商取引に関わるルール形成の取り組みでは、2017年12月の第11回閣僚会議において、有志国で交渉を主導していく新たなアプローチの方向性が示された。同会議では、日本、豪州、シンガポールの3カ国を議長とし、71の有志国・地域による今後の作業の進め方などを示す「共同声明イニシアティブ (JSI)」が発出された。その後、2019年1月に、新たに中国などを含む76の有志国・地域によって JSI に基づく交渉開始が表明された。2020年1月の非公式閣僚委員会では、交渉のベースとして各国の提案をまとめた「統合交渉テキスト」の作成に合意。同年12月には同テキストの作成が完了し、交渉参加国・地域に対して配布された。2021年1月以降、統合交渉テキストをベースに論点ごとに作業部会を分けて交渉を継続している。2023年1月、WTO 電子商取引交渉の共同議長国である日本、豪州およびシンガポールは、2023年末までの交渉の実質的な妥結を目指す方針を示した共同議長国閣僚声明を発表⁷。2022年12月末までに、同統合交渉テキストのうちの10の条文（ペーパーレス貿易、電子契約、電子認証及び電子署名、要求されていない商業上のメッセージ、オンラインの消費者の保護、政府の公開されたデータ、開かれたインターネット・アクセス、透明性、サイバーセキュリティ、電子取引の枠組み）に関して意見の収れんを示す新たな統合交渉テキストが発出されたと報告された⁸。

表 2-3 統合交渉テキストの主な項目および具体的な論点

| 項目 | 具体的な論点 |
|--------------------------|---|
| 1. 電子商取引の有効性 | |
| 電子取引の円滑化 | 電子取引の枠組み ； 電子署名および電子認証 ； 電子契約 ；電子インボイス；電子支払いサービス |
| デジタル貿易円滑化とロジスティクス | ペーパーレス貿易 ；デミニマス；税関手続き；貿易政策の改善；データ交換の一元化およびシステムの相互接続性；ロジスティクスサービス；貿易円滑化の推進 |
| 2. 開放性 | |
| 無差別原則と責任 | デジタル・プロダクトに対する差別の禁止；インタラクティブ・コンピュータ・サービス（責任制限条項）；インタラクティブ・コンピュータ・サービス（侵害行為） |
| 情報の流通 | 国境を越える電子的手段での情報の移動（越境データフロー）；コンピュータ関連設備の設置；金融情報／対象となる金融サービス事業者のコンピュータ関連設備の設置 |
| 電子的送信に対する関税 | |
| インターネットとデータへのアクセス | 政府の開かれたデータ ； 開かれたインターネット・アクセス ；（電子商取引・デジタル貿易に係る）インターネットへのアクセスと利用に関する原則；インタラクティブ・コンピュータ・サービスへのアクセスと利用；競争 |
| 3. 信頼性 | |
| 消費者保護 | オンライン上の消費者の保護 ； 要求されていない商業上のメッセージ |
| プライバシー | 個人情報；個人データの保護 |
| ビジネスの信頼 | ソースコード；暗号技術を使用する ICT 製品 |
| 4. 横断事項 | |
| 透明性、国内規制と協力 | 透明性 ；貿易関連情報への電子的入手可能性；国内規制；協力；協力メカニズム |
| サイバーセキュリティ | |
| 能力開発 | 能力開発（キャパシティビルディング）および技術支援の手段 |
| 5. 電気通信 | |
| 電気通信サービスに関する WTO 参照文書の改訂 | 範囲；定義；競争的セーフガード；ユニバーサルサービス；ライセンスと認可；電気通信規制当局、希少資源の配分と使用；重要設備 |
| ネットワーク機器および製品 | 電子商取引に関連するネットワーク機器及び製品 |
| 6. 市場アクセス | サービス市場アクセス；電子商取引関係者の一時入国・一時滞在；物品市場アクセス |

注：下線（太字）は、WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ共同議長声明（2023年1月20日）において、交渉を通じて2022年12月までに意見の収れんに達したと発表された論点。

出典：WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ共同議長声明 Annex-A（2023年1月20日）、項目および論点は、Geneva Trade Platform（WTO Plurilaterals）より作成

また、同声明の中で、統合交渉テキストのうちの残された論点についても、進捗を評価するとともに、今後の議論を加速することを確認した。また、具体的な交渉の進展については、①個人情報保護や暗号に係る条文について、新たな交渉会合が立ち上がり、議論が進展したこと、②前文や定義等の横断的論点についての議論を開始したこと、などを明らかにした。その他の主要論点のうち、越境データ流通やソースコードに係る条文については、高い水準かつ商業的に意味のある合意のために不可欠であり、交渉参加国は合意に向けて引き続き取り組む意欲が示された。また、電子的送信に対する関税不賦課の恒久化についての合意にも期待を示した。電子的送信に対する関税不賦課に関しては、2022年6月に発出された共同議長声明⁹でも、「交渉参加国は、ビジネスの安定性と予見可能性を促進するため、第12回WTO閣僚会合における関税不賦課モラトリアムの延長を強く支持する。アジア、アフリカ、欧州、ラテンアメリカ、北アメリカ、カリブ海の途上国を含む世界中の105の産業団体もモラトリアム延長の重要性を強調している。また、共同議長は、電子商取引交渉における関税不賦課の恒久化が極めて重要と考える。」とその意義が強調されており、優先度の高さがうかがえる。

2. 電子商取引交渉が直面する課題

WTOによれば、JSIに基づく電子商取引交渉に参加する有志国は、2023年2月時点で88カ国・地域にのぼり¹⁰、同参加国が世界貿易全体に占める割合は90%以上を占める。交渉参加国の中で新たなルールが成立すれば、世界全体の電子商取引の大半をカバーすることになる。他方、交渉参加国の増加に伴い、交渉のベースとなる統合交渉テキストのあらゆる項目に対し、各国から新たな提案や反対提案が押し寄せる状況が生じている¹¹。

2022年12月に更新され、交渉参加国に配布された最新の統合交渉テキスト(Ver.3)では、前出のとおり「10の条文に関する意見の取れん」を示したとされる。これは、「8つの条文に関する意見の取れん」を示した2021年12月の更新版(Ver.2)から、1年間の交渉において、2つの条文(電子取引の枠組み、サイバーセキュリティ)についてのみ、テキストの文言の調整が完了したに過ぎない実態を表す。また、2022年末までに大多数の論点を取れんさせるとの目標は2023年末に先送りされた。ただし、共同議長国が合意に強い意欲を示す、①電子的な送信に対する関税、②国境を越える電子的手段での情報の移動(越境データフロー)、③コンピュータ関連設備の設置、④ソースコード、などを含む、残された多くの論点については、交渉参加国の国内事情を反映した見解の相違や意見対立が継続しており、包括的な合意には困難が予測される。

たとえば、前出の2023年1月に発出された共同議長国声明において、「高い水準かつ商業的に意味のある合意のために不可欠」とされる越境データフローの自由化(制限措置の禁止)に関する議論において、米国や日本など、制限措置の原則禁止を求める国・地域は、制限措置が企業のグローバルサプライチェーン構築の阻害要因になると主張。すなわち、企業

は、規制管轄が異なる複数の拠点において、それぞれデータの保存・処理、契約への対応を迫られ、膨大なコスト負担が生じることを懸念する。また、特に中小企業（MSME）にとっては制限による影響がより深刻になる可能性を指摘する。他方、一定の制限措置が必要との立場を取る国・地域は、重大な犯罪や知的財産権侵害の防止など、制限的措置を導入する公共上の重要な理由があると主張している¹²。

そのほか、電子的送信に対する関税に関する議論に対しては、JSIに参加していないインドおよび南アフリカが、WTOに加盟する発展途上国を代弁する立場でWTOに提案書を出し、関税不賦課モラトリアムの継続への反対を主張するとともに、JSIイニシアティブを通じた交渉のアプローチを再考することを求めている¹³。また、包括的で開発指向のデジタルトランスフォーメーションを実現するための多国間協議を求める立場から、「JSIの電子商取引交渉における議論が拘束力のあるルールに焦点を当てており、世界貿易から途上国をさらに疎外させるリスクがある」と主張する。

さらに、将来的に本交渉が妥結した場合、これを交渉に参加したWTO加盟国を拘束する複数国間協定と位置付けることでルール化する可能性が想定される¹⁴。その場合、当該協定を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」附属書4に追加するためには、同協定10.9条の規定に従い、すべてのWTO加盟国によるコンセンサスが必要となる。インドや南アフリカは、JSIに基づく交渉方式の採用自体が、WTOの多角的貿易体制に整合していないと反対の立場を表明しており¹⁵、これらの国を含めた全加盟国の合意の取り付けのプロセスにはさらなる困難が見込まれる。

第5節 FTAを通じたルール形成と展望

1. 電子商取引やデジタル貿易を扱う協定の件数・割合

WTO全加盟国の半数以上が参加し、JSIに基づく電子商取引交渉においてデジタル関連ルール形成が模索される一方、FTAやデジタル特化型の貿易協定を通じ、協定の締約国間でデジタル分野のルールを形成する動きが進展する。近年のFTAは、各国が相次いで導入する各種の国内規制も念頭に、デジタル貿易に関する広範な規律を実現する。一定水準の規律を有するFTAの増加が、主要国のデジタル関連のルールの調和をもたらし、ビジネスの予見可能性の向上に寄与する可能性もある。

世界の貿易協定に含まれる電子商取引・データに関する条項を取りまとめた、スイスのルツェルン大学が公表する「Trade Agreement Provisions on Electronic-Commerce and Data」（以下、TAPED）データベース（2022年11月30日更新バージョン）¹⁶によれば、同データベースが分析対象とする2000年以降の世界のFTAなど384件の貿易協定¹⁷のうち、電子商取引やデジタル貿易に関する条項を含む協定は167件と4割強を占め、そのうち電子

商取引章ないしデジタル貿易に関する独立した章（Chapter）を有する協定は 109 件を数える。一方、2015 年以降に発効した協定に対象を絞ると、全 82 件のうちの 8 割を上回る 67 件の協定が電子商取引ないしデジタル貿易に関する条項を含み、同 7 割近くの 55 件が、独立した章を有する。

FTA のデジタル関連ルールは、導入件数の増加だけでなく、規定内容も詳細化かつ深化している。FTA の電子商取引章やデジタル貿易条項の定めるルールは、大きく、①デジタル貿易の円滑化（電子署名や電子認証、貿易関連文書の電子化や電子的交換など）、②デジタル貿易の自由化（デジタル・プロダクトの無差別待遇、電子的送信に対する関税不賦課、データの越境移転など）、③インターネット上の信頼性確保（オンライン消費者の保護、個人情報保護など）、などに分類することができる。2000 年代前半など、デジタル貿易関連規定は、特に EC 市場の発展を相互に確認する程度の限定的な規律にとどまっていた。電子署名やペーパーレス貿易など、EC の円滑化を促すための規定やデジタル・プロダクトに対する無差別待遇などが該当する。しかし近年の FTA では、各国で台頭する規制も念頭に、自由化や信頼性確保などの領域で、デジタル貿易に関するより広範な規律を実現している。近年では、AI やビッグデータの利用、SNS などの技術発展に対応して条項がより近代化している¹⁸。

2018 年 12 月に発効した「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（CPTPP）は、電子的送信に対する関税賦課の禁止（第 14.3 条）やデジタル・プロダクトの無差別待遇（第 14.4 条）などの約束に加え、「情報の電子的手段による国境を越える移転」に対する自由（データ・フリーフロー）の確保（第 14.11 条）、「コンピュータ関連設備の設置」にかかる要求（データ・ローカライゼーション）の禁止（第 14.13 条）、「ソースコード」の移転またはアクセス要求の禁止（第 14.17 条）などが盛り込まれた。これらの規律は、いわゆる「TPP3 原則」として、2016 年 2 月の TPP 署名以降、FTA における電子商取引交渉におけるベンチマークと位置付けられてきた。データを取り扱う事業者にとって、各国・地域市場における公正な競争環境の確保という観点で意義がある。なお、前出の TAPED データベースに基づくカウントでは、2016 年以降に署名された 63 件の貿易協定のうち、データ・フリーフローに関する何らかの条項を有する協定は 28 件、データ・ローカライゼーションは 22 件、ソースコードに関しては 18 件、また 3 原則をすべてカバーする協定は 15 件とされる¹⁹。

2. デジタル分野に対象を限定した分化型協定

デジタル経済社会の急速な発展に対応し、締約国間での迅速な合意形成とルール整備を目的に、デジタル貿易に関連するルールのみ内容に限定した分化型の協定も相次いで発行している。たとえば、2020 年 1 月に発効した日米デジタル貿易協定は、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルール整備を目指し、前出の TPP3 原則に加え、

アルゴリズムの開示要求の禁止（第 17 条）など TPP の規定を強化するものや、SNS などのサービス提供者に対する民事上の責任に関する規定（第 18 条）など、双方向サービスの提供者とユーザーの双方を保護するための新しい要素も盛り込まれた。

2020 年 6 月には、シンガポール、ニュージーランド、チリの 3 か国によるデジタル経済パートナーシップ協定（Digital Economic Partnership Agreement、以下 DEPA）が署名され、2021 年 1 月に発効した（チリについては 2021 年 11 月発効）。これまでの FTA でカバーされていた領域に加え、フィンテック（第 8.1 条）や AI（第 8.2 条）など、新たなトレンドおよび技術に関連する条項を規定。加えて、データイノベーション（第 9.4 条）に関する条項では、3 か国がデータを活用したイノベーションを促進するため、一定の守られた環境で政府と協力して開発に取り組めるデータ・レギュラトリー・サンドボックスの設置で協力すると記載した。そのほか、電子請求書などのフォーマットに関して 3 か国が同じ国際基準の採用を促進すること（第 2.5 条）や、個人情報保護の分野で相互の関連法規制の互換性を高めるためのメカニズムを開発すること（第 4.2 条）など、デジタル社会の下でのビジネスの利便性向上やイノベーション促進に焦点を当てた項目が数多く盛り込まれた。DEPA に対しては、2021 年 10 月に韓国が、11 月には中国が、2022 年 5 月にはカナダが加入申請を行い、いずれも新規加入交渉にあたる加入作業部会での議論が進行している（2023 年 2 月現在）。

加えて、DEPA を皮切りに、シンガポールを核としたデジタル経済協定（DEA：Digital Economic Agreement）やデジタルパートナーシップ協定（DPA：Digital Partnership Agreement）締結の動きが加速している。シンガポールは 2020 年 12 月に豪州との DEA を発効させたほか、2021 年 12 月に韓国との DPA、2022 年 2 月には英国との DEA に署名。さらには 2023 年 2 月に EU との間で 2 月 1 日、EU シンガポール・デジタルパートナーシップ（EUSDP）に署名した。EUSDP の実質合意に際しての EU・シンガポールの共同声明（2022 年 12 月）では、両国・地域が合意した一連のデジタル貿易に関する原則が「世界との間のデジタル貿易を促進するための共通の枠組みを提供する」としたうえで、これらの取り組みが「世界的なルール導入を目指して進行中の WTO の電子商取引交渉を補完し、支援すると確信している。」と強調している²⁰。

3. FTA 交渉の進展および規律の実効性における課題

(1) 国内事情を反映する交渉スタンス

FTA の電子商取引やデジタル貿易に関する交渉スタンスは、各国・地域それぞれの国内法規制の存在や安全保障に対する政府の考え方、国内産業の競争力などを反映する。たとえば中国は、国家安全保障の確保などを理由に、前出のデータ 3 法などを通じ、データの越境移転に関する規制やデータの国内保存の義務づけを正当化する。また情報保護についても各国の主権に基づく適切な規制を設ける権利を重視する。

中国は2021年9月、CPTPPへの加入を申請しているが、加盟交渉へ向けたプロセスにおいては、これらの国内法とCPTPPの規定するデータ・フリーフローや、データ・ローカライゼーションの禁止などの条項をどう整合させるかが、大きな課題になると考えられる。なお、中国の発効済みFTA（2023年2月時点）では、豪州（2015年12月発効）、韓国（2015年12月発効）、チリ（改定版2019年3月発効）、シンガポール（改定版2019年10月発効）、カンボジア（2022年1月発効）ニュージーランド（改定版、2022年4月発効）との二国間FTAおよび地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（2022年1月発効）において独立した電子商取引章を有するが、そのなかで、データ・フリーフローおよびデータ・ローカライゼーション要求の禁止に関する条項を含む協定はRCEP協定に限られる。他方、同協定においても、公共政策上の目的や安全保障上の理由により、締約国の裁量において当該条項への例外措置の適用が認められている（本節（2）参照）。またいずれの協定も、電子的送信に対する関税の扱いについてはWTOの暫定合意に基づく慣行の継続に言及する一方、WTOでの議論の進展に応じ、同慣行に調整を加える余地を残す。

WTOの電子商取引交渉において、ともに早期の合意形成を目指す米国とEUの間でも、それぞれ重点を置く領域の違いにより、FTAの交渉スタンスには相違が見られる²¹。

米国は、多国間・複数国間交渉の場でも、制約のないデータの越境移動を保証すべきであると主張し、FTAでのルール整備を通じて、他国へのマーケットアクセスを確保することを重視する。一方、EUがこれまで推進してきたFTAの電子商取引関連条項では、デジタル貿易をめぐる規律により重点を置き、自由化を推進する項目は相対的に少ない。EUは、越境データの流通自体には肯定的な姿勢を有する半面、消費者の信頼がデジタル市場の発展に不可欠とし、基本的権利である個人情報などの保護に対する適切な対応を重視している。2018年5月より適用開始となった「EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）」は、EUからの個人データの移転する際の条件を、移転先の第3国が「十分なデータ保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合」と規定している（GDPR第45条）。

表 2-4 データ移転に関するEUおよび米国のスタンス

| | データ移転等に係る規制 | FTA等の交渉におけるスタンス |
|----|---|--|
| EU | <ul style="list-style-type: none"> 個人データの越境移転はGDPRに基づき原則禁止。ただし、①データ移転先国がEUによる十分政認定を受けている場合、②例外措置の適用、もしくは例外理由が適切と判断される場合、は許可される。 データの域内保存に関する義務は無し | <ul style="list-style-type: none"> 越境データの流通や市場アクセスの拡大を支持しつつ、消費者の信頼が不可欠とし、基本的権利である個人情報等の保護に対する適切な措置の採用をより重視する立場。 日EUを含むFTAにおいて、EUは電子商取引を「投資・サービス・電子商取引章」として扱うことが多い。規制に関する対話により重点が置かれ、デジタル貿易の自由化を推進する項目は相対的に多くない。 |
| 米国 | 越境移転にかかる規律や、データの域内保存・保管を義務づける規定は無し | <ul style="list-style-type: none"> 2004年に発効した米国・シンガポールFTA以降すべてのFTAに電子商取引章を設け、電子的送信への関税不賦課、無差別待遇などを規定。米国とFTAを締結した複数の国は、他国とのFTAにも同様の電子商取引章を設けるなど、米国基準の規律が普及。 多国間の枠組みにおける議論の場でも、制約のないデータの越境移動を保証すべきという立場を主張。IPEFなどの枠組みを通じ、アジア大洋州地域でも共通ポジションを有する有志国の拡大に意欲的に取り組む姿勢。 |

出典：2022年版JETRO世界貿易投資報告をもとに作成

一方、WTO の JSI においてシンガポールや豪州とともに共同議長国を務める日本は、近年の FTA 交渉においても、CPTPP 交渉参加を機に、TPP3 原則を含む自由化水準の高いルール形成に積極的な姿勢を示す。2019 年 6 月の G20 大阪サミットにおいて、日本は、DFFT (Data Free Flow with Trust: 信頼性のある自由なデータ流通) のコンセプトを提唱。「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しつつ、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータの自由な流通を促進する」姿勢を世界に示した。データに対する基本的考え方、理念を共有する国々と連携し、デジタル保護主義・権威主義との差別化をするための共通の立場を形成することを重視しており、JSI に基づく電子商取引交渉、FTA 交渉においても同スタンスを維持している。

(2) 公共政策の正当な目的や安全保障上の理由に基づく例外規定

日本の発効済みメガ FTA である CPTPP、日 EU・EPA、RCEP 協定における電子商取引関連条項は、それぞれ締約相手国の国内事情や重点分野を反映し、自由化に関連するルールの範囲や同ルールの実効性に関わる例外規定、紛争解決手続きの適用などの扱いが異なる。

たとえば CPTPP が規定する「TPP3 原則」のうち、デジタル貿易の自由化を目的とするデータ・フリーフロー、データ・ローカライゼーション要求の禁止に関する条項は、日 EU・EPA ではカバーされていない。一方、ソースコード開示要求の禁止を約束する条項(第 8.73 条)は含まれる。越境データ流通の自由化促進よりも、ビジネスの信頼性の担保を重視する EU のスタンスを示している。ただし、データ・フリーフローに関しては、「3 年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する」との規定(第 8.81 条)に従い、2022 年 10 月より見直し交渉が開始されている²²。

中国を締約国に含む RCEP 協定では、TPP3 原則のうちデータ・フリーフロー、およびデータ・ローカライゼーションの禁止に関する条項が盛り込まれた。いずれの条項にも、例外規定として、締約国が「公共政策の正当な目的を達成するために必要と認める措置」や「安全保障上の重大な利益保護に必要な措置」については適用対象外とする前提が明記された。

なお、公共政策の正当な目的や安全保障上の重大な利益保護のための例外規定は、CPTPP においても規定されている。また、デジタル分野に特化した高水準の自由化を目指す日米デジタル貿易協定や DEPA においても、データ・フリーフローやデータ・ローカライゼーションの禁止に関する条項に、同様の目的での例外措置を明記している(表 2-5)。

RCEP 協定がこれらの協定と異なる点は、(a) 締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認すること、(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置について、他の締約国は当該措置について争ってはならないこと、が明記されている点である(第 12.14 条、第 12.15 条)。つまり、例外措置の適用の是非について、適用国の裁量に委ねる旨が明記され、他の締約国が争う余地がない設計となっている。また、RCEP 協定では、電子商取引章(第 12 章)全体を、第 19 章で規定される「紛争解決」の適用対象外と位置付けている(第 12.17 条)。

他方、RCEP 協定では、デジタル・プロダクトの待遇やソースコードの開示要求の禁止、金融サービス等におけるデータ・フリーフローや、データ・ローカライゼーションの禁止等に関して、締約国が対話を継続し、協定発効後の一般的な見直しにおいては同対話の結果を考慮すること（第 12.16 条）が規定された。さらには、電子商取引章に対する紛争解決（第 19 章）手続きの適用についても締約国が見直しを行う義務を規定し、見直し完了後は、合意した締約国の間で紛争解決の適用を行うことが明記されている（第 12.17 条）。発効後の見直し協議により継続的に自由化水準や実効性を高める余地が残されていることは特筆すべき点といえる。

2-5 主要協定における電子商取引関連の規律の比較

| 協定と発効年月 | CPTPP 2018 年 12 月 | 日 EU・EPA 2019 年 2 月 | RCEP 2022 年 1 月 | 日米デジタル貿易協定 2020 年 1 月 | DEPA 2021 年 1 月 |
|------------------------------------|--|---|--|---|-----------------------------------|
| デジタル・プロダクトへの無差別待遇 | あり | なし | なし（対話を継続） | あり | あり |
| 電子的送信への関税不賦課 | あり | あり | 締約国が慣行維持 | あり | あり |
| 越境データ移転を妨げる措置の禁止 (データフリーフロー)(①) | あり | レビュー条項 (3 年以内) | あり (例外規定参照) | あり | あり |
| データ・ローカライゼーション要求の禁止 (②) | あり | レビュー条項 (期限なし) | あり (例外規定参照) | あり | あり |
| 例外措置（①および②） | あり。公共政策の正当な目的（LPPO）および、安全保障に基づく例外（別章）を規定 | 個人情報保護に必要な措置を許容。安全保障例外（別章） | あり。LPPO 例外は実施の必要性を締約国が決定。安全保障例外は他の締約国が争ってはならないと規定 | LPPO 例外あり。必要性は締約国が決定（①のみ） 金融サービス分野は規制当局のアクセスが条件（②） | あり。LPPO 例外および安全保障例外 |
| ソースコード開示要求の禁止 | あり | あり | なし（レビュー条項） | あり | なし |
| 暗号開示要求の禁止 | 別章で規定 | なし | なし | あり | あり |
| 紛争解決手続 | 対象 | 対象外 | 対象外 | 対象外 | 対象 |
| その他 | ベトナム(無差別待遇、①、②)、マレーシア(無差別待遇、①)は発効後 2 年間、紛争解決手続き不適用 | 22 年 10 月、データの自由な流通に関する規定を協定に含めることについて交渉を開始 | CLMV は協定効力を生ずる後 5 年間（最大 8 年間）、ベトナムは同 5 年間、適用義務を負わず。(①、②) | | 無差別待遇や①、②、暗号開示要求の禁止について紛争解決手続き不適用 |

出典：各協定の関連条項、および「2022 年版ジェトロ世界貿易投資報告」（2022 年 7 月）をもとに作成

第6節 おわりに

前述のとおり、WTO の JSI に基づく電子商取引交渉は、各国提案を盛り込んだ統合交渉テキストに沿い、作業部会ごとに交渉を継続している。しかし、デジタル貿易の円滑化、無差別原則、情報流通の自由化、電子的送信への関税、プライバシー、ビジネスの信頼性確保などを含む領域がカバーする多くの項目のうち、合意に至ったのは利害対立の少ない一部

の条文案に限られ、包括合意へ向けては多くの困難が予想される。また、将来的に統合交渉テキストが包括合意に至った場合も、合意されたルールを WTO 体制の下でどのような協定と位置付けるかという課題も残る。協定の形態により WTO 加盟国によるコンセンサスを必要とするが、一部の途上国は JSI に基づく交渉方式の採用自体が WTO の多角的貿易体制に整合していないと反対の立場を表明しており、合意プロセスにはさらなる困難が見込まれる。

一方、近年の FTA は、各国が相次いで導入する規制も念頭に、WTO 有志国交渉のベンチマークとなる新たな規律を設計する。一定の自由化水準と規律を有する電子商取引関連条項を取り入れた FTA の増加が、主要国のデジタル関連のルールの調和や、ビジネスの予見可能性の向上に寄与し、WTO の有志国交渉を補完することも期待される。その点では、JSI イニシアティブの共同議長国でもあるシンガポールを中心に、デジタル分化型協定である DEPA や、DEA、DPA 締結の動き（本章 4 節-2）が急速に進展していることは、アジア大洋州や欧州を中心にデジタル貿易促進の共通の枠組みの形成や、WTO の電子商取引交渉を補完・支援につながる可能性も含め、大きな意義があると考えられる。

同時に、ルール作りで先行する主要な協定、特に CPTPP や RCEP、日 EU・EPA などのメガ FTA の枠組みにおいて、締約国間の継続的な対話や見直し協議を通じ、可能な限り自由化水準や規律の共通化を実現することも重要なステップとなる。そのためには、日 EU・EPA で 2022 年 10 月より開始された、「データの自由な流通に関する規定」を追加するための見直し交渉の進展に加え、RCEP における将来的な紛争解決手続きの適用など、実効性を高めるための見直し協議の着実な進展が期待される。日本はシンガポール、豪州とともに JSI イニシアティブの共同議長国である。加えて EU、日米、CPTTP、RCEP などのメガ FTA を通じ、ルール形成のカギを握るあらゆる主要国・地域と既存の連携枠組みを有する。さらには、米国主導により 2022 年 5 月に立ち上がったインド太平洋経済枠組み（IPEF）にも ASEAN7 カ国、韓国、インドなどの主要国とともに参加する。IPEF の「貿易」の柱では、デジタル経済に関し、①信頼と安全に基づく越境データフロー、②デジタル経済の包摂的で持続可能な成長、③新興技術の責任ある開発と利用、を交渉目標に掲げる²³。日本政府には、それぞれの枠組みでの自由化水準や規律の共通化を目指し、主要国間の調整機能と議論のリード役を担うことが期待される。

また、RCEP や IPEF の枠組みにおける協議の進展に向けては、ASEAN におけるデジタル関連のルール形成と加盟国間でのルールの調和の進展が、大きなカギを握ると考えられる。ASEAN10 カ国間では、2021 年 12 月に ASEAN 電子商取引協定が発効²⁴。データの越境移転のための障害撤廃もしくは削減に関する条項（第 7.4 条）、ASEAN の自然人により所有・管理されている法人およびその関連法人に対し、データ・ローライゼーション要求を禁止する条項（第 7.6 条）などを規定した。また、域内のデジタル関連ルールを議論する ASEAN デジタル相会合（ADGMIN）において、2021 年 1 月、ASEAN 域内の各国間のデータフローに係るルールの調和や、企業向けのガイドライン講評を推進する「ASEAN Cross

Border Data Flows (CBDF)メカニズム」を策定。同時に、在 ASEAN 事業者のデータの越境移転に際し、当事者間契約で使用できるモデル契約条項「The ASEAN Model Contractual Clauses (MCCs)」を公表するなど、独自の取り組みを推進する²⁵。2021年10月には、第20回 ASEAN 共同体 (AEC) カウンシルにおいて、ASEAN のデジタルトランスフォーメーション実現を目指す「バンドル・スリ・ブガワン・ロードマップ」(BSBR) が正式採択され、2025年までに ASEAN デジタル経済枠組み協定 (DEFA) の交渉を開始することが合意された²⁶。DEFA の交渉に向け、閣僚級会議である ADGMIN の下に属する高級実務者会議にあたる ASEAN Digital Senior Officials' Meeting (ADG-SOM) や、ADG-SOM に属するデータガバナンス・ワーキンググループ (WG) での協議が始動している。今後の同 WG の協議では、日本を含む ASEAN 対話国のビジネス関連団体が参画し、DEFA の規律や自由化水準について、産業界の見地から提言を行う機会も想定される²⁷。日本の民と官それぞれが有する対話の機会を活用し、ASEAN 域内で高い自由化水準とルール調和に意欲的に取り組むことが、ASEAN+5 カ国の枠組みである RCEP、IPEF を含むアジア大洋州地域でのルール形成へ向けた有効なステップとなろう。

¹ 国際電気通信連合 (ITU) による推計

<https://www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/stat/default.aspx> (2023年3月1日閲覧)

² UNCTAD (2021), What is at stake for developing countries in trade negotiations on e-commerce?

³ 「データの越境移転に関する研究会報告書」、2022年2月 (経済産業省)

⁴ 「データ域外移転安全評価弁法に関する解説および実務対応」～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報専門家による政策解説～、2022年8月 (ジェトロ)

⁵ 「サイバーセキュリティ法の施行細則が発効」(ホーチミン発)、ジェトロビジネス短信、2022年10月12日 (ジェトロ)

⁶ 「2022年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」、2023年2月 (ジェトロ)

⁷ WTO Joint Statement Initiative on E-commerce: Statement by Ministers of Australia, Japan and Singapore, 20 January 2023

⁸ 統合交渉テキストは非公表。ただし同テキストを通じた交渉の項目や論点については Geneva Trade Platform による WTO Plurilaterals のウェブサイト参照。
https://wtoplurilaterals.info/plural_initiative/e-commerce/

⁹ WTO Joint Statement Initiative on E-commerce: Statement by Ministers of Australia, Japan and Singapore, June 2022

¹⁰ WTO Plurilaterals (<https://wtoplurilaterals.info/>)

¹¹ WTO, Joint Initiatives – E Commerce (INF/ECOM), WTO documents

https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Browse/FE_B_009.aspx?TopLevel=10785

¹² WTO News, E-commerce negotiations enter final lap, Kyrgyz Republic joins initiative, 16 February 2023

- ¹³ WTO, General Council, Work Programme on Electric Commerce, Reinvigorating the Work Under the 1998 Work Programme on Electric Commerce, Communication from South Africa and India, WT/GC/W/812, 4 December 2020
- ¹⁴ 有志国による共同声明イニシアティブの合意に基づく国際協定を WTO 体制下でどのように位置づけるかの選択肢の検討は、中川淳二「WTO のルールメイキング機能の再検討」、WTO 改革の進展と収斂 - 国際貿易投資研究所 (2022 年 3 月) を参照
- ¹⁵ WTO, General Council, The Legal Status of 'Joint Statement Initiatives' and their Negotiated Outcomes, WT/GC/W/819, 19 February 2021
- ¹⁶ Mira Burri, Maria Vasquez Callo-Müller and Kholofelo Kugler, TAPED: Trade Agreement Provisions on Electronic Commerce and Data, <https://unilu.ch/taped> (November, 2022)
- ¹⁷ FTA、EPA に加え、分化型のデジタル経済協定 (DEA) など、拘束力を有する貿易関連協定を対象に含む
- ¹⁸ 『ジェトロ世界貿易投資報告 2021 年版』第 IV 章第 3 節「デジタル関連のルール形成の動き」、2021 年 7 月 (ジェトロ)
- ¹⁹ 条項の規定が拘束力のないソフト・コミットメントである場合、規定が将来的な見直し協議の対象 (レビュー条項) となっている場合も件数にカウントしている
- ²⁰ European Commission, Joint statement by President von der Leyen and Prime Minister Lee on the EU-Singapore Digital Partnership, December 2022
- ²¹ 「2022 年版不公正貿易報告書」、2022 年 6 月 (経済産業省)
- ²² 2022 年 10 月 7 日付外務省報道発表、日 EU・EPA に「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する交渉の開始
- ²³ 「インド太平洋経済枠組み、初の対面閣僚級会合で交渉目標を設定」(ニューヨーク発)、ジェトロビジネス短信、2022 年 9 月 12 日 (ジェトロ)
- ²⁴ ASEAN Secretariat News, “ASEAN Agreement on Electronic Commerce officially enters into force”, December 3, 2021
- ²⁵ ASEAN Secretariat, “1st ASEAN Digital Minister’s Meeting 2020 Implementing Guidelines for ASEAN Data Management Framework and Cross Border Data Flows Mechanism”, January 2021
- ²⁶ ASEAN Secretariat News, “ASEAN Economic Community Council endorses roadmap to accelerate economic recovery, digital economy integration”, October 21, 2021
- ²⁷ 協議の調整役を担う ASEAN 事務局 (在ジャカルタ) Digital Economy Division 担当者に対する筆者インタビュー (2022 年 10 月 4 日) での先方コメントに基づく。ASEAN で貿易円滑化などのルールを議論する高級実務者会議や同傘下のワーキンググループにおいては、すでに日本の産業界 (在 ASEAN 日本人商工会議所連合会とジェトロの共同事務局) が同様の対話枠組みを有する。

第3章 産業補助金に対抗する方策

高崎経済大学 経済学部国際学科
教授 梅島 修

はじめに

中国の産業補助金は2020年に10年前の5倍を上回り2,164億元(約3.3兆円)に達した¹。そのうち中国製造2025が指定した重点10分野への補助金が約5割を占め、特に、次世代情報技術産業、新材料、省エネルギー・新エネルギー自動車分野に多額の補助金が交付されている。中国製造2025関連業種の売上高に対する補助金の比率は0.9%に上り、研究開発や設備投資の促進に貢献し、赤字補填の役割を果たしている可能性がある²と分析されている。

このような産業補助金は「巨大な過剰生産能力を生み出し、不公正な輸出を行って輸入国の多くの産業に損害を与えている」³と非難されている。2022年9月15日に発出されたG7貿易大臣声明⁴では「非市場的な政策及び慣行に対する適切な新しいツールやより強力な国際ルール及び規範を開発し、公平な競争条件の実現に向けて」努力すべき懸念事項として、「過剰生産能力につながるものを含む有害な産業補助金といった不公正な慣行」ことを掲げている。

産業補助金への対抗手段について2020年から2022年に公表した小職の研究^{5,6,7}では、補助金及び相殺措置に関する協定(「SCM協定」)3条に基づく「禁止補助金」の規定、同協定6条に基づく「著しい害の除去」の規定、さらに同協定第3部の相殺関税制度の有効性について検討した。その結果、いずれの規定も産業補助金に対抗する手段としては限定的または問題点があった。

すなわち、禁止補助金について対抗措置を定める同協定3条は、有効であるが禁止補助金の範囲が狭すぎ、問題とされている産業補助金に適用することは難しい。同協定6条に基づき禁止補助金ではない補助金の交付国に「著しい害の除去」を求める請求は、著しい害の立証要件が厳しく、成功例に乏しい。米国、カナダ、EU、インドなどは相殺関税措置を積極的に利用しているが、最近の上級委員会の「公的機関」及び「第三国ベンチマーク」を適用する要件についての判断は、産業補助金に対して相殺関税措置を適用することのハードルを上げている。

それらを踏まえ、SCM協定の規律強化を提案してきた。しかし、現在のWTOの状況からはそのような規律強化の可能性は低い。

また、輸入国間で、通常の相殺関税を協調して適用すること、GATT第6条6項(c)の第三国のための相殺関税措置を協調して適用することを提案した。さらに自由貿易協定または独立した協定として、SCM協定の規律強化条項を含めそれら事項について合意することも提案した。

これらについては、今後の CPTPP、IPEF、G7、日米欧貿易大臣会合などでの発展を期待したい。

本稿では、これまでの研究で明らかとなった WTO 協定の障害を踏まえ、同協定に整合的な産業補助金への対抗方法を検討する。その一つは、産業補助金を交付している政府がすべての原材料生産者に委託指示を行っていることにより相殺関税を適用する方法である。第 1 節でこの方法の適用可能性について検討し、提案する。

第 2 節では、産業補助金など政府介入により原材料市場価格が歪曲されていると認定できる状況において、川下の輸出産品生産者の原材料原価は AD 協定 2.2.1.1 条の「通常」のものではないとして同原価を「通常」の価格に修正してダンピングマージンを計算することにより、AD 関税の中に産業補助金に対抗する部分を含めて課す方法を検討し、提案する。

第1節 相殺関税措置による産業補助金への対抗する新たな手法

1. 序論

問題とされている産業補助金の主要なものは原材料生産者が商業市場価格を下回る価格で原材料を提供するという手段 (less than adequate remuneration、以下「LTAR」)⁸によるものである。

政府が原材料生産者に補助金を交付しているとき、SCM 協定はその生産者が川下産業に供給する原材料を直ちに LTAR と認定することを認めていない。上級委員会は、原材料生産者に交付された補助金が川下の輸出生産者までもたらされたこと、いわゆる「パススルー」の立証を調査当局に求めている。たとえば、米国—軟材事件 IV において上級委員会は、補助金を受領した材料生産者と川下の調査対象産品の生産者とは関係事業者ではない場合、補助金が川下生産者にもたらされたことを立証しなければならない、としている⁹。しかし、川上補助金が交付された者と川下生産者とは独立事業者間取引である場合、補助金がパススルーされたとする立証方法は確立されていない。

これまで、中国国内の低価格原材料を使用して生産された輸出産品に相殺措置を課す手法として、原材料生産者を公的機関と認定してその原材料供給自体が LTAR とする方法がとられた。しかし、「はじめに」で触れたように、公的機関及び第三国ベンチマークの認定に困難な問題が生じている。

さらに問題であるのは、近年の中国の産業補助金は「2010 年代半ば以降、補助金総額では、民営企業向け補助金が中央政府や地方政府所管の国有企業向け補助金を上回って」おり、「売り上げあたりで見た補助金額では、民営企業向け補助金が国有企業向け補助金を上回って推移している」ことにある¹⁰。かかる状況においては、原材料供給者を「公的機関」と認定することさえ困難であろう。

最近の EU 及び米国の相殺関税調査では、原材料供給者が政府の委託指示に基づき原材料を供給していると認定して、パススルー分析及び公的機関分析に依拠せずに相殺関税を課す事例がみられた。これまで上級委員会は、政府の委託指示は、政府が民間企業を代理（proxy）として用いて資金面での貢献を実施した場合をいうとし、状況により政府の「指導」が指示を構成することもあり得る、多くの場合では脅迫、誘引などの形態を含むであろう、との判断を示している¹¹。

以下、当該手法について紹介し、上級委員会の判断を踏まえた有効性を検討する。

2. 米国商務省バイオディーゼル相殺関税調査

(1) 大豆（バイオディーゼルの原料）の内外価格差

米国商務省は 2017 年 8 月、バイオディーゼル相殺関税調査の仮決定メモランダム¹²を公表して、バイオディーゼルの原料である大豆のアルゼンチン国内価格について次の通り認定した。すなわち、1994 年から 2001 年まで、大豆の国内価格は国際価格から少し低い程度（26 ドル/MT 差）であった。アルゼンチン政府が「農産物の国際価格の上昇による国内価格の変動を落ち着かせて国内市場の需要を満たすため」などと説明して 2002 年 3 月に輸出税を 3.5%から 13.5%に引き上げると、内外価格差は 50 ドル/MT となった。2007 年に輸出税を 35%まで引き上げると、国際価格との価格差は 165 ドル/MT となった。2008 年 3 月には「国際価格の上昇は国内価格を引き上げて富の分配の公平性を低減し、農業分野への投資を不確実なものとする」として変動輸出税に移行、同年 5 月には「変動輸出税は国際価格の国内価格への影響を緩和するものである」として輸出税をさらに調整した。その結果、トン当たり価格差は 200 ドルまで拡大した。2015 年 12 月、「大豆及びその副産物の栽培面積の拡大と記録的収穫はサプライチェーン全体の競争力及び収益性の低下を防ぐことができない」として輸出税を 30%に引き下げると、価格差は 146 ドルまで縮小した¹³。

(2) 委託指示の認定

米国商務省は、アルゼンチン政府の大豆国内価格政策から、同政府が国際市場価格を下回る価格で大豆を加工産業に供給するよう民間団体に委託指示していたと判断した¹⁴。米国商務省によると、バイオディーゼル生産者が大豆購入に支払った価格はアルゼンチン政府が設計した制度の直接的な結果である¹⁵。この事実、また、同政府が発出した「大豆を原材料として付加価値をつける生産者はバイオディーゼル生産者のみである」との声明から、米国商務省は、アルゼンチン政府に市場価格を下回る価格で一次産品を供給することを保証してバイオディーゼルその他の加工産業を支援する政策が存在することは明確である、と認定した。

さらに、商務省は同調査の最終決定¹⁶において、輸出税は大豆農家に大豆を輸出に代えて国内で販売することを強要するものであり、2012 年のアルゼンチン大統領令は国内に付加

価値産業を開発するために大豆生産者の態度を変更させることを意図していることを立証している¹⁷とした。

(3) ベンチマークの認定、補助金率

米国商務省は、アルゼンチン政府の政策により国内の実取引価格は歪曲されていた、また、大豆の輸入価格も輸出税によって歪曲されているため使用できないと判断した。このため、LTAR の補助金額の計算のためのベンチマークとして、アルゼンチン国内の実取引価格は利用できないとして、米国大豆の CIF ロッテルダム価格を CIF アルゼンチン価格に調整して使用した¹⁸。その結果、61.15%ないし 72.09%の補助金率を認定した¹⁹。

3. EU アルゼンチン産バイオディーゼル反補助金調査

EU は、2016 年 10 月の WTO 紛争解決機関の勧告²⁰に従ってアルゼンチン産バイオディーゼルのダンピング再調査手続きを実施した。その結果、2017 年 9 月 19 日、大豆の実購入価格に基づき構成価額を再計算して、AD 税を 4.5%–8.1%に変更した²¹。

その 4 か月後の 2018 年 1 月 31 日、EU は同製品に対する反補助金調査を開始し、暫定措置を行わずに 2019 年 2 月 11 日、最終的な相殺関税²²を課した。EU がアルゼンチン産バイオディーゼル反補助金調査において基礎とした大豆価格の事実は上述 (2) (1)にて説明した米国商務省の事実認定と同様である。

(1) 欧州委員会の委託指示の判断

本件調査ではアルゼンチン政府、大豆供給者、バイオディーゼル生産者団体とも十分な証拠を提出しなかった。よって、欧州委員会はファクツアベイラブルにより次の通り認定して、アルゼンチン政府による大豆生産者への販売価格の委託指示を認定した。

調査上の記録によると、輸出税はアルゼンチン政府が大豆生産者及び大豆油生産者に同国のバイオディーゼル産業を支援するよう指示する道具であった²³。政府の輸出税が歳入目的ではないとき、その広範なスキームとして市況商品を供給者に市場価格以下で販売させて特定の産業を支援する道具であることは明白である。

委託指示があったか否かは行為が政府に帰責できるものであるか、または市場における自由な選択によるものであるか、である。委託指示の手段は民間団体への脅迫や誘引に限られるものではなく、命令よりも「より微妙な」他の方法による可能性がある²⁴。政府の行為と民間団体の行動との証拠は信ぴょう性ある状況証拠によることもできる。川下産業を支援する政府の意図、市場において特定の結果を確保する措置の存在は、これに関連する。状況によって政府のガイダンスは指示を構成する。特定の効果も要因となる²⁵。

大豆生産者への補助金、輸出割当て、大豆生産者へ生産を継続するよう求める声明、OECD 及び世界銀行の報告など多くの証拠は、アルゼンチン政府が投入財である大豆の価格を引き下げることによりバイオディーゼル生産に資金面での貢献を提供することを遂行

していたことを示している²⁶。大豆の輸出税調整にかかわる法律は大豆生産者に低価格での国内販売を継続することを誘引することを目的としている²⁷。その後の法令も、国内価格の安定または国際穀物価格の国内市場への影響の軽減、バイオディーゼル産業の育成を目的として掲げていた²⁸。

アルゼンチン政府のこれら行為は単なる刺激策以上の積極的行為で、大豆生産者に大豆をアルゼンチン国内で販売することを誘引したものである。2017年3月から8月では、大豆生産者への刺激策を行って、大豆生産を指示したものである²⁹。

これら行為は委託指示にあたる³⁰。民間団体はアルゼンチン政府の受任者として大豆をバイオディーゼル産業へ低価格で提供する政策の実施のために行なったものである³¹。これは、大豆生産者に対して委託指示するアルゼンチン政府の明示的及び肯定的行為である³²。

(2) 利益

大豆供給による利益を計算するにあたり、輸入大豆の価格をベンチマークとして使用した。輸入量は調査対象バイオディーゼル生産者の購入の4.6%を占めており、輸入大豆はアルゼンチン産大豆と同等(comparable)である。その結果、25.05%から33.15%となった³³。

4. 委託指示の産業補助金への適用可能性

委託指示に基づきLTARを認定する利点は「公的機関」及び「第三国ベンチマーク」問題を回避できることにある。すなわち、政府の産業政策が原材料の安値供給を促しており、実際の原材料の価格からその政策が実現していると認定することにより、国有企業のみならず民間企業を含むすべての原材料供給者の販売をLTARと認定できることである。

さらに、国内のすべての原材料販売をLTARと認定することにより、同国における原材料取引価格はいずれもベンチマークとならないこととなる。よって、第三国の価格をベンチマークの基礎とすることが認められる。

ただし、たとえば輸出制限を課した国内市場価格の歪曲を認定するにあたっては、単に輸出制限を課したことにより国内市場に原材料の供給過剰を生じさせた、という事実認定にとどまってはならない。さらに一歩進んで、少なくとも状況証拠に基づいて、原材料供給者に安価で国内市場へ供給を促したことを立証する必要がある。米国－相殺措置(中国)事件パネルは、中国政府が民間企業に委託指示を行っているかについて、中国政府が行った輸出制限により中国企業は国内で価格を引き下げて販売する効果を生じたからといって中国政府が中国企業に対して価格を引き下げることが委託指示したとは言えない³⁴、としている。この点には留意する必要がある。

中国の産業補助金について委託指示の立証を検討するにあたっては、米国商務省が「公的機関分析メモランダム」においておこなった事実認定が参考となろう。米国商務省は、中国

における政府の価格支配について、中国憲法は社会主義市場経済を維持管理することを中国政府に義務付け、中国法制度は国家が社会主義経済の任務を遂行するための基準及び目標を設定している。国家運営のそれら付託に基づき、中国政府は、資源配分、公的機関の支配的役割の維持により、投入財供給者に意味ある支配を行って、社会主義市場経済を維持する目標を達成させている、と認定した。さらに、中国共産党は中国における経済活動に顕著な支配力を行使しており、過半数未満を中国政府が所有する企業、さらに民間企業であっても、創業者や経営者を中国共産党の地方組織の中心メンバーとし、中国共産党と協力して役員を選任させることにより、その取締役会や経営を支配しているとしている³⁵。

WTO 紛争において、米国は「公的機関」の認定にかかわる再調査の結果、「公的機関分析メモランダム」での分析と同様に、中国政府は鉄鋼セクターを積極的に運営することにより付託された目標を実行していることが立証されたと説明している³⁶。上級委員会はその認定を是認した³⁷。

これら判断を、アルゼンチン産バイオディーゼルについて米国商務省、欧州委員会が行った委託指示の認定基準に基づき再構成することにより、SCM 協定に整合的に委託指示を認定できるのではないか。すなわち、政府は川下産業を支援する目的をもっていたところ、原材料生産者の経営を支配しており、国内原材料は国際価格を下回る価格に維持されていたと認定し、川下産業を支援するという政府政策と原材料生産者の価格設定とは明白な関係があり、委託指示にあたりと結論づけるのである。

5. 第三国ベンチマークの調整－構成価額の利用

以上の通り、川上補助金が原材料の提供を通して川下産業にもたらされていること、またその場合に国内価格をベンチマークとして使用できないことは、委託指示を認定することにより、立証することが可能であると思われる。では、いずれの価格をベンチマークとすることができるか。

米国－軟材 IV 事件において上級委員会は、SCM 協定 14 条(d)の規定は LTAR において補助金交付国の市場価格を使用できないときに輸出国の市場以外の民間価格をベンチマークとして使用することは排除されていない³⁸とし、世界市場の価格や輸出国の構成価額を基礎とすることは考えられるとした³⁹。ただし、第三国の価格を使用する場合、容易なことではないとはいえ、当該第三国と輸出国との比較優位の差を反映させなければならない、としている⁴⁰。

これまでの事例は、LTAR において第三国価格を補助金交付国との比較優位差を調整することに実務的な困難があることを示している。米国商務省は米国－軟材 VII 事件において LTAR の補助金額を算定すべく、米国ワシントン州丸太価格に含まれる諸費用をカナダの同様な費用に調整し、かかる調整後の価格をベンチマークとしてカナダ・ブリティッシュコロンビア州の丸太価格と比較した。しかし、パネルは依然として調整が適切になされてい

ないとした⁴¹。

アルゼンチンのバイオディーゼル調査で米国商務省は、米国大豆のロッテルダム港価格をブエノスアイレスまでの国際輸送費で調整した額をベンチマークとして適用したが、米国大豆とアルゼンチン大豆との比較優位の差については考慮していない。EUは大豆のアルゼンチン輸入価格をベンチマークとしたが、これも同様である。

このように第三国価格と輸出国との差を調整することが困難であるところからすると、そのような調整を要しない価額を用いることを検討すべきである。たとえば、輸出国の原材料の生産原価、販売一般管理費及び問題とされた原材料に類似する産業の利潤に基づいて計算される構成価額をベンチマークとする方法を検討すべきであろう。

6. まとめ

以上から、調査当局は、次の認定を行うことにより、原材料に交付された産業補助金について、委託指示の方法により輸出産品に対して WTO 協定整合的に相殺関税を課すことを一つの選択肢とすることができよう。

- ① 政府は原材料供給者の経営を支配している。
- ② 原材料は国際価格に比して安価で供給されている。
- ③ 政府は川下産業に競争力をつけさせることを意図していた、
- ④ これら事実は、原材料生産者は政府の政策により原材料を安価で提供するよう「委託指示」したことを示している。

かかる認定により相殺措置を課すことを検討する場合には、ベンチマークとして原材料の構成価額を基礎とする方法を検討すべきであろう。

第2節 AD 措置による産業補助金への対抗

1. AD 協定 2.2.1.1 条「通常」ではない状況の認定による AD 関税の引き上げ

「千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定」（以下「AD 協定」）2.2.1.1 条は、ダンピング関税の基礎となるダンピングマージンを計算するにあたり、「費用については、通常、調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する」と定めている。よって、調査対象産品の原価の費用が「通常」ではない場合には、輸出生産者の帳簿に記録された原価ではない費用に代替して、すなわち、原材料の実際の購入原価を「通常」の価格に置き換えて、生産原価を認定することができる。

これにより、修正された生産原価は修正前の生産原価から引き上げられる。その結果、修正された生産原価を下回ることとなった調査対象産品の国内取引価格は、2.2.1 条の原価割

れテストによって、正常価額を計算するための販売取引プールから排除される。これにより、販売プールの平均値である正常価額が引き上げられ、間接的であるが、原材料の「通常」の価額を反映したものとなる。もし、すべての国内販売価格が修正された生産原価を下回ったときは、修正された生産原価を基礎とした構成価額が正常価額となる。

そのようにして上方修正された正常価額が輸出価格と比較されてダンピングマージンが計算される。よって、ダンピングマージンに基づく AD 関税も引き上げられる。その結果、AD 関税に LTAR により輸出生産者が受領した補助金額を含めることが可能となる。

さらに、かかる状況から AD 協定 2.2 条にしたがって輸出国内「市場が特殊な状況にある」(particular market situation、以下「PMS」)と認定して、国内販売価格を正常価額から排除して、修正された生産原価に基づく構成価額を用いる方法も考えられよう。

以下、この方法について、関連する WTO 紛争を検討し、産業補助金への対抗策としての有効性を検討する。

2. *Ukraine – Ammonium Nitrate (Russia) (WT/DS493)*

(1) AD 調査の概要

ウクライナの経済開発貿易省 (Ministry of Economic Development and Trade of Ukraine : MEDT) は、ロシア産硝酸アンモニウムに課していた AD 措置の中間レビュー及びサンセットレビューを行った⁴²。

それらレビューにおいて MEDT は、ロシア生産者 2 者 (EuroChem 社及び JSC Dorogobuzh 社) の正常価額として構成価額を用いてダンピングマージンを計算した⁴³。その計算で、MEDT は、生産工程での主要エネルギーであるガスのロシア国内価格は市場価格ではなく政府により管理され原価割れ販売された価格であるところから歪曲されていると認定した。その認定に基づき、ロシア企業の帳簿上のガス購入原価はガス経費を完全に反映していないとして却下し、実際の購入原価に代えて輸送経費を控除したドイツ向け輸出価格を用いた。

(2) WTO 紛争の経緯

2015 年 5 月 7 日、ロシアは二国間協議を要請した。2016 年 4 月 22 日、パネルが設置され、2018 年 7 月 20 日、パネル報告書が加盟国配布された。2019 年 9 月 12 日、上級委員会はその報告書を加盟国配布した。

(3) パネル・上級委員会の判断

パネルは、MEDT の判断は AD 協定 2.2.1.1 条の「通常」との文言に依拠したものではないため検討を要しないとの判断を示した。パネルによると、MEDT の調査報告書はロシア企業の帳簿上の原価は 2.2.1.1 条の「通常」にあたらぬとして却下したものではないため、「通常」との文言に基づいて正当化されるとのウクライナの主張は事後の正当化である。よ

って、その議論を検討する必要はない⁴⁴。

上級委員会はパネル判断を支持した。ウクライナは、ロシア国内のガス価格は政府によって固定されたものであって市場価格ではなく、原価未満で販売されたところから、2.2.1.1 条の「通常」との文言から調査対象製品の生産原価を輸出者・生産者の帳簿に基づかないで認定することが認められていると主張した。しかし、上級委員会は、かかる主張はパネルが認定した通り事後の正当化であるから検討する必要はない⁴⁵、との判断を示した。

3. *EU – Cost Adjustment Methodologies II (Russia) (WT/DS494)*

(1) AD 調査、WTO 紛争の概要

本件は、EU がロシア産硝酸アンモニウムに対して AD 税を課すと決定した 2012 年の最終決定及び 2014 年のサンセットレビュー⁴⁶にかかわる WTO 紛争である。

EU は投入財の原価が著しく低くまたはその購入価格が歪曲されている場合、当該実購入原価を否定して第三国の価格に代替するとした。本件で EU は、ロシア生産者の天然ガスの購入原価が輸出価格の五分之一から三分之一であり、ロシア国内に歪曲されていない天然ガス価格はない、としてロシア生産者の帳簿上のガス原価を却下し、ドイツやフランスの輸入価格に代替して調査対象製品の生産原価を認定した。

(2) 本 WTO 紛争の経緯

ロシアは 2015 年 5 月、EU に二国間協議を要請した。2018 年 12 月にパネルが設置され、パネルは 2020 年 7 月に報告書を配布した。2020 年 8 月、EU は上級委員会へ上訴した。しかし、上級委員会は機能していないため、本稿執筆時点でも係属中である。

(3) パネル判断

EU は、AD 協定 2.2.1.1 条の「通常」の解釈を示していない。また、EU は歪曲された価格は異常な価格であるから「通常」の文言により正当化されるとするが、EU 当局の最終決定はかかる点について何ら触れていない。よって、EU の主張は事後の正当化であり、受け容れられない⁴⁷。

4. 2.2.1.1 条に基づき産業補助金を AD 措置の一部とする可能性

上級委員会は *Ukraine – Ammonium Nitrate (Russia)* において、「通常」ではない場合に、実購入原価を拒否して、他の原価により製造原価、構成価額を計算することができることを認めている。*EU – Cost Adjustment Methodologies II (Russia)* でパネルも、かかる可能性を示唆した。しかし、パネル、上級委員会とも、具体的な「通常」ではない場合は何ら示していない。

2.2.1.1 条の「通常」との文言は、AD 協定 2 条の文脈で解釈されるべきと考える。同協定 2.2 条は、正常価額は「通常の商取引」における価格であるとし、「市場が特殊な状況にある」ときは当該価格を使用しなくてよいとしている。同協定 2 条全体に解釈の基礎を与えている 2.1 条は、「ある国から他の国へ輸出される製品の輸出価格が輸出国における消費に向けられる同種の製品の通常の商取引における比較可能な価格よりも低い場合には、当該輸出される製品は、ダンピングされるもの」と定めている。これら条項は、通常の商取引、すなわち商業原則により決定された価格、ではない価格はダンピングマージン計算の基礎とならないことを明確としている。

調査対象製品の材料価格は、政府の補助金その他の政策によって歪曲されている場合、「通常の商取引」に基づく価格ではない。よって、2.2.1.1 条の「通常」ではない場合であるとして当該価格に基づく原価計算を却下できると思われる。

EU – Biodiesel 上級委員会は、2.2 条の文脈において、正常価額の基礎として輸出国内販売価格を排斥した場合について、国境価格（平均輸出価格から FOB 費用を減じた額）を原材料の国内価格とできる場合があろうとしている⁴⁸。当該事例では、調整方法の適切性について EU の説明が不足しているとして EU の示した調整後価格の適用を排除したものの、EU の調整方法そのものは排除していない。したがって、2.2.1.1 条の「通常」ではない場合においても、原材料の国際価格に基づき生産原価を再計算することができると思われる。

5. 2.2.1.1 条の「通常」を活用した場合の効果

(1) 原材料の産業補助金と AD 関税率の関係

2.2.1.1 条の「通常」ではない場合を適用して輸出生産者の原材料の購入原価が引き上げられる。本節 1 で述べた通り、それにより調査対象製品の生産原価が上昇するため国内販売価格の一部または全部が生産原価割れとなり、正常価額が上昇する。これによりダンピングマージンが上昇し、AD 関税率が引き上げられる。

ただし、この方法では事例によって原価割れとされて正常価額の基礎となる取引プールから排除される国内販売価格が異なるため、原材料への産業補助金の補助金額の一部分しか AD 関税率に直接反映されない可能性があることに留意すべきである。

(2) 非市場経済方式にもとづく AD 関税の効果

中国などの非市場経済からの輸入に対する AD 調査で日本及び米国は、依然として非市場経済法によって AD 関税を認定しており、EU も実質的に非市場経済方式を AD 関税の計算に適用している。

非市場経済方式では、中国の産業補助金に対抗する手段として 2.2.1.1 条による AD 措置に産業補助金の効果を含める手法を適用することはできない。同方式では、輸出国内の実取引価格に代えて、経済発展段階が同等な市場経済国における材料単価を適用して構成価額

を計算し、または当該市場経済国における調査対象産品と同種の産品の市場価格を正常価額として、ダンピングマージンを計算する。そもそも非市場経済の輸出者・生産者の生産原価を基礎としていない。したがって、2.2.1.1 条の「通常」か否かの問題は関係しない。

ただし、非市場経済方式を用いたからといって、AD 関税の賦課により LTAR による輸出価格の歪曲効果を完全に排除できるものではない。政府の影響を排除できているのは、代替価値・類似価格として用いた市場経済国の価格と中国市場における実価格との差額分に限定される。中国の産業補助金額がかかる差額を上回っている場合には、AD 関税では対処できない。

以上から、中国の産業補助金による輸出価格への影響を除去するためには、相殺措置を課す必要がある。前節で議論した委託指示の方法を検討すべきであろう。

6. 2.2 条の PMS と併用するときの問題点

2.2.1.1 条の「通常」ではない状況では、市場が PMS であるとして 2.2 条の定めに従って、正常価額として輸出国の国内販売価格を却下して構成価額を用いることも考えられる。ただし、産業補助金が正常価額と同様に輸出価格も歪めている場合には PMS の併用はできない。以下、その問題について検討する。

(1) 原材料への産業補助金が輸出価格を歪めていない場合

AD 協定 2.2 条は、輸出国の国内価格に代えて構成価額を使用できる場合とは「そのような販売によっては適正な比較を行うことができない場合」としている。

歪曲されている原料購入原価に基づいて価格設定を行った場合、輸出国内の国内価格のみならず輸出価格も同様にその影響を受けることとなる。そのように双方が同様に歪曲されている場合、それら価格の比較に原材料価格歪曲は影響を与えないこととなる。よって、「適正な比較を行うことができない場合」にあたらぬこととなり、正常価額原料の市場価格の歪曲を構成価額とすることは認められない。

この問題は、米国商務省のアルゼンチン産バイオディーゼル AD 措置の正当性をめぐって争われた。同事例で米国商務省は、大豆のアルゼンチン市場は PMS であるとし、国内販売価格は正常価額とできないと認定した。その認定に基づき、大豆についてアルゼンチン国内の実際の取引価格に代えて国際価格を購入原価として計算した構成価額を正常価額とした。他方、輸出価格は原油由来のディーゼルオイル価格によって形成される国際市況価格であるから、同国内の大豆市場の歪曲効果はバイオディーゼル輸出価格に影響していないと認定した。よって、修正後の構成価額を正常価額とすることにより輸出価格と比較可能な価格となるとして、それらを比較してダンピングマージンを計算した。

国際貿易裁判所は、大豆補助金は輸出価格に影響していないと認定して、商務省の決定を支持した⁴⁹。連邦巡回控訴裁判所は、大豆補助金により通常の商取引における原価を下回る

原価となるため、正常価額を過小評価することとなる状況は PMS にあたるが、この状況は低減された原価を輸出価格に転嫁しなかったときに認められるとした。今回の商務省の訂正は、まさにそのような状況に対して行われたとして PMS による調整後の正常価額と実際の輸出価格との比較によるダンピングマージン計算を是認した⁵⁰。

7. まとめ

以上から、AD 協定 2.2.2.2 条の「通常」ではない場合として AD 措置による産業補助金への対抗は、市場経済国における場合に有効であると考えられる。他方、非市場経済方式により AD 措置を認定する場合には、この方式の効力はない。

また、市況商品が典型的であるが、輸入国の市場競争によって輸出価格が決定されている場合、2.2 条の PMS を併用することも考えられる。

おわりに

これまでの研究において、中国の産業補助金の問題点を特定し、それら問題点に対する現行 SCM 協定の規律と WTO 紛争の有効性を検討した。しかし、冒頭で述べた通り、SCM 協定の規律強化ができる見込みは極めて低い。

よって、FTA 締約国間また志を同じくする国の間で、禁止補助金とする補助金の範囲の拡大、著しい害の認定の基準の緩和、「公的機関」の定義の明確化、LTAR の認定基準の明確化などについて成文化を進め、協定として実施すべきである。

しかし、かかる協定の拘束力は非加盟国に及ばない。よって、非加盟国の産業補助金への対抗措置は SCM 協定整合的である必要がある。その観点から、LTAR などの産業補助金の交付を受けた輸出産品について、FTA 締約国間また志を同じくする国で協調して相殺関税を課すこと、さらには GATT 6 条 6 項(c)に基づいて第三国（すなわち他の FTA 締約国また志を同じくする国）の産業への損害を救済するための相殺関税を課すことを提案した。

本稿では、さらに、現在の WTO 協定に整合的に産業補助金に対抗する方策として、LTAR を受領して生産され輸出された産品に対して、① 委託指示を認定して、SCM 協定の欠缺（上級委員会の解釈）を回避して相殺関税を課す方法、② LTAR 相当分を AD 措置によって課す方法を提案するものである。

それら手段は個々独立して検討されるべきものではない。それらを組み合わせて、今後、産業補助金の対応策を強化すべきである。

- ¹ 日本経済新聞電子版「中国の産業補助金とは 半導体などハイテク向け増加」2021年6月14日
- ² 岡田陽「中国の政府補助金は市場歪曲的なのか：中国の政府補助金の実態分析」独立行政法人経済産業研究所2022年版通商白書解説シリーズ2022年8月22日 Special Report
- ³ 欧州委員会第39期報告2021年8月30日。
- ⁴ 仮訳 at <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100394689.pdf>, 閲覧日2023年3月3日。
- ⁵ 梅島修「産業補助金」『WTO改革の課題と方向』（中川淳司編著）ITI研究シリーズNo.98、国際貿易研究所2020年3月、21-39頁
- ⁶ 梅島修「貿易救済ルールと補助金規律の見直し」『WTO改革の進展と収斂』（中川淳司編著）ITI研究シリーズNo.115、国際貿易研究所2021年3月、27-38頁。
- ⁷ 梅島修「中国国有企業に対する産業助金規律の強化－第三国のための相殺関税の活用」『WTO改革の原点と焦点』（中川淳司編著）ITI研究シリーズNo.131、国際貿易研究所2022年3月、13-28頁。
- ⁸ SCM協定1.1条(a)(1)(iii)
- ⁹ Appellate Body Report, *US – Softwood Lumber IV*, WT/DS257/AB/R, paras. 129, 140.
- ¹⁰ 岡田（2022）前掲。
- ¹¹ Appellate Body Report, *US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs*, WT/DS296/AB/R, para.116
- ¹² *Decision Memorandum for the Preliminary Determination and Preliminary Affirmative Determination of Critical Circumstances, In Part, in the Countervailing Duty (CVD) Investigation of Biodiesel from the Republic of Argentina*, August 21, 2017.
- ¹³ *Ibid*, pp.26-27.
- ¹⁴ *Ibid*, p.30.
- ¹⁵ *Ibid*, p.29.
- ¹⁶ *Issues and Decision Memorandum for the Final Determination in the Countervailing Duty Investigation of Biodiesel from the Republic of Argentina*, November 6, 2017
- ¹⁷ *Ibid*, pp.20-21.
- ¹⁸ *Ibid*, pp.35-36.
- ¹⁹ *Ibid*, p.13.
- ²⁰ *European Union – Anti-Dumping Measures on Biodiesel from Argentina*, Action by the Dispute Settlement Body, WT/DS473/15.dated 28 October 2016.
- ²¹ *COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2017/1578 of 18 September 2017 amending Implementing Regulation (EU) No 1194/2013 imposing a definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of biodiesel originating in Argentina and Indonesia*, 19.9.2017, L239/9.
- ²² *COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2019/244 of 11 February 2019 imposing a definitive countervailing duty on imports of biodiesel originating in Argentina*, 12.2.2019, L40/1.
- ²³ *Ibid*, recital 72.
- ²⁴ *Ibid*, recital 82(i)-(iii).
- ²⁵ *Ibid*, recital 82(iv).
- ²⁶ *Ibid*, recital 86-87.
- ²⁷ *Ibid*, recital 89-90. Resolution 11/2002 を引用。

- ²⁸ *Ibid*, recital 100.
- ²⁹ *Ibid*, recital 108.
- ³⁰ *Ibid*, recital 113.
- ³¹ *Ibid*, recital 115.
- ³² *Ibid*, recital 119
- ³³ *Ibid*, recital 260.
- ³⁴ Panel Report, *US — Countervailing Measures (China)*, WT/DS437/R, para. 7.400
- ³⁵ Memorandum for Gary Taverman, *Update of the 2012 Public Bodies Analysis of State-Invested Enterprises in China for Countervailing Duty Purposes*, February 27, 2019, as placed in the countervailing duty investigation on *Certain Walk-Behind Snow Throwers and Parts Thereof from the People’s Republic of China*, July 21, 2021.
- ³⁶ Appellant Submission of the United States, *US – Countervailing Measures (China) (Article 21.5 – China)*, April 27, 2018, para. 108, available at <https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/DS/US.Appellant.Sub.fin.%28public%29.pdf> as of 22 March 2022.
- ³⁷ Appellate Body Report, *US – Countervailing Measures (China) (Article 21.5 – China)*, WT/DS437/AB/RW, paras. 5.100-5.101.
- ³⁸ Appellate Body Report, *US – Softwood Lumber IV*, WT/DS257/AB/R, para. 89.
- ³⁹ *Ibid*, para. 106.
- ⁴⁰ *Ibid*, para. 108.
- ⁴¹ Appellate Body Report, *US – Softwood Lumber VII*, WT/DS533/AB/R, paras. 7.470
- ⁴² その結果、2014年7月、ロシア生産者である EuroChem 社に 36.03%の AD 税が課された。
- ⁴³ MEDT は、ロシア国内販売価格は生産原価を下回っていたため使用できないと認定したものとされる。
- ⁴⁴ Panel Report, *Ukraine – Ammonium Nitrate*, WT/DS493/R, Add.1 and Corr.1, adopted 30 September 2019, para. 7.80, and fn. 140 to para. 7.80.
- ⁴⁵ Appellate Body Report, *Ukraine – Ammonium Nitrate*, WT/DS493/AB/R, and Add.1, adopted 30 September 2019, fn.247 to para. 6.68.
- ⁴⁶ Commission Decision 2012/629/EU of 10 October 2012 amending Decision 2008/577/EC accepting the undertakings offered in connection with the anti-dumping proceeding concerning imports of ammonium nitrate originating in Russia, OJ L 277, 11.10.2012, p. 8, and Commission Implementing Regulation (EU) No 999/2014 of 23 September 2014 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of ammonium nitrate originating in Russia following an expiry review pursuant to Article 11(2) of Council Regulation (EC) No 1225/2009, OJ L 280, 24.9.2014, p. 19.
- ⁴⁷ Panel Report, *EU – Cost Adjustment Methodologies II (Russia)*, WT/DS494/R and Add.1, circulated to WTO Members 24 July 2020, paras. 7.101-7.105.
- ⁴⁸ Appellate Body Report, *EU – Biodiesel (Argentina)*, WT/DS473/AB/R and Add.1, adopted 26 October 2016, para. 6.81.
- ⁴⁹ *Vincentin S.A.I.C v. United States*, 503 F.Supp. 3d 1255, 1261-1268 (CIT 2021).
- ⁵⁰ *Vicentin S.A.I.C. v. United States* No. 21-1988 (Fed. Cir. 2022), pp. 15-16.

第4章 経済安全保障に関わる国際ルール形成の動向とその特質¹

長崎県立大学 国際社会学部
准教授 平見 健太

第1節 経済と安全保障の接近・融合と近時の国際社会の潮流

第2次大戦後以来今日まで続く国際通商秩序は、「より自由な貿易 (freer trade)」を実現すべく諸国が国際経済協力を展開してゆくことを本旨とするものであったと言える。功利主義を背景とした自由市場理念の原則的支持のもとに推進・形成された戦後の国際通商秩序は、かかる理念をその存立基盤として、通商条約等を通じて具体的な法概念やルールを発展・維持させてきた。こうした秩序の性格は、通商条約が主として市場競争に関する秩序維持のためのルールから構成され、他方で非経済的価値に関する問題はあくまで例外規定として整備されるにすぎず、まさに例外的な場合に原則ルールとの調整が行われることを前提とした規範構造になっている点にもよく表れている。

ところが、今日の国際社会で急速に進行する経済と安全保障の接近・融合傾向が、既存の国際通商秩序を大きく動揺させつつある。こうした潮流の背景には、権威主義的・非市場的な政治経済体制を備えた中国の台頭や、デジタル革命などの技術革新による軍事用／民生用技術の一層の相対化、さらには、近年の COVID-19 パンデミックやロシアのウクライナ侵攻を契機とする、サプライチェーンの寸断、エネルギー危機、食糧危機といった種々の要因があることは周知のとおりである。こうして生じつつある新たな課題群に対して、WTO 協定等の既存のルールが十分な規律を提供し得ないことが徐々に認識されつつある一方で、WTO 改革の行方はいまだ見通せず、国際通商秩序は混迷を深めている。

以上のような国際社会の変動を前に動揺する国際通商秩序は、今後いかなる方向へ向かうのか。本稿はかような問題意識のもと、近時の新たな国際ルール形成の動きに着目し、こうした取り組みが今後の通商秩序のゆくえにとっていかなる示唆を持つのかを考察するとともに、今後の課題を提示するものである。本稿で着目するのは、米国・EU 貿易技術評議会 (TTC) と、インド太平洋経済枠組み (IPEF) の2つであるが、いずれの構想も端緒についたばかりであり、分析対象としてはいまだ不明瞭な点も少なくない。しかしながら、後述のとおりこれら2つの枠組みは、その制度設計や扱われるテーマに鑑みると、従来の通商条約とは異質のものであることが理解される。

第2節 新たな秩序形成の萌芽？

1. 米国・EU 貿易技術評議会

米国・EU 貿易技術評議会 (US-EU Trade and Technology Council : TTC) は、米国と EU とのあいだで共有された民主主義的価値を基礎に、貿易・経済・技術に関する課題へのアプローチを調整し、両者の貿易・経済関係を深化させるための外交フォーラムとして、2021年6月の米 EU 首脳会談にて設置が合意された枠組みである。その主たる目標は、米 EU 間における貿易・投資の拡大および深化、技術・デジタル・サプライチェーンに関する政策協力、共同研究の支援、国際標準の開発に関する協力、規制政策および執行に関する協力の促進、米欧企業のイノベーションと主導的地位の促進などにあるとされる。かかる目標を達成するための手段として、TTC は重点課題ごとに 10 の作業部会を設置しており（以下の表参照）、各作業部会における政策担当者間での実務協議を踏まえ、定期的開催される閣僚会合にて政治レベルの合意を形成してゆくことが想定されている²。

2023年1月までに、TTC は計3回の閣僚会合を開催しており（第1回：2021年9月³、第2回：2022年5月⁴、第3回：2022年12月⁵）、各作業部会を通じた課題対応が進展しつつある。米欧の産業界においても、TTC に対する期待や関心は総じて高いとされる⁶。現在までの成果の中には、戦略的標準化情報 (Strategic Standardisation Information: SSI) メカニズム⁷や、信頼しうる AI とそのリスク管理に関する共同ロードマップ⁸などに関する合意があり、いずれも重要な新技術について、米国と EU の共有する価値や経済的、政治的利益に合致する規格の国際標準化を目指すものとされる。また、2022年2月に勃発したロシアのウクライナ侵攻に関して、ロシアに対する経済制裁の一環として輸出管理・貿易制限に関する米 EU 間の協調が TTC を通じて迅速に実現したことは、本枠組みの実効性を示す重要な成果といえる⁹。

このように TTC は、国際法上の権利義務を設定する条約というよりも、あくまで米 EU 間の政策調整のためのフォーラムとしての色彩が強く、伝統的な通商条約や FTA とは大きく異なっている。これはすなわち、条約を通じた静態的なルールの設定よりも、柔軟かつ臨機応変な対応を可能とする不定形な政策協調メカニズムが選好されているということであり、TTC の制度設計上の重要な特徴である。

表 4-1 TTC における 10 の作業部会

| | 所掌事項 |
|-----------|------------------------|
| 第 1 作業部会 | 技術標準に関する協力 |
| 第 2 作業部会 | 気候およびグリーン技術 |
| 第 3 作業部会 | 安全なサプライチェーン |
| 第 4 作業部会 | 情報通信に関するセキュリティおよび競争性 |
| 第 5 作業部会 | データガバナンスおよび技術プラットフォーム |
| 第 6 作業部会 | 安全保障および人権を脅かす技術濫用 |
| 第 7 作業部会 | 輸出管理に関する協力 |
| 第 8 作業部会 | 投資審査に関する協力 |
| 第 9 作業部会 | 中小企業のデジタル化促進 |
| 第 10 作業部会 | グローバルな通商課題（非市場経済慣行を含む） |

出典：筆者作成

2. インド太平洋経済枠組み（IPEF）

2017 年にトランプ政権が TPP からの離脱を表明して以来、米国のインド太平洋地域に関する経済的関与戦略は不明瞭なままであったが、その間隙を縫うかたちで中国が、RCEP の発効や、DEPA および CPTPP への加入申請等を通じて、同地域に対する関与を深めようとしてきたことは周知のとおりである¹⁰。こうした動向を背景に、バイデン政権の主導により 2022 年 5 月に立ち上げられたのが、「繁栄のためのインド太平洋経済枠組み（Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity: IPEF）」である。

IPEF は当初、米国を含む 13 か国（オーストラリア、ブルネイ、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）で立ち上げられ¹¹、その後フィジーが加わり¹²、現在は 14 か国が参加する枠組みとなっている。そのほかにもカナダが参加を検討中であるとされる¹³。

IPEF は、2022 年 9 月開催の閣僚会合にて正式に交渉開始が宣言されたばかりであり、今後の見通しや成果はいまだ不明瞭であるが、その制度設計の大枠は、種々の点で従来型の通商条約とは異なる特徴を持っている（詳細は後述）。たとえば、IPEF の扱うテーマは 4 つの柱（pillar）で構成され、第 1 の柱が「貿易」、第 2 の柱が「サプライチェーン」、第 3 の柱が「クリーンな経済（環境）」、第 4 の柱が「公正な経済」となっており、既存の通商条約では扱われることのない今日的な課題に対応すべく、広範なテーマ設定となっている。他方で IPEF 参加国は、これら 4 つの柱のすべてに参加する義務はなく、いずれに参加するかを自

由に決定できるとされている¹⁴。こうした参加の柔軟性・開放性（裏を返せば、参加国間におけるルールの一貫性についての妥協）は、米国とのあいだでルール水準の高い FTA を締結するに至っていないインドやインドネシア、タイなどの新興国を、IPEF の枠内に引き込むうえでは有用であり、その意味で IPEF の大きな特徴と言える¹⁵。また、4 つの柱のいずれにも市場アクセスの改善が含まれていないことも、従来型の通商条約とは異なる点である。なお、交渉成果としての合意文書の形式については、現在のところ行政協定が想定されているようであり¹⁶、そうであれば国際法上の条約として法的拘束力を持つことになる。なお、4 つの柱それぞれが具体的にどのような形態をとるのかは現時点では定かではない。

2022 年 9 月の閣僚会合では、上記 4 つの柱につき交渉開始に合意できるか、各柱の交渉対象事項に何が含まれるか、各柱の交渉にどの国が参加するかが注目されたが、結果的には 4 つの柱すべてにつき交渉開始が合意された。また、「サプライチェーン」、「クリーン経済」、「公正な経済」の 3 つの柱については全 14 か国の交渉参加が合意されたが¹⁷、「貿易」の柱に関してのみインドが交渉参加を見送り、13 か国での交渉開始となった¹⁸。上述した参加の柔軟性・開放性の観点からすると、こうした事態は想定内とも考えられるが、いずれにせよ 4 つの柱すべてにつき交渉が開始されたことにより、今後は合意内容とその水準に焦点が移ったと言える。

表 4-2 IPEF の 4 つの柱

| | 交渉事項 |
|----------------------|---|
| 第 1 の柱 「貿易」 | 労働、環境、デジタル経済、農業、透明性・良き規制慣行、競争政策、貿易円滑化、包摂性、技術支援・経済協力 |
| 第 2 の柱 「サプライチェーン」 | 重要分野と物品の基準策定、重要分野と物品の強靱性・投資の増加、情報共有・危機対応の制度構築、物流管理の強化、労働者の役割強化、透明性の向上 |
| 第 3 の柱 「クリーン経済」 | エネルギー安全保障・エネルギー移行、優先部門の温室効果ガス排出削減、持続可能な土地・水・海洋、温室効果ガス除去のための技術、クリーン経済への移行を可能にするインセンティブ |
| 第 4 の柱 「公正な経済」 | 腐敗防止、税制、能力構築・技術革新、協力・包摂的連携・透明性 |

出典：筆者作成

3. TTC および IPEF の共通性

以上のように、一方で TTC は環大西洋を舞台とした米 EU 間の新たな政策調整フォーラムであり、他方で IPEF はインド太平洋を舞台とした新たな経済取極めの構想であるが、双方の対象とする事項を比較すると、両枠組みには相当程度の重複が存在する。

表 4-3 TTCとIPEFの重複

| TTC | IPEF |
|--------------------------------|---|
| 第1作業部会：技術標準 | 第1の柱「貿易」： 労働、環境、デジタル経済、農業、透明性・良き規制慣行、競争政策、貿易円滑化、包摂性、技術支援・経済協力 |
| 第4作業部会： 情報通信セキュリティ・競争性 | |
| 第5作業部会： データガバナンス・技術プラットフォーム | |
| 第9作業部会： 中小企業のデジタル化促進 | |
| 第3作業部会：安全なサプライチェーン | 第2の柱「サプライチェーン」： 重要分野と物品の基準策定・強靱化・投資増加、情報共有・危機対応の制度構築、物流管理強化 etc. |
| 第2作業部会：気候およびクリーン技術 | 第3の柱「クリーン経済」： エネルギー安全保障、温室効果ガス排出削減・除去技術、持続可能な土地・水・海洋、クリーン経済移行 etc. |
| 相当するものなし | 第4の柱「公正な経済」： 腐敗防止、税制、能力構築・技術革新、透明性 etc. |
| 第6作業部会： 安全保障・人権を脅かす技術濫用 | 相当するものなし |
| 第7作業部会：輸出管理 | 相当するものなし |
| 第8作業部会：投資審査 | 相当するものなし |
| 第10作業部会：グローバルな通商課題 | 相当するものなし |

出典：筆者作成

こうしたテーマの重複は、TTC および IPEF が、それぞれ対象とする地域は異なれど、基本的には同一の理念・目的に根ざしたものであることを示している¹⁹。したがって、TTC および IPEF に通底する特質を考察することは、経済安全保障等の今日的な課題に対応すべく国際協力ないし国際ルールの在り方がどのような方向で変化しつつあるかを把握するうえでも有用であると考えられる。

第3節 TTC および IPEF 構想の特質

1. 国際経済協力を支える理念的基盤の変化

TTC および IPEF を貫く特質としてまず重要と思われるのは、双方の枠組みを支える理念的基盤が従来の通商条約等とは大きく異なっているという点である。伝統的に通商条約は、功利主義にもとづく経済的自由主義の思潮を背景に、「より自由な貿易 (freer trade)」の実現を基調として諸国のあいだで締結・推進されてきた。しかしながら、冒頭で示したような昨今の相次ぐ経済安全保障上の課題に直面したことにより、とりわけ西側諸国のあいだでこうした理念的基盤に動揺が生じていることが、TTC および IPEF を通じて見て取ることができる。すなわち、両枠組みにおいてはサプライチェーンの強靱化やデータガバナンス、技術標準等が中心課題と化している一方、市場アクセスの改善といった自由化を目的とする課題が抜け落ちている。こうした点には、経済合理性に立脚した純粋に自由な経済活動が、時として国家の脅威や脆弱性の温床にもなりえ、それゆえに、国家が市場に一定程度介入し経済活動の在り方を管理しなければならないとする、従来とは大きく異なる認識が現れているのである。上記の項目に加えて輸出管理や投資審査をも含む TTC に至っては、こうした傾向が一層顕著であるとも言える。

実際、たとえば Janet Yellen 米国財務長官は、昨今の世界情勢の変化によって、経済効率性はもはや国際的な経済協力を下支えする理由ではなくなっており、ブレトンウッズ体制が主導した新自由主義秩序についても再考が求められているとし、その代替案として「自由だが安全な (free but secure) 貿易」の必要性を提唱している²⁰。また、IPEF に参加する韓国の安徳根貿易大臣も、諸国が今求めているのは自由化というよりも、既存の通商条約では対処し得ない今日的課題を扱うための新たなパラダイムであるとして、IPEF 構想を新しい秩序のモデルと評している²¹。さらに、Valdis Dombrovskis 欧州委員 (貿易担当) も、EU の通商交渉に関する全般的方針として同趣旨の説明を行っている²²。

2. 価値の共有を前提としたエコシステムの構築

「自由だが安全な貿易」を実現するための方策として、TTC および IPEF が揃って重視するのが、いわゆる「フレンド・ショアリング (friend-shoring)」である。これは、重要物資等について、地政学的な競争相手国への依存度を低下させつつ、価値を共有する同志国とのあいだで安全かつ信頼しうるサプライチェーン構築を目指すもので²³、TTC の第3作業部会や IPEF の第2の柱において重要な位置を占める課題である²⁴。そのほかにも、技術の標準化や輸出管理・投資審査に関する協力、規制の調和等の課題が、同じくフレンド・ショアリングの発想に根ざしたものとされる²⁵。

ここで安全性・信頼性を担保する役割を果たすのが、一定の価値（自由・人権・民主主義・法の支配など）の共有であり、こうした価値を共有しうる国家間において優先的に経済関係を深化させることが、TTC や IPEF の前提となっている²⁶。その結果、TTC または IPEF 参加国間である種のエコシステムが構築されることになり²⁷、エコシステム内でサプライチェーン構築、技術の標準化、規制の調和が進めば進むほど、システム内部の経済活動は促進され、翻ってシステム外部との経済活動を行うインセンティブが低下しうる。

このように TTC や IPEF の構想は、安全性・信頼性を担保すべく、価値の共有を前提とした経済的エコシステムの構築に主眼を置くものと言え、かかるアプローチは、TTC や IPEF のサブテキストが上記の諸価値を脅かす権威主義国（とくに中国）への対抗であることに鑑みると、一定の合理性はある。しかしながら、その行き過ぎが経済のブロック化を生み出すおそれを孕んでいることや²⁸、とりわけ IPEF に関しては価値を重視しすぎるのが却って ASEAN 諸国等の参加を阻害しかねないことには注意を要する。

3. ルール形態・内容の変化

WTO や FTA などの通商条約は、市場アクセスを含む広範な事項につき国家間の権利義務関係を詳細に規定するとともに、そうした実体ルールに即して設計された履行確保制度（紛争処理制度）を備える点にその特徴がある。しかし TTC や IPEF は、その構想からすると従来の通商条約とは種々の点で異なる特徴を持つことになるのではないかと推測される。

この点でまず注目されるのは、TTC および IPEF においては、既述のとおり市場アクセスが扱われていない一方で、サプライチェーン強靱化や技術標準、規制の調和といった、国家間の不断の対話・政策調整を要する課題が中心となっている点である。その帰結として、静態的な実体的権利義務関係を設定するよりも、対話・協力・政策調整のための手続・仕組みの構築に重きが置かれることになると考えられる²⁹。

現に TTC は、現在のところ条約の形式すらとっておらず、柔軟かつ臨機応変な対応を可能とする不定形な政策協調メカニズムとして機能することをその本旨としている。IPEF については柱ごとに分けて考える必要があるものの、既述のとおり行政協定方式による締結が模索されており、したがって法的拘束力を持つ条約に該当することになるが、TTC と重複する課題に関しては、形成されるルールはやはり政策協調を円滑に実施するための手続的な規範が中心になることが予想される。

履行確保制度に関しても、TTC や IPEF は従来の通商条約とは大きく異なっている。まず TTC は、そもそも条約ではなく実体的な権利義務関係の設定もないため、履行確保制度自体が存在しない。また IPEF に関しては、複数の参加国の発信するところによると、通商条約の典型である争訟型の紛争処理制度の創設ではなく、インセンティブ・ベースの新たな遵守確保メカニズムを設けることが現在模索されているという³⁰。これはたとえば、ルール

の不遵守国を IPEF 内のサプライチェーンから除外するといったサンクションを用意し、かかるサンクションの可能性をインセンティブとして活用することで各参加国に遵守を促すようなものが想定されているとされる³¹。こうしたユニークなメカニズムの詳細や、どの柱に採用されるのかといった点は今後具体化してゆくと思われるが、いずれにせよ、実体ルールの変化に即して従来とは異なる履行確保制度が模索されているという事実がここでは注目される。

以上が TTC および IPEF に共通するルールの形態・内容であるが、とりわけ IPEF 構想に関しては、上述した諸要素につきいくつもの疑問が呈されている³²。第 1 に、市場アクセスの不存在に対する批判である。この点につき、たとえば Katherine Tai 米国通商代表は、IPEF における市場アクセスの不存在が「欠陥」ではなく「特質」であるとし、国際通商における強靱性・持続可能性・包摂性といった目的を達成するためには伝統的な市場アクセスではなく新たな手法が必要になっているとして、IPEF のアプローチを擁護してきた³³。しかしこうしたアプローチに対しては、市場アクセスの不存在が、とくに ASEAN 諸国から見ると IPEF の魅力を低減するものであり、結果的に米国等が望むサプライチェーンのシフトを十分引き起こせないとする批判もある³⁴。この点、市場アクセスを扱わないとする IPEF の制度設計は、上述した理念的基盤の変化にその根拠を見いだせる一方、2021 年以來の米国大統領貿易促進権限 (TPA) の失効や労働者層による根強い通商条約批判という、米国国内政治の現実から強いられた選択という側面もあるため³⁵、方針転換には高いハードルがあることも事実である。

第 2 の疑問は、履行確保制度の在り方に関するものである。たとえば Simon Lester は、国内措置の規律が中心となる IPEF にあっては、具体的事案のルール整合性を判断することが容易でないところ、各国の主観的評価に委ねられるインセンティブ・ベースの遵守確保メカニズムでは、想定されるような機能が必ずしも発揮されるとは限らず、義務の遵守確保もそれほど徹底されないのではないか、という疑問を提示している³⁶。また、米国の産業界からは、実効的な紛争処理制度の有無が IPEF の成否を左右するとして、WTO や USMCA のように客観的な判断を行う争訟型の紛争処理制度の設置が提言されている³⁷。

第4節 課題

最後に、TTC および IPEF 構想の課題、あるいはこうした動向の中で我が国として対処すべき課題を指摘する。

第 1 に、TTC や IPEF といった新たな構想は、WTO や FTA などから成る既存の法秩序に代替するというよりも、現実的には前者が後者を補完しつつ全体として機能してゆくことになると思われる。しかしながら、特に IPEF と WTO の法的関係性は現時点では不明であるところ、今後構想を具体化してゆく過程では、両者の法的整合性を確保しうる制度設計を行う必要がある。

第2に、TTCとIPEFに共通する「価値の共有」という点について、既述のとおり、権威主義国への対抗という観点からすると、こうした敷居を設定することには一定の合理性があるものの、この点をあまりに強調しすぎると却って参加可能な同志国の範囲を狭小化してしまい、サプライチェーン再構築等の目的達成を阻害しかねない（特にIPEFにおけるASEAN諸国の位置）。安全性・信頼性を担保するための手段として、他にどのような方策がありうるかが検討されるべきであろう。

第3に、TTCにおける技術標準化や非市場経済慣行に関する米欧協力は、まさに米欧の利益に根ざしたスタンダード・セッティングや国内法上の措置の一方的適用が進められる可能性を孕んでおり、TTC外部の国にとっては経済的にも法的にも脅威となりかねない。したがって我が国は、TTCの動向が自国にとって不利益をもたらさないようにすべく立ち回ることが求められる。

第4に、IPEFにおける市場アクセスの欠如をふまえ、米国は官民連携を通じた様々な利益の供与によって、ASEAN諸国のような関係国をサプライチェーンに誘引し、その強化を図ろうとしている。我が国もIPEFに参加する選択をした以上、関係国に対していかなるインセンティブの提供が可能であるかを検討する必要がある。

いずれにせよ、国家の規模や置かれた状況（産業競争力、技術開発力、研究力等）はそれぞれ異なり、その帰結として、我が国が自由貿易ないし自由競争に依存すべき度合いと米国やEUのそれは当然異なる筈である。こうしたことを念頭に、我が国にとって最善となるかたちで経済安全保障に関わる国際ルールの形成に関与してゆくことが求められるだろう。

（了）

¹ 本稿は、拙稿『『経済の安全保障化』は国際通商秩序をいかに変容させるか』森聡編『国際秩序が揺らぐとき—歴史・理論・国際法からみる変容』（千倉書房、近刊）の内容をベースに書き改めるとともに、「4課題」の部分を加筆したものである。

² European Commission, “EU-US Launch Trade and Technology Council to Lead Values-based Global Digital Transformation”, 15 June 2021.

³ 第1回閣僚会合における合意事項は、いわゆる「ピッツバーグ声明」として公表されている。“EU-US Trade and Technology Council Inaugural Joint Statement”, Pittsburgh, Pennsylvania, September 29, 2021.

⁴ “EU-U.S. Joint Statement of the Trade and Technology Council”, Paris-Saclay, France, 16 May 2022.

⁵ “EU-U.S. Joint Statement of the Trade and Technology Council”, Washington, DC, 5 December 2022.

⁶ TTCの活動に対する米欧産業界の評価を分析したものととして、前田篤穂「米欧主導の国際ルール形成に向けた新プラットフォーム——米国・EU貿易技術評議会（TTC）の政策的示唆」中曽根平和研究所（2022年6月10日）10-13頁。

⁷ “EU-U.S. Joint Statement of the Trade and Technology Council”, Paris-Saclay, France, 16 May 2022, para. 19-ii.

⁸ “TTC Joint Roadmap for Trustworthy AI and Risk Management”, 1 December 2022.

- ⁹ “EU-U.S. Joint Statement of the Trade and Technology Council”, Paris-Saclay, France, 16 May 2022, paras. 15 and 19-iv. See, Cleve Willems & Niels Graham, “TTC, IPEF, and the Road to an Indo-Pacific Trade Deal: A New Model”, Atlantic Council Geoeconomics Center, September 27, 2022, p. 8; William Reinsch & Emily Benson, “Assessing Progress within the TTC”, Center for Strategic and International Studies, May 18, 2022.
- ¹⁰ 菅原淳一「米国のインド太平洋経済戦略」『みずほインサイト』（2022年5月31日）1頁。
- ¹¹ 外務省「インド太平洋経済枠組み（IPEF）の立ち上げに関する首脳級会合」2022年5月23日。
- ¹² White House, “Statement by National Security Advisor Jake Sullivan on Fiji Joining the Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity”, May 26, 2022.
- ¹³ “Canada Will Vie to Join IPEF”, *Inside U.S. Trade*, October 27, 2022.
- ¹⁴ E.g., Congressional Research Service, “Biden Administration Plans for an Indo-Pacific Economic Framework”, *CRS Insight*, February 25, 2022, p. 1.
- ¹⁵ こうした参加の柔軟性・開放性の背景には、より多くの ASEAN 諸国の参加を確保するために日本政府が米国政府に助言を行ったとする報道がある。“Joe Biden Waters Down Indo-Pacific Economic Framework to Win More Support”, *Financial Times*, May 20, 2022.
- ¹⁶ “Bianchi: IPEF Countries Supportive of Executive Agreement Format”, *Inside U.S. Trade*, September 9, 2022.
- ¹⁷ “Ministerial Statement for Pillar II of the Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity”, September 9, 2022, p. 1; “Ministerial Statement for Pillar III of the Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity”, September 9, 2022, p. 1; “Ministerial Statement for Pillar IV of the Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity”, September 9, 2022, p. 1.
- ¹⁸ “Ministerial Text for Pillar I of the Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity”, September 9, 2022, p. 1.
- ¹⁹ See, Willems & Graham, “TTC, IPEF, and the Road to an Indo-Pacific Trade Deal: A New Model”, p. 11.
- ²⁰ U.S. Department of the Treasury, “Remarks by Secretary of the Treasury Janet L. Yellen on Way Forward for the Global Economy”, April 13, 2022.
- ²¹ “Korean Minister: IPEF Represents the New Trade Paradigm”, *Inside U.S. Trade*, September 14, 2022.
- ²² “EU Must ‘Accelerate’ Trade Deals to Address Geopolitical Challenges, Dombrovskis Says”, *MLex*, 3 June 2022.
- ²³ U.S. Department of the Treasury, “Remarks by Secretary of the Treasury Janet L. Yellen on Way Forward for the Global Economy”; 菅原「米国のインド太平洋経済戦略」5頁。
- ²⁴ White House, *Executive Order on America’s Supply Chains: A Year of Action and Progress*, February 24, 2022, p. 7.
- ²⁵ Willems & Graham, “TTC, IPEF, and the Road to an Indo-Pacific Trade Deal: A New Model”, p. 18.
- ²⁶ E.g., “EU-US Trade and Technology Council Inaugural Joint Statement”, September 29, 2021; “Transcript: US Treasury Secretary Janet Yellen on the Next Steps for Russia Sanctions and ‘Friendshoring’ Supply Chains”, Atlantic Council, April 13, 2022. See also, USTR, “Remarks by Ambassador Katherine Tai at Transatlantic Innovation Week”, April 26, 2022.
- ²⁷ TTC や IPEF 等の友好国間の経済ブロック形成を「エコシステムの構築」と表現するものとして、Stephan Olson, “Forget about Free Trade Agreements”, Hinrich Foundation, 23 August 2022. また、バイデン大統領も 2022 年 9 月の国連総会演説にて、IPEF を「新たな経済的エコシステム」の鍵をなすものと評している。White House, “Remarks by President Biden before the 77th Session of the United Nations General Assembly”, September 21, 2022.

- ²⁸ 経済ブロック化への懸念を示すものとして、日本経済団体連合会「自由で開かれた国際経済秩序の再構築に向けて——貿易投資分野における日本の役割と戦略」2022年9月13日、1頁。
- ²⁹ Olson, “Forget about Free Trade Agreements”.
- ³⁰ “IPEF Members Eye Incentive-based, Self-enforcing Commitments”, *Inside U.S. Trade*, September 13, 2022.
- ³¹ *Ibid.*
- ³² 本稿では詳しく立ち入らないが、TTC に対しても課題が指摘されている。そのうち重要と思われるものを紹介すると、米国と EU ではおよそ規制 (regulation) に対するアプローチが根本的に異なっており、こうした姿勢の差異が TTC における政策調整を阻害するおそれがある、というものである。Reinsch & Benson, “Assessing Progress within the TTC”.
- ³³ “Tai: IPEF’s Lack of Market-access Focus a ‘Feature, not a Bug’”, *Inside U.S. Trade*, October 11, 2022.
- ³⁴ *E.g.*, Willems & Graham, “TTC, IPEF, and the Road to an Indo-Pacific Trade Deal: A New Model”, pp. 18-19; Alliance for Trade Enforcement, “Modelling Enforcement Mechanisms for the Indo-Pacific Economic Framework”, October 14, 2022, pp. 2-3.
- ³⁵ Willems & Graham, “TTC, IPEF, and the Road to an Indo-Pacific Trade Deal: A New Model”, p. 7.
- ³⁶ Simon Lester, “Enforcing the IPEF: Unilateralism and Incentives vs. Adjudication”, *International Economic Law and Policy Blog*, September 19, 2022.
- ³⁷ Alliance for Trade Enforcement, “Modelling Enforcement Mechanisms for the Indo-Pacific Economic Framework”, pp. 3-8.

第5章 貿易紛争処理の現状と見通し

早稲田大学 社会科学部
教授 福永 有夏

第1節 WTO 紛争処理の概況

本節では、2022年2月1日から2023年1月末現在までに行われた新たな申立て(本節1)、新たなパネル付託案件及びパネル報告(本節2)、新たな上級委員会付託案件(本節3)、上級委員会の代替手続としての仲裁付託及び仲裁判断(本節4)を中心に、WTO 紛争処理の最近の動向を分析する¹⁾。

1. 新たな申立て(協議要請)

2022年2月1日から2023年1月末までの1年間にWTO 紛争処理に新たに申し立てられた紛争は、6件にとどまっている。毎年20件程度の紛争が申し立てられていた2019年までの利用状況と比較すると大幅な減少であり、2022年1月末までの1年間に付託された紛争件数(9件)からは微減となっている。

6件のうち2件について、EUが申立国となっている。うち1件は、英国の再生可能エネルギー促進のための差額決済契約(COD: Contracts for Difference)に関するもので、EUはCOD申請においてローカルコンテンツ要件が課せられているのはWTO協定に違反すると主張して2022年3月28日に協議を要請した²⁾。本件はブレグジット後初めてのEUと英国とのWTO紛争であったが、協議の後ローカルコンテンツ要求を課さないとの合意がなされ紛争は解決している³⁾。もう1件は中国の裁判所が標準必須特許についてしばしば発出している外国訴訟差止命令(ASI: anti-suit injunctions)に関するもので、EUは中国の措置が特許の行使についてのTRIPS協定第28条や第41条1項などに違反していると主張して2022年2月18日に協議を要請した⁴⁾。本件については、EUは2022年12月7日にパネル設置を要請し⁵⁾、2023年1月27日にパネルが設置されている。

EUはまた、6件中2件において被申立国となっている。そのうち1件は南アフリカがEUの柑橘類輸入制度のSPS協定違反などを主張して2022年7月27日に申し立てた事件で⁶⁾、もう1件はインドネシアがEUのステンレス鋼アンチダンピング及び補助金相殺措置についてアンチダンピング協定及びSCM協定違反を主張して2023年1月24日に申し立てた事件である⁷⁾。

このほか、米国の先端半導体に関する対中輸出規制について、中国が2022年12月12日に申し立てた事件も注目される。中国は協議要請において、同規制のGATT第1条1項や

第 11 条 1 項違反などの違反を主張している⁸。なお米国は、日本やオランダにも同様の対中輸出規制を行うよう求めている。仮にパネルに付託されれば、GATT 第 21 条に基づく安全保障上の措置として認められるかが争点となる可能性がある。

6 件のうち残りの 1 件は、ペルーのバイオディーゼル輸入に対するアンチダンピング及び補助金相殺措置についてアルゼンチンが 2022 年 9 月 2 日に申し立てた事件である⁹。

6 件のうち 2023 年 1 月末までにパネル設置に至ったのは上述した中国 ASI に関する EU の申立てのみである。

2022 年 2 月 1 日から 2023 年 1 月末までの間に申し立てられた紛争で日本が紛争当事国となったものはない。

2. 新たなパネル付託案件及びパネル報告

上級委員会の機能停止以降も、第 1 審に相当するパネルは依然として機能しているが、2022 年 2 月 1 日から 2023 年 1 月末までの 1 年間に新たにパネル設置要請が行われた紛争は 2 件にとどまっている。

いずれも EU が中国に対して申し立てた紛争で、うち 1 件は本節 1 で触れた ASI に関するものである。

もう 1 件はリトアニア関連製品に対する中国の様々な貿易制限的措置に関する紛争で、EU は 2022 年 1 月 27 日に協議要請を行った後、2022 年 3 月 14 日及び 15 日に中国と協議を行っていたが、解決に至らず、2022 年 12 月 7 日にパネル設置を要請した。EU は、2021 年第 4 四半期頃からリトアニア産又はリトアニアを通過するなどの製品の中国への輸入が制限される事案や中国からリトアニアへの輸出が妨げられるなどの事案が発生しており、中国は GATT、TFA、SPS 協定に違反していると主張している¹⁰。なお、本件の背景には 2021 年夏ごろからのリトアニアの台湾接近とそれに伴うリトアニアと中国との関係悪化がある。関連して、EU は 2021 年 12 月、第三国による経済的威圧(economic coercion)に対して対応措置(response measures)を発動することのできる反威圧措置(ACI: Anti-Coercion Instrument)法案を発表しており、現在 EU 理事会と欧州議会で協議中である¹¹。

2023 年 1 月末現在パネルに付託されている紛争は 22 件となっているが(1 つの被申立国の措置に対する複数加盟国の申立ては 1 件と計算)、そのうち 6 件はパネリストが選任されていないため(日本の輸出管理措置に関する韓国の申立ても含む)、パネリストが選任され実際にパネルの検討が行われているのは 16 件である。日本は 16 件のうち 2 件で紛争当事国となっており¹²、2023 年中にもパネル報告が出されると期待される。

2022 年 2 月 1 日から 2023 年 1 月末までの 1 年間に発出されたパネル報告は 8 件で(1 つの被申立国の措置に対する複数加盟国の申立ては 1 件と計算)、うち 2 件は上訴されずに紛争解決機関(DSB)において採択、3 件は上級委員会に上訴(本節 3 を参照)、2 件は上級委員会の代替である仲裁に付託(本節 4 を参照)、残りの 1 件は上訴期限が実質的に延長される

形となっている。

採択されたパネル報告 2 件のうち 1 つは、コスタリカの生鮮アボカド輸入制度をめぐってメキシコが申し立てた紛争に関するもので、両紛争当事国とも多数当事国間暫定上訴仲裁アレンジメント (MPIA: Multi-party Interim Appeal Arbitration Arrangement) の当事国となっており、パネル手続中にパネル報告について上訴する場合の仲裁手続に合意した¹³。2022 年 4 月 13 日に発出されたパネル報告はコスタリカの措置の SPS 協定違反を認定し¹⁴、コスタリカはパネルの勧告を踏まえてパネル報告の 2022 年 5 月 31 日の DSB 採択前に措置を修正したため¹⁵、実際には仲裁付託は行われなかった。

もう 1 件は EU の鉄鋼セーフガード措置についてトルコが申し立てた紛争に関するもので、トルコは MPIA 当事国ではないが (EU は MPIA 当事国)、両紛争当事国はパネル手続中にパネル報告について上訴する場合は DSU 第 25 条に基づく仲裁手続を利用することについて同意した¹⁶。2022 年 4 月 29 日に発出されたパネル報告は EU の措置の GATT や SG 協定違反を一部認定したが¹⁷、いずれの紛争当事国も上訴せず、パネル報告は 2022 年 5 月 31 日に DSB において採択された¹⁸。その後両紛争当事国は、DSU 第 21 条 3 項 (b) 号に基づき勧告実施のための妥当な期間を 2023 年 1 月 16 日までの 7 ヶ月 16 日間と合意した¹⁹。EU は、2023 年 1 月 12 日付でセーフガード措置発動に至る決定を見直し DSB 勧告を実施したと報告したが²⁰、措置そのものはそのまま維持している。

上訴期限が実質的に延期されているのは米国の大型家庭用洗濯機に対するセーフガード措置について韓国が申し立てた紛争に関するもので、パネル報告は米国の措置の GATT 第 19 条 1 項 (a) 号及び SG 協定諸規定の違反を認定している²¹。DSU 第 16 条 4 項によれば、パネル報告は本来加盟国への送付の後 60 日以内に DSB 会合において採択されなければならないが、両紛争当事国の合意により同期限は繰り返し延長されており²²、2023 年 1 月末現在、パネル報告は上訴も DSB 採択もされていない状態となっている。なお、2023 年 2 月 7 日、同セーフガード措置は終了したため、パネル報告は上訴なく DSB 採択されると期待される。

3. 新たな上級委員会付託案件

2022 年 2 月 1 日から 2023 年 1 月末までに上級委員会に新たに上訴されたパネル報告は 3 件で、2023 年 1 月末現在上級委員会で「棚ざらし」となっているのは合計 21 件となっている。

新たに上訴された 3 件のうち、2 件は米国が安全保障を理由としてとった措置をめぐるとの紛争である。

1 件目は米国が通商拡大法 232 条に基づき鉄鋼及びアルミニウムの輸入に対して発動した追加的関税賦課に関して中国などが申し立てた紛争に関するパネル報告である。パネルは追加的関税が実質的には SG 協定規定に従わずにとられたセーフガード措置であるとの

申立国の主張を認めなかったが、安全保障上の措置である追加的関税はパネルによる検討に服さないとの米国の主張も認めず、同措置が GATT 第 1 条 1 項及び第 2 条 1 項に違反し GATT 第 21 条(b)号(iii)によっても正当化されないと結論した²³。米国は、安全保障上の問題は WTO 紛争処理に服さない政治的な問題であると主張し、パネル報告に対して上訴した²⁴。

もう 1 件は米国が香港で生産された製品について「中国産」と表示するように求めた措置について香港が申し立てた紛争に関するパネル報告である。本紛争についてもパネルは、安全保障上の措置はパネルによる検討に服さないとの米国の主張を認めず、同措置が GATT 第 9 条 1 項に違反し GATT 第 21 条(b)号(iii)によっても正当化されないと結論した²⁵。米国は、安全保障上の問題は WTO 紛争処理に服さない政治的な問題であると主張し、パネル報告に対して上訴した²⁶。

残りの 1 件はインドネシアのニッケル鉱石輸出規制について EU が申し立てた紛争で、パネルは GATT 第 11 条 2 項(a)号による適用除外も GATT 第 20 条(d)号による正当化も認めず、インドネシアのニッケル鉱石輸出禁止と国内加工要件が GATT 第 11 条 1 項に違反すると認定した²⁷。インドネシアはパネル報告に対して上訴した²⁸。

上記の 3 件については、上級委員会での検討の見通しが立っておらず、また被申立国が措置を修正する意思も表明していないことから、紛争解決が困難な状況となっている。

4. 新たな仲裁付託案件及び仲裁判断²⁹

上級委員会の機能不全を受けて、上級委員会の代わりに仲裁を上訴手段として利用する動きがある。

DSU 第 25 条 1 項は、仲裁を「紛争解決の代替的な手段」として明示的に認めている。ただし、紛争を仲裁に付託するためには仲裁付託及び仲裁手続について当事国間で合意をしなければならず(DSU 第 25 条 2 項)、従来は WTO において仲裁が紛争解決手段として利用された件数は限られていた。

この点 EU などの WTO 加盟国が立ち上げた MPIA に参加する加盟国は、MPIA 参加国間の紛争について上訴する場合には仲裁を上級委員会の代替として利用することと仲裁で用いる手続(MPIA 手続)にあらかじめ合意している³⁰。2023 年 1 月末現在、MPIA には 25 の WTO 加盟国が参加している(EU は 1 と計算し EU 加盟国数は含めていない)。MPIA に参加しない加盟国であっても、当事国間のアドホックな合意によって仲裁を上級委員会の代替として利用することができる。MPIA の下の仲裁であってもアドホック合意に基づく仲裁であっても、仲裁判断は上級委員会報告と異なり DSB による採択の対象とはならないが、当事国は仲裁判断を終結判断として受け入れなければならない³¹。

2022 年 4 月 25 日、トルコは、EU とのアドホック合意に基づき、トルコの医薬品関連措置に関するパネル報告について DSU 第 25 条に基づく仲裁に上訴した(トルコ医薬品事件)³²。

本件は仲裁を上級委員会の代替として利用する初めての紛争となった。

本件のパネル報告では、トルコが 2006 年に導入した皆健康保険制度に基づく医薬品購入費の払い戻しについて、輸入医薬品に対する差別的な扱いが GATT 第 3 条 4 項に違反し GATT 第 20 条(b)号又は(d)号によっても正当化されないと結論されていた³³。2022 年 7 月 25 日に出された仲裁判断は、パネルによる GATT 規定解釈の一部を修正したが、トルコの措置が GATT 第 3 条 4 項に違反し GATT 第 20 条によって正当化されないとパネルの結論は維持した³⁴。

2022 年 10 月 6 日には、コロンビアが MPIA に基づきコロンビアのアンチダンピング措置に関するパネル報告について DSU 第 25 条に基づく仲裁に上訴した(コロンビア AD 事件)³⁵。本件は、MPIA に基づいて仲裁に上訴付託された初めての紛争である。

本件のパネル報告では、コロンビアが冷凍フライドポテトの輸入に対して課したアンチダンピング措置について、アンチダンピング協定第 5 条 3 項、第 6 条 5 項、第 2 条 4 項、第 3 条 1 項、2 項、4 項及び 5 項などの違反が認定されていた³⁶。2022 年 12 月 21 日に出された仲裁判断は、アンチダンピング協定第 5 条 3 項違反に関するパネル認定を破棄し、コロンビアが同規定に違反したとは証明されていないと結論したが、その他の点についてはパネル認定を支持した³⁷。

トルコ医薬品事件において EU とトルコが合意した仲裁手続(以下トルコ医薬品事件合意手続)³⁸やコロンビア AD 事件で MPIA に基づき定められた仲裁手続(以下コロンビア AD 事件合意手続)³⁹は、上級委員会の手続や上級委員会による WTO 協定解釈を基本的には踏まえつつも、今後の紛争処理改革にも示唆を与える興味深い特徴がいくつかある。

第 1 に、仲裁人が紛争の解決に必要な論点で紛争当事国が提起した問題についてのみ扱うことを明記している⁴⁰。これは、上級委員会が紛争解決に必要な論点についても検討や認定を行っているとの米国の批判を念頭に置いたものである。たとえばコロンビア AD 事件では、口頭諮問に先立って行われた準備会合で仲裁廷が検討すべき論点の絞り込みが行われた⁴¹。

第 2 に、仲裁人は、上訴通知から 90 日間の期限内に仲裁判断を出すために、当事国の提出する意見書のページ数や会合(口頭審理)の長さ及び数に関して手続効率化のための適切な措置をとることができるほか⁴²、必要な場合には実体的措置(DSU 第 11 条に基づく申立てを排除することなど)を当事国に提案することができる⁴³。トルコ医薬品事件及びコロンビア AD 事件の仲裁作業手続では、紛争当事国及び第三国の提出する書面のページ数及び口頭弁論の長さの上限について目安が定められた⁴⁴。DSU 第 17 条 6 項によれば上級委員会は 90 日以内に報告を発出しなければならないところ、機能不全前には期限を超えることが常態化していた。ページ数制限を設けることで迅速化を進めることは高く評価できる。トルコ医薬品事件仲裁においてもコロンビア AD 事件仲裁においても、上訴通知から 90 日以内に仲裁判断が出されている。

第 3 に、いずれの仲裁廷も事実認定に関する検討を最小限とした点も特徴的である。た

例えばトルコ医薬品事件の仲裁廷は、パネルによる事実認定の妥当性について極めて抑制的な検討を行い、パネルの事実認定はすべてそのまま支持した⁴⁵。また同事件では、パネルによる証拠の扱いについての DSU 第 11 条適合性も問題となったが、仲裁人は本件パネルが紛争当事国の挙げた議論や証拠を無視したとの事実はなくまた証拠にどのように評価するかはパネルの裁量事項であると述べて、DSU 第 11 条違反を認めなかった⁴⁶。またコロンビア AD 事件においてコロンビアは、DSU 第 11 条に基づく申立てを行わないことに合意した⁴⁷。

DSU 第 17 条 6 項によれば、上級委員会の役割はパネル報告の「法的な問題」や「法的解釈」を検討することであり、DSU 第 17 条 13 項によれば、上級委員会はパネルの「法的な認定及び結論を支持し、修正し又は取り消すこと」ができるにとどまり、事実問題について新規に検討する権限を有さない。しかし近年は、上級委員会検討において法的問題と事実問題の境界が曖昧になる傾向があり、米国は上級委員会が事実問題についても検討を行っているとは批判していた。トルコ医薬品事件やコロンビア AD 事件の仲裁廷は、こうした批判も踏まえ、上級委員会の検討の対象を限定したと考えられる。

第 4 に、いずれの仲裁廷も基本的に過去の上級委員会判断と統合的な WTO 協定解釈を行った。この点米国は上級委員会が過去の自らの WTO 協定解釈を事実上の先例とみなしていると批判しているが、上級委員会が一貫した WTO 協定解釈を行うことは WTO 体制の安定性と予見可能性の確保に貢献してきた。WTO 協定解釈の一貫性は、トルコ医薬品事件においてもコロンビア AD 事件においても維持されていると評価できる。関連して、MPIA 合意手続においては MPIA 仲裁人による意思決定の一貫性と整合性を促すため、ある事件の上訴を担当する 3 人の MPIA 仲裁人が当該事件の上訴を担当しない他の MPIA 仲裁人と意見交換を行うことが認められている⁴⁸。このような意見交換の仕組みは、MPIA 仲裁廷の WTO 協定解釈の一貫性を維持することに貢献すると期待される。

第2節 FTA 紛争処理の概況

本節では、近年活用されつつある FTA 紛争処理について、米国(本節 1)及び EU(本節 2)が当事国となっている紛争を概観する。

1. 米国の FTA 紛争

米国が締結している FTA は、FTA 違反の有無をめぐる紛争を処理する手続のほか、締約国労働法の執行をめぐる争いについての手続を定めていることが多い。前者については、米国はペルーとの貿易促進協定に基づく協議⁴⁹や韓国との FTA に基づく協議を行っているほか⁵⁰、後者については 2017 年 6 月 14 日に中米自由貿易協定(CAFTA-DR)に基づくパネル

報告書が出されている⁵¹。

ここでは特に米国・カナダ・メキシコ協定(USMCA)に注目する。

USMCA はまず、特定事業所における労働権侵害について調査や救済を行うよう他の締約国に要請したり問題が解決されない場合にはパネルによる検証や決定を求めることのできる迅速対応労働メカニズムを定めている。2020年7月1日のUSMCA発効以降、米国はこれまでメキシコの6か所の事業に関して要請を行っており、うち5か所について成功裏に解決したと発表している⁵²。2023年1月末現在解決に至っていないのは、2023年1月30日にメキシコの自動車部品メーカー工場について申し立てられた結社の自由と団体交渉の権利の侵害に関するものである⁵³。また6件のうち1件は、2022年5月18日にパナソニックの在メキシコ自動車部品工場における結社の自由と団体交渉の権利の侵害に関して要請が行われたもので⁵⁴、メキシコ政府の仲介により解決に至っている⁵⁵。

このほかUSMCA第10章は、NAFTA第19章と同様に、アンチダンピング及び相殺関税に関する決定の見直しのためのパネル手続を定めており、これまで8件の紛争がパネルに付託されている⁵⁶。またUSMCA第14章及びNAFTA第11章に基づき、米国投資家が2件の申立てをメキシコ政府に対し⁵⁷、カナダ投資家が2件の申立てを米国政府に対して行っている⁵⁸。

USMCA 締約国間の貿易紛争処理については、第31章に手続が定められており、これまで米国は3件の申立てを行い、また2件において被申立国となっている。

3件中2件の申立てはカナダの乳製品関税割当の運用に関するもので、2020年12月9日、米国はカナダが低関税輸入枠の大半を加工業者に提供していることがUSMCAに違反すると主張して協議を要請した⁵⁹。協議によっても紛争は解決されず、2021年5月25日にパネルが設置され⁶⁰、2021年12月20日には米国の主張を認めるパネル報告が発出された⁶¹。その後カナダは関税割当の運用を見直すと発表したが⁶²、米国の不満は解消されず、2023年1月31日、米国の要請により2度目のパネルが設置されている⁶³。

なお、カナダの乳製品関税割当の運用をめぐるのは、2022年5月12日にニュージーランドがCPTPPに基づき協議要請を行ったが⁶⁴、解決に至らず、2022年11月7日にパネル設置を要請している⁶⁵。本件はCPTPP紛争処理が利用された初めての紛争である。

残りの1件は、米国がカナダとともにメキシコのエネルギー政策(国有企業の優先など)についてUSMCAに違反すると主張して2022年7月20日に協議を要請した紛争である⁶⁶。メキシコは、紛争解決のためにワーキングプランを策定したが⁶⁷、紛争の解決には至っておらず、今後パネルが設置される可能性がある。

米国が被申立国となった2件のうちの1件は、米国が2018年に発動した太陽光発電製品セーフガードに関するもので、2020年12月22日、カナダは米国が同措置からカナダの輸入を除外しなかったことがUSMCAに違反すると主張して協議を要請した⁶⁸。協議によっても紛争は解決されず、2021年8月4日にパネルが設置され⁶⁹、2022年2月1日に発出されたパネル報告においては米国の措置の違反が認められるとともに措置を是正するよう

勧告が行われた⁷⁰。その後米国は、カナダに対する措置を撤回することでカナダと合意している⁷¹。

もう 1 件は米国の乗用車又は軽トラックの原産地規則に関する紛争で、2021 年 8 月 20 日にメキシコは同規則が無関税待遇の対象を不当に狭めていることが USMCA に違反すると主張して協議を要請した⁷²。協議によっても紛争は解決されず、2022 年 1 月 6 日にメキシコはパネル設置を要請し、2022 年 1 月 13 日にはカナダも申立国に加わる旨の意図を通報した⁷³。2022 年 3 月 22 日に設置されたパネルは、2022 年 12 月 14 日にメキシコ及びカナダの主張を認める報告書を発出している⁷⁴。

2. EU の FTA 紛争

EU が締結した FTA も、FTA の違反について申立てを行うことのできる紛争処理手続を定めている。これまで EU は 4 件の紛争を申し立てている。

まず 2018 年 12 月 17 日、EU は、韓国との FTA に基づき、韓国の労働組合法の規定が FTA 労働及び持続可能な開発章の規定(結社の自由等の基本権の尊重、促進及び実現を求める)に違反していると主張して協議を要請した⁷⁵。協議によっても紛争は解決されず、2019 年 7 月 5 日、EU は専門家パネルの設置を要請した⁷⁶。2021 年 1 月 25 日に出された専門家パネル報告書は、EU の主張を一部認め、韓国に労働組合法を改正するよう勧告した⁷⁷。

2019 年 1 月 15 日には、EU は、ウクライナとの連合協定に基づき協議を要請したが⁷⁸、協議によっても紛争は解決されず、2019 年 6 月 21 日に仲裁パネルを要請した⁷⁹。2020 年 12 月 11 日に発出された仲裁パネル報告書では、ウクライナの木材製品の輸出禁止は同協定に違反し、また同協定によって挿入された GATT 第 20 条によっても正当化されないと結論された⁸⁰。

2019 年 6 月 14 日、EU は、南部アフリカ関税同盟(SACU)の発動した冷凍鶏肉セーフガードについて、南アフリカ開発共同体(SADC)との経済連携協定(EPA)に基づき協議を要請したが⁸¹、協議によっても紛争は解決されず、2020 年 4 月 21 日に仲裁パネルの設置を要請した⁸²。仲裁パネルは EU の主張を一部認め、セーフガード措置が EPA に違反していると結論した⁸³。なおセーフガード措置は仲裁パネル手続中の 2022 年 3 月 11 日に失効している⁸⁴。

2020 年 6 月 24 日、EU はアルジェリアとの連合協定に基づく連合理事会に問題を付託することについて口上書を提出した⁸⁵。2021 年 3 月 19 日、EU は同連合協定に基づき仲裁を開始したが⁸⁶、アルジェリアは応じていない。

まとめ

以上論じたように、2019年12月に上級委員会が機能不全に陥って以降、WTO紛争処理手続の利用は低迷している。FTA紛争処理の利用も現時点では限定的である。また近年の貿易紛争の「安全保障化」は、裁判的手続による紛争解決をより一層困難にしている。

EUをはじめとする大多数のWTO加盟国は、上級委員会委員の任命手続の開始を求める共同提案を引き続き行っているが⁸⁷、米国や日本など一部の加盟国は依然として加わっておらず、委員任命に必要なコンセンサスが成立する見通しは立っていない。

ただ、2022年7月のWTO閣僚会議で採択された成果文書では、2024年までに「すべての加盟国が利用可能な完全かつ正常に機能する紛争処理制度」を実現するよう議論を行うことについての加盟国の意思が確認された⁸⁸。また、米国が主導してきた紛争処理改革に関する非公式協議が完了しており、今後WTO紛争処理改革に向けた動きが本格化する可能性もある。紛争処理実行を見ても、一部のパネル報告が上訴なく採択されたほか、上級委員会の代わりに仲裁手続が有効に活用されるなど、ルールに基づく貿易紛争解決を図るべきというマインドセットは維持されている。

ルールに基づく貿易紛争処理手続が有効に機能することは、日本にとっても極めて重要である。今後の貿易紛争処理改革の進展に期待したい。

¹ ここでは扱わないが、2022年7月13日に米国スーパーカレンダー紙相殺関税措置に関し、カナダの申請した譲許その他の義務の停止に関しDSU第22条6項に基づく仲裁判断が出されている。Arbitrator's Decision, *United States – Countervailing Measures on Supercalendered Paper from Canada: Recourse to Article 22.6 of the DSU by the United States*, WT/DS505/ARB (13 July 2022).

² Request for Consultations by the European Union, *United Kingdom – Measures Relating to the Allocation of Contracts for Difference in Low Carbon Energy Generation*, WT/DS612/1, G/L/1428 (30 March 2022).

³ European Commission, EU and UK agree on way forward in WTO dispute concerning UK's green energy subsidy scheme (1 July 2022), https://policy.trade.ec.europa.eu/news/eu-and-uk-agree-way-forward-wto-dispute-concerning-uks-green-energy-subsidy-scheme-2022-07-01_en.

⁴ Request for Consultations by the European Union, *China – Enforcement of Intellectual Property Rights*, WT/DS611/1, IP/D/43, G/L/1427 (22 February 2022).

⁵ Request for the Establishment of a Panel by the European Union, *China – Enforcement of Intellectual Property Rights*, WT/DS611/5 (9 December 2022).

⁶ Request for Consultations by South Africa, *European Union – Measures Concerning the Importation of Citrus Fruit from South Africa*, WT/DS613/1, G/L/1430, G/SPS/GEN/2056 (29 July 2022).

⁷ Request for Consultations by Indonesia, *European Union – Anti-Dumping and Countervailing Duties on Stainless Steel Products from Indonesia*, WT/DS616/1, G/L/1479, G/SCM/D135/1, G/ADP/D142/1 (26 January 2023).

- ⁸ Request for Consultations by China, *United States – Measures on Certain Semiconductor and Other Products, and Related Services and Technologies*, WT/DS615/1, G/L/1471, S/L/438, G/TRIMS/D/46, IP/D/44 (15 December 2022). 2023年2月9日に一部修正した協議要請を改めて行っている。Request for Consultations by China: Revision, *United States – Measures on Certain Semiconductor and Other Products, and Related Services and Technologies*, WT/DS615/1/Rev.1, G/L/1471/Rev.1, S/L/438/Rev.1, G/TRIMS/D/46/Rev.1, IP/D/44/Rev.1 (15 December 2022).
- ⁹ Request for Consultations by Argentina, *Peru – Anti-Dumping and Countervailing Measures on Biodiesel from Argentina*, WT/DS614/1, G/L/1432, G/ADP/D141/1, G/SCM/D134/1 (6 September 2022).
- ¹⁰ Request for the Establishment of a Panel by the European Union, *China – Measures Concerning Trade in Goods and Services*, WT/DS610/8 (9 December 2022).
- ¹¹ Council of the EU, Press release (16 November 2022), Trade: Council agrees negotiating position on economic anti-coercion rules, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/11/16/trade-council-agrees-negotiating-position-on-economic-anti-coercion-rules/>.
- ¹² インド ICT 製品に関連する措置に関する紛争(DS584)と中国のステンレス鋼アンチダンピング措置に関する紛争(DS601)。(注3)の「第5章 WTO 紛争処理の現状と見通し」も参照。
- ¹³ Agreed Procedures for Arbitration under Article 25 of the DSU, *Costa Rica – Measures Concerning the Importation of Fresh Avocados from Mexico*, WT/DS524/5 (3 June 2020); Agreed Procedures for Arbitration under Article 25 of the DSU: Revision, *Costa Rica – Measures Concerning the Importation of Fresh Avocados from Mexico*, WT/DS524/5/Rev.1 (2 December 2021).
- ¹⁴ Panel Report, *Costa Rica – Measures Concerning the Importation of Fresh Avocados from Mexico*, WT/DS524/R (13 April 2022).
- ¹⁵ Dispute Settlement Body, Minutes of Meeting: Held in the Centre William Rappard on 31 May 2022, WT/DSB/M/465 (28 July 2022), Sec.2.
- ¹⁶ Agreed Procedures for Arbitration under Article 25 of the DSU, *European Union – Safeguard Measures on Certain Steel Products*, WT/DS595/10 (25 March 2022).
- ¹⁷ Panel Report, *European Union – Safeguard Measures on Certain Steel Products (DS595)*, WT/DS595/R (29 April 2022).
- ¹⁸ (注18), Sec.3
- ¹⁹ Agreement under Article 21.3(b) of the DSU, *European Union – Safeguard Measures on Certain Steel Products (DS595)*, WT/DS595/13 (9 August 2022).
- ²⁰ Status Report Regarding Implementation of the DSB Recommendations and Rulings by the European Union, *European Union – Safeguard Measures on Certain Steel Products*, WT/DS595/14 (17 January 2023).
- ²¹ Panel Report, *United States – Safeguard Measure on Imports of Large Residential Washers*, WT/DS546/R (2 February 2022).
- ²² 2022年12月8日付でなされた合意では、2023年2月27日までにいずれかの紛争当事国による上訴がなければDSB採択される見込みとなっている。Joint Request by the Republic of Korea and the United States, For a Decision by the DSB, *United States – Safeguard Measure on Imports of Large Residential Washers*, WT/DS546/11 (9 December 2022).
- ²³ Panel Report, *United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products*, WT/DS544/R (9 December 2022)。ノルウェー(DS552)、スイス(DS556)、トルコ(DS564)が同措置について申し立てた紛争についてもほぼ同一のパネル報告が同日に出されている。

- ²⁴ Notification of an Appeal by the United States under Article 16 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), *United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products*, WT/DS544/14 (30 January 2023). 米国は、ノルウェー(DS552)、スイス(DS556)、トルコ(DS564)が申し立てた紛争に関するパネル報告についても上訴している。
- ²⁵ Panel Report, *United States – Origin Marking Requirement*, WT/DS597/R (21 December 2022).
- ²⁶ Notification of an Appeal by the United States under Article 16 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), *United States – Origin Marking Requirement*, WT/DS597/9 (30 January 2023).
- ²⁷ Panel Report, *Indonesia – Measures Relating to Raw Materials*, WT/DS592/R (30 November 2022).
- ²⁸ Notification of an Appeal by Indonesia under Article 16.4 and Article 17 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), and under Rule 20(1) of the Working Procedures for Appellate Review, *Indonesia – Measures Relating to Raw Materials*, WT/DS592/6 (12 December 2022).
- ²⁹ 本項の記述は部分的に拙著「トルコ医薬品関連措置事件：WTO 紛争処理改革への示唆」須網隆夫・中川淳司・古谷修一編著『清水章雄先生古希記念：国際経済法の課題と展望(仮題)』(信山社、2023年出版予定)を基礎としている。
- ³⁰ Statement on a Mechanism for Developing, Documenting and Sharing Practices and Procedures in the Conduct of WTO Disputes: Addendum, JOB/DSB/1/Add.12 (30 April 2020), Annex 1: Agreed Procedures for Arbitration under Article 25 of the DSU in Dispute DS X [*hereinafter* MPIA Agreed Procedures].
- ³¹ *Id.*, para.15.
- ³² Notification of an Appeal by Turkey under Article 25 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), under Paragraph 5 of the Agreed Procedures for Arbitration under Article 25 of the DSU (Arbitration Agreement), and under Rule 20 of the Working Procedures for Appellate Review, *Turkey – Pharmaceutical Products (EU)*, WT/DS583/12 (28 April 2022).
- ³³ Panel Report, *Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products*, *id.*, at 4.
- ³⁴ Award of the Arbitrators, *Turkey – Pharmaceutical Products (EU)*, WT/DS583/ARB25 (25 July 2022) [*hereinafter* Award, *Turkey – Pharmaceutical Products (EU)*].
- ³⁵ Notification of an Appeal by Colombia under Article 25 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), Paragraph 5 of the Agreed Procedures for Arbitration under Article 25 of the DSU (The “Agreed Procedures”) and Rule 20 of the Working Procedures for Appellate Review, *Colombia – Anti-Dumping Duties on Frozen Fries from Belgium, Germany and the Netherlands*, WT/DS591/7 (10 October 2022).
- ³⁶ Panel Report, *Colombia – Anti-Dumping Duties on Frozen Fries from Belgium, Germany and the Netherlands*, *id.*, at 3.
- ³⁷ Award of the Arbitrators, *Colombia – Anti-Dumping Duties on Frozen Fries from Belgium, Germany and the Netherlands*, WT/DS591/ARB/25 (21 December 2022) [*hereinafter* Award, *Colombia – Frozen Fries AD*].
- ³⁸ Agreed Procedures for Arbitration Article 25 of the DSU, *Turkey – Pharmaceutical Products (EU)*, WT/DS583/10 (25 March 2022) [*hereinafter* Agreed Procedures, *Turkey – Pharmaceutical Products*].

- ³⁹ Agreed Procedures for Arbitration under Article 25 of the DSU, *Colombia – Anti-Dumping Duties on Frozen Fries from Belgium, Germany and the Netherlands*, WT/DS591/3/Rev.1 (22 April 2021) [*hereinafter* Agreed Procedures, *Colombia – Frozen Fries AD*].
- ⁴⁰ Agreed Procedures, *Turkey – Pharmaceutical Products*, (注 41), para.10; Agreed Procedures, *Colombia – Frozen Fries AD*, (注 40), para.10.
- ⁴¹ Award, *Colombia – Frozen Fries AD*, (注 40), paras.1.11-.12, 4.1.
- ⁴² Agreed Procedures, *Turkey – Pharmaceutical Products*, (注 41), para.12; Agreed Procedures, *Colombia – Frozen Fries AD*, (注 40), para.12.
- ⁴³ Agreed Procedures, *Turkey – Pharmaceutical Products*, (注 41), para.13; Agreed Procedures, *Colombia – Frozen Fries AD*, (注 40), para.13.
- ⁴⁴ Award, *Turkey – Pharmaceutical Products (EU)*, Addendum, WT/DS583/ARB25/Add.1 (25 July 2022), Annex A-2: Working Procedures for Arbitration under Article 25 of the DSU: Adopted by the Arbitrators on 10 May 2022, paras.13-14, 25, 33; Award, *Colombia – Frozen Fries AD*, Addendum, WT/DS591/ARB25/Add.1 (21 December 2022), Annex A-2: Additional Procedures for Arbitration under Article 25 of the DSU: Adopted by the Arbitrators on 19 October 2022, paras.16 & 23.
- ⁴⁵ See, e.g., Award, *Turkey – Pharmaceutical Products (EU)*, (注 37), paras.6.57-.68.
- ⁴⁶ *Id.*, paras.6.135-.142.
- ⁴⁷ *Id.*, para.4.2.
- ⁴⁸ MPIA Agreed Procedures, (注 40), para.8.
- ⁴⁹ USTR Press Release, USTR Requests First-Ever Environment Consultations Under the U.S.-Peru Trade Promotion Agreement (PTPA) (January 04, 2019), at <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/january/ustr-requests-first-ever>; USTR Press Release, USTR Successfully Resolves Concerns Raised in First-Ever Environment Consultations Under the U.S.-Peru Trade Promotion Agreement (PTPA) (April 9, 2019), at <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/april/ustr-successfully-resolves-concerns>.
- ⁵⁰ 競争章に関する協議については以下を参照。USTR Press Release, USTR Requests First-Ever Consultations Under the U.S.-Korea Free Trade Agreement (KORUS) (March 15, 2019), at <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/march/ustr-requests-first-ever>; USTR Press Release, USTR Pursues Competition-Related Concerns Under the U.S.-Korea Free Trade Agreement (July 9, 2019), at <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/july/ustr-pursues-competition-related>. 環境章に関する協議については以下を参照。USTR Press Release, USTR to Request First-Ever Environment Consultations Under the U.S.-Korea Free Trade Agreement (KORUS) in Effort to Combat Illegal Fishing (September 19, 2019), at <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/september/ustr-request-first-ever>; USTR Press Release, USTR Welcomes Passage of Amendments to Korea’s Distant Water Fisheries Development Act Following First Ever Environment Consultations under the United States-Korea Free Trade Agreement (November 1, 2019), at <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/november/ustr-welcomes-passage-amendments>.
- ⁵¹ Final Report of the Panel, *Guatemala – Issues Relating to the Obligations under Article 16.2.1(a) of the CAFTA-DR*, Dominican Republic – Central America – United States Free Trade Agreement Arbitral Panel Established Pursuant to Chapter Twenty (14 June 2017).

- ⁵² USTR, Chapter 31 Annex A; Facility-Specific Rapid-Response Labor Mechanism, at <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/dispute-settlement-proceedings/fta-dispute-settlement/usmca/chapter-31-disputes>.
- ⁵³ USTR Press Release, United States Invokes Rapid Response Labor Mechanism for a Second Time at Manufacturas VU (30 January 2023), at <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/january/united-states-invokes-rapid-response-labor-mechanism-second-time-manufacturas-vu>.
- ⁵⁴ USTR Press Release, United States Seeks Mexico's Review of Alleged Freedom of Association and Collective Bargaining Violations at Panasonic Facility (18 May 2022), at <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/may/united-states-seeks-mexicos-review-alleged-freedom-association-and-collective-bargaining-violations>.
- ⁵⁵ USTR Press Release, United States Announces Successful Resolution of Rapid Response Labor Mechanism Matter at Panasonic Auto Parts Facility in Mexico (14 July 2022), at <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/july/united-states-announces-successful-resolution-rapid-response-labor-mechanism-matter-panasonic-auto>.
- ⁵⁶ The Secretariat, CUSMA Dispute, at <https://can-mex-usa-sec.org/secretariat/disputes-litges-controversias.aspx?lang=eng>.
- ⁵⁷ *Finley Resources Inc., MWS Management Inc., and Prize Permanent Holdings, LLC v. United Mexican States*, ICSID Case No. ARB/21/25; *Libre Holding, LLC v. United Mexican States*, ICSID Case No. ARB/21/55.
- ⁵⁸ *Koch Industries, Inc. and Koch Supply & Trading, LP v. Canada*, ICSID Case No. ARB/20/52; *TC Energy Corporation and TransCanada Pipelines Limited v. United States of America (II)*, ICSID Case No. ARB/21/63.
- ⁵⁹ Final Panel Report, *Canada – Dairy TRQ Allocation Measures*, CDA-USA-2021-31-010 (20 December 2021), para.2.
- ⁶⁰ *Id.*, para.5.
- ⁶¹ *Id.*, para.167.
- ⁶² Statement by Minister Ng on dairy tariff rate quota policies under CUSMA (16 May 2022), at <https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2022/05/statement-by-minister-ng-on-dairy-tariff-rate-quota-policies-under-cusma.html>.
- ⁶³ USTR Press Release, United States Establishes Second USMCA Dispute Panel on Canadian Dairy Tariff-Rate Quota Policies (31 January 2023), at <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/january/united-states-establishes-second-usmca-dispute-panel-canadian-dairy-tariff-rate-quota-policies>.
- ⁶⁴ Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: Request for Consultations by New Zealand, *Canada – Dairy TRQ Allocation Measures*, (12 May 2022).
- ⁶⁵ Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: Request for the Establishment of a Panel by New Zealand, *Canada – Dairy TRQ Allocation Measures* (7 November 2022).
- ⁶⁶ Press Release, United States Requests Consultations Under the USMCA Over Mexico's Energy Policies (20 July 2022), at <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/july/united-states-requests-consultations-under-usmca-over-mexicos-energy-policies-0>.

⁶⁷ La Secretaría de Economía explica Plan de Trabajo con Estados Unidos y Canadá para resolver consultas de T-MEC (12 de diciembre de 2022), at <https://www.gob.mx/se/articulos/la-secretaria-de-economia-explica-plan-de-trabajo-con-estados-unidos-y-canada-para-resolver-consultas-de-t-mec-321821?idiom=es>.

⁶⁸ Final Panel Report, *United States – Crystalline Silicon Photovoltaic Cells Safeguard Measure*, USA-CDA-2021-31-01 (1 February 2022), para.3.

FINAL REPORT

⁶⁹ *Id.*, paras.5-6.

⁷⁰ *Id.*, paras.147-148.

⁷¹ Memorandum of Understanding between the Government of the United States of America and the Government of Canada on Trade in Solar Products (7 July 2022), at https://ustr.gov/sites/default/files/US-CA%20Solar%20Agreement_Signed_English_070822.pdf.

⁷² Final Panel Report, *United States – Automotive Rules of Origin*, USA-MEX-CDA-2022-31-01 (14 December 2022), para.10.

⁷³ *Id.*, paras.13-14.

⁷⁴ *Id.*, paras.203-209.

⁷⁵ Report of the Panel of Experts, Panel of Experts Proceeding Constituted under Article 13.15 of the EU-Korea Free Trade Agreement (January 20, 2021), paras.2-3.

⁷⁶ *Id.*, para.5.

⁷⁷ *Id.*, paras.227-228.

⁷⁸ Final Report of the Arbitral Panel, *Restrictions applied by Ukraine on Exports of Certain Wood Products to the European Union* (11 December 2020), para.1.

⁷⁹ *Id.*, para.3.

⁸⁰ *Id.*, para.507.

⁸¹ Final Report of the Arbitration Panel, *Southern African Customs Union – Safeguard Measure Imposed on Frozen Bone-In Chicken Cuts from the European Union* (3 August 2022), para.4.

⁸² *Id.*, para.6.

⁸³ *Id.*, para.371.

⁸⁴ *Id.*, para.62.

⁸⁵ Commission Européenne, Note Verbale (24 juin 2020), at <https://circabc.europa.eu/ui/group/09242a36-a438-40fd-a7af-fe32e36cbd0e/library/c134dc2b-9679-4eb7-a03a-24aff9ffc354/details>.

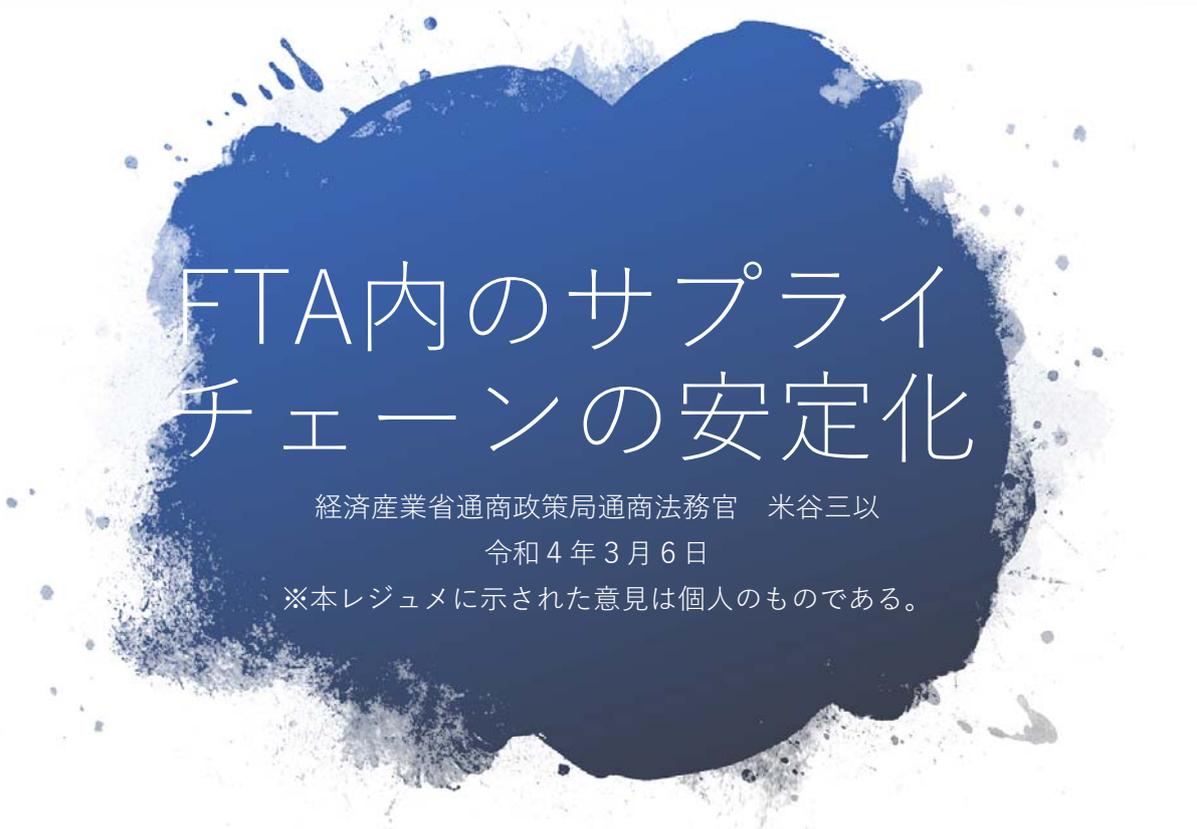
⁸⁶ Commission Européenne, Note Verbale (19 mars 2021), at <https://circabc.europa.eu/ui/group/09242a36-a438-40fd-a7af-fe32e36cbd0e/library/8a59ef20-6cab-4a9c-a854-46e861f31318/details>.

⁸⁷ Appellate Body Appointments: Revision, WT/DSB/W/609/Rev.24 (13 September 2022).

⁸⁸ Ministerial Conference, Twelfth Session, Geneva, 12-15 June 2022, MC12 Outcome Document: Adopted on 17 June 2022, WT/MIN(22)/24, WT/L/1135, 22 June 2022, <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/24.pdf&Open=True>> (閲覧日：2022年9月30日)。

参考資料 FTA 内のサプライチェーンの安定化

経済産業省 通商政策局 通商法務官
研究会オブザーバー 米谷 三以



FTA内のサプライ チェーンの安定化

経済産業省通商政策局通商法務官 米谷三以

令和4年3月6日

※本レジュメに示された意見は個人のものである。

問題意識

- FTA/EPAにおける非MFN扱いができる範囲を明らかにし、それが域内でのサプライチェーンの強靱化に資するか否かを検討する。

2

24条5項・8項(b)－「自由貿易地域」の定義

○24条5項

- (a) …この協定の規定は、締約国の領域の間で、…自由貿易地域を設定し、又は…自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを妨げるものではない。ただし、次のことを条件とする。
- (b) 自由貿易地域又は自由貿易地域の設定のための中間協定に関しては、各構成地域において維持されている関税その他の通商規則で、その自由貿易地域の設定若しくはその中間協定の締結の時に、当該地域に含まれない締約国又は当該協定の当事国でない締約国の貿易に適用されるものは、自由貿易地域の設定又は中間協定の締結の前にそれらの構成地域に存在していた該当の関税その他の通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであつてはならない。
- (c) (a)及び(b)に掲げる中間協定は、妥当な期間内に…自由貿易地域を設定するための計画及び日程を含むものでなければならない。

○24条8項

- (b) 自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則(第11条、第12条、第13条、第14条、第15条及び第20条の規定に基づいて認められるもので必要とされるものを除く。)がその構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう。

3

「関税」①－輸出関税

- どの自由貿易協定においても、輸入関税の撤廃は規定されているが、「輸出関税」の撤廃は規定されている場合もある、という程度。
- 解釈論として、「実質上のすべての貿易について」の関税撤廃が想定されていることに鑑みると、「輸出関税」の撤廃も要件に含まれるとの議論に説得力がある。
- 政策論として、輸出制限まで撤廃できれば、自由貿易地域内でのサプライチェーンによって供給を確保できるが、輸出関税の撤廃によりさらにサプライチェーンの安定性を確保できる。

4

「関税」②－セーフガード措置

- WTO協定上のセーフガード措置を域内にも適用することとしている例がある。
- 解釈論として、GATT19条は、関税譲許の撤回を認め、最恵国待遇義務の例外を認める規定でない、というだけであり、セーフガード協定2.1条が域内除外を認めない規定であると理解する必要はないのではないか。自由貿易地域内での関税撤廃は、24条5項によって正当化できるはず、という議論があり得るところ。
- 政策論として、WTO協定上のセーフガード措置から域内を除外することで、自由貿易地域内のサプライチェーンの安定性が増加する。

5

「実質上のすべての貿易について廃止」

①－特惠原産地規則

- 特惠原産地規則を定め、その規則上の域内国原産品に対して関税を撤廃するのが通例。
- 解釈論として、通常の前産地規則上の域内国原産品との差分について関税を撤廃しないため、域外の他国の部品等の取り扱いを域内の輸出国産の部品等よりも不利にする点をどう考えるか。関税撤廃の範囲を限定することにはなる。
- 政策論として、通常の前産地規則をそのまま使うことで、企業のサプライチェーンの構成を複雑化させないメリットがある。他方で、自由化の範囲が拡大することをどう考えるか。

6

「実質上のすべての貿易について廃止」

②－累積原産地規則

- 域内国産品に組み込まれた域内他国部品・原材料等を国産と看做す累積原産地規則が採用されている例が多い。
- 解釈論としては、域内他国向け自国産部品に対して付与する特権（それが組み込まれた産品が輸入された場合の関税撤廃）が域外向け自国産部品に無条件に付与されていないことが最恵国待遇義務違反にならないか、議論する余地がある。
- 政策論としては、域内サプライチェーンの強化につながるが、どの程度の支援になっているか不透明になるデメリットあり。

7

「実質上のすべての貿易について廃止」

③－労働基準

- 関税撤廃の対象について、産品・部品等の製造過程における人権・労働基準遵守等を規定する例がある（USMCA）。
- 通常の原因規則上の域内国原産品との差分について関税を撤廃しないため、関税撤廃の範囲を限定することになる。
- 関税撤廃の対象について、使用する部品等の製造過程における人権・労働基準の遵守を規定し、充たさない第三国産部品等を排除することは、解釈論として、通常の原因規則上の域内国原産品との差分について関税を撤廃しないため、域外の他国の部品等の取り扱いを域内の輸出国産の部品等よりも不利にする点が最恵国待遇義務違反にならないか検討必要。（関税撤廃の範囲を限定するのみ、という主張が認められるのか？）

8

「関税以外の制限的通商規則」①－検疫・水際措置

- 検疫・水際措置の域内撤廃が規定された例は不見当。
- 解釈論としては、「第20条の規定に基いて認められるもの」に該当し、維持が「必要とされる」ものでない、として、域内のみの撤廃を正当化することができるのでないか。
- 政策論として、検疫、知財侵害品の国内取り締まり制度・状況を相互に承認できれば、検疫・水際措置を撤廃することが可能であり、域内サプライチェーンの安定化に資する。

9

「関税以外の制限的通商規則」②一資源保存のための輸出制限

- 輸出制限一般について規定を置いている例（日豪EPA）があり、資源保存のための輸出制限を含む可能性がある。
- 解釈論としては、「第20条の規定に基づいて認められるもの」に該当し、維持が「必要とされる」ものでない、として、域内のみの撤廃を正当化することができるのでないか。ただし、20条(g)が許容するのはグローバルクォータの設定に限られるとすれば、13条に基づく国別割当てがなされる場合にのみ意味がある。
- 政策論として、グローバルクォータのみが許されるのであれば、域内サプライチェーンの安定性を確保するためには輸出制限の域内撤廃よりも輸出関税の撤廃が重要。

10

「関税以外の制限的通商規則」③一危機時の輸出制限

- コロナ禍において、ワクチン、医療機器等の輸出制限があった。
- 解釈論としては、危機時の輸出制限は、「第11条の規定に基づいて認められるもの」に該当し、維持が「必要とされる」ものでない、として、域内のみの撤廃を正当化することができるのでないか。
 - 11条2項(a) – 「輸出の禁止又は制限で、食糧その他輸出締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課するもの」 – ワクチン、医療機器等の輸出制限
- 政策論として、輸出制限の撤廃により、自由貿易地域内で完全なサプライチェーンを形成すれば供給を確保できる。

11

「関税以外の制限的通商規則」④－内国規制

- 内国規制の実体的な相互承認が規定されることがないとはいえない。
- 解釈論としては、内国規制は「制限的通商規則」に該当せず、したがって、その域内免除（米韓FTAにおける自動車の例がある）等の最恵国待遇義務違反を24条例外で正当化する余地があるか疑問。ただ規制の統一化、合理的な基準に基づく相互承認は、最恵国待遇義務違反でないとは主張できるはず。選択的な相互承認が認められるかは検討課題。
- 政策論としては、規制の相互承認が域内サプライチェーンの安定化に資することは確かだが、他国産品を排除することは難しい。

12

「関税以外の制限的通商規則」⑤－域内部品・原材料優遇の補助金

- 生産補助金の要件として、自国産部品・原材料の購入・使用を規定することは、内国民待遇義務（GATT3条4項）違反であるほか、国産品優遇使用補助金として禁止される可能性大。しかし、部品等の国内生産を要件とすることは、使用が要件でない（投資の確実性要求の一かもしれない）ため内国民待遇義務に抵触しないとする先例あり。
- 域内産品の調達・使用を規定することは、他国産産品に均霑しない限り、最恵国待遇義務（GATT1条1項）違反となり、24条例外でも正当化できない。これに対して、部品生産の域内投資（＝域内生産）を要求する条件設定をどう考えるか。

13

「関税以外の制限的通商規則」⑥－域内 研究拠点優遇の補助金

- 生産補助金の要件として、国内研究拠点の保有を規定するのは、GATS上の研究サービス（第3モード）について、国内生産拠点を有する可能性の高い国内サービス提供者の優遇になり、内国民待遇義務を約束している場合抵触しないか。

14

「関税以外の制限的通商規則」⑦－域内 供給優遇の補助金

- 生産補助金の要件として、域内供給を優遇することを規定することは、他の加盟国を仕向け地とする輸出に均霑しなければ最恵国待遇義務（GATT1条1項）に抵触し、24条例外で正当化できない。

15

「関税以外の制限的通商規則」⑧－競争政策

- 競争政策の域内統合を追求する例（ANZCERTA）が存在する。
- 解釈論としては、実体ルールを統一化することは最恵国待遇義務違反にならないが、「市場」を国ごとでなく域内市場とする扱いは、域内産品の優遇につながり、24条例外を超える可能性を否定できないのでないか。（⇒関税同盟では問題ない。）
- 政策論としては、競争政策が域内市場を単位とするようになれば、域内のサプライチェーンの安定化に資すると考えられる。補助金政策が域内を単位として設計されることも同じ。

16

「関税以外の制限的通商規則」⑨－貿易救済措置

- AD/CVD措置について手続的な域内優遇措置（調査開始の内報など）を規定する例が存在する。
- 解釈論としては、AD/CVD措置が「制限的通商規則」に該当するかどうかを明らかにした先例はないので、MFN均霑して差し支えない手続的優遇措置に留めるのが無難。関税同盟であれば、共通対関税が認められるため、域内のみの撤廃が適法であることは明らか。
- 政策論としては、域内撤廃が域内サプライチェーンの安定化に資する可能性がなくはないが、関税撤廃を超えて競争条件を変更した輸出を甘受する合理性があるか疑問（関税同盟では対内経済政策の調和も追求されるが自由貿易地域ではそこまで追求されない）。

17

「関税以外の制限的通商規則」⑩－輸出管理

- 輸出管理はFTAで撤廃対象とされない。
- 解釈論として、21条例外に基づく措置の取り扱いについて明文がない（「制限的通商規則(第11条、第12条、第13条、第14条、第15条及び第20条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)」）ことは、言及されている20条等が正当化する措置がすべて国家間の差別を想定しないことに鑑み、21条によって正当化されるのがもともと国家間の差別（すなわち最恵国待遇義務の対象外の措置）であるためと考えるべき。すなわち、域内を単位として輸出管理を行うこと（域内撤廃・緩和）も許される。
- 政策論としては、輸出管理等を域内で緩和することが域内サプライチェーン強化につながる。

18

自由貿易地域への加入交渉

- 加入交渉において、自由貿易地域における明示の約束事項以外の検討がされることはあり得る。
- 解釈論としては、加入の条件として何が認められているか、またその検討された事項について執行可能な約束とできるかは規定による（WTO協定においては、加入の条件として協定の対象事項以外も記載されており、また加入の条件は法的拘束力を有する＝DS手続が利用できるものとされている。）
- 政策論としては、加入を認めることと引き換えに約束を受け入れさせることは考えられる。なお交渉力は、加入後低下するが、加入国が交渉を全く拒否することも容易でないといえる。

19

WTO関税譲許の撤回可能性

- GATT28条が、WTO上の関税譲許の一方的撤回をMFNベースで許容することは明らか。
- 解釈論としては、「同種の産品」に適用する関税率を一律にしないと最恵国待遇義務違反になるが、「同種の産品」の範囲については様々な考え方がある。
- 政策論としては、28条に基づいてMFNベースの関税率を引き上げれば、自由貿易地域内の優遇度合いが高くなり、域内サプライチェーンの強化につながると想定される。ただし、WTO体制が自由貿易体制として弱体化するおそれがある。

20

サービスに関する経済統合（5条）

この協定は、いずれの加盟国についても、締約国間でサービスの貿易を自由化する協定の締約国であること又は当該協定を締結することを妨げるものではない。ただし、当該協定が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合に限る。

(a) 相当な範囲の分野を対象とすること(注)。

注：この要件は、分野の数、影響を受ける貿易の量及び提供の態様により理解する。この要件を満たすためには、当該協定は、いずれの提供の態様についてもあらかじめ排除することを定めるものであってはならない。

(b) 第11条、第12条、第14条及び第14条の2の規定により認められる措置を除くほか、(a)の分野において、当該締約国間で第17条の規定の意味における実質的にすべての差別が次の措置により当該協定の効力発生時に存在しないこと又は合理的な期間において撤廃されることを定めること。

(i) 現行の差別的な措置の撤廃

(ii) 新たな又は一層差別的な措置の禁止

21

「第17条の規定の意味における実質的にすべての差別」－国内規制

- 解釈論として、経済統合の規定（5条）は、NTを約束していないセクターにおいて、または14条等の規定に基づいて内外差別ができる措置について、特定国のサービス・サービス提供者だけ国内サービス提供者と同じ扱いをすることを許す規定。NTを約束しているセクターにおいて経済統合外のサービス提供者を差別する措置を導入することを認める規定でない。
- 政策論として、経済統合の規定は、NT未約束のセクターを特定国にだけ開放し、域内でサービスのサプライチェーンを構築するためには有効。「相当の範囲」要件は、内国民待遇義務を約束しているセクターを含めて約束すれば足りる。経済統合が意味を有するNT未約束のセクターを増やすには約束の撤回（21条）が必要。14条等の規定に基づいて内外差別ができる措置（=GATTにおける検疫、水際措置等に相当）はサービスでは想定し難いのでないか。
- 政策論として、内国民待遇義務を約束しているセクターにおいても、相互承認を推進することでサービスサプライチェーンを促進することは可能。ただし、相互承認は、GATS上規定がある（7条）が恣意的な基準で承認することが認められるかは疑問。

22

WTOとFTA

- 以下の（非MFN）取り扱いは、サプライチェーンの安定化に資するものであり、GATT上許されるのではないか。⇒24条5項の「域外に対してより高度な制限を課せない」という制限は、FTA（自由貿易地域）では当然に充たすのではないか。
 - ①危機時の輸出制限を域内で禁止すること。
 - ②域内の貿易について（輸入および輸出）関税を撤廃すること。
 - ③セーフガード措置の発動から域内を除外すること。
 - ④国内規制について域内で相互承認を追求すること。
 - ⑤域内の国内政策をハーモナイズして検疫措置・水際措置等を撤廃すること。
 - ⑥MFNベースの関税譲許を撤回して域外関税を引き上げること。
 - （⑦輸出管理を域内について緩和すること）
- 以下は域内サプライチェーンの構築に資するが協定整合的か争いがあり得、かつ政策の透明性の観点から問題がある。
 - ①累積原産地規則を採用すること。
 - ②特惠原産地規則を採用すること。

23



〔禁無断転載〕

WTO と広域 FTA を通じた貿易ルールの刷新に向けて

令和 4 年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業

発行日 2023 年 3 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <https://iti.or.jp/>

